

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和1年10月16日
【発行者名】	三井住友D Sアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松下 隆史
【本店の所在の場所】	東京都港区愛宕二丁目5番1号
【事務連絡者氏名】	植松 克彦
【電話番号】	03-5405-0784
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	エマージング・ボンド・ファンド・カナダドルコース（毎月分配型） エマージング・ボンド・ファンド・メキシコペソコース（毎月分配型）
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	各々につき、2兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

エマージング・ボンド・ファンド・カナダドルコース(毎月分配型)
エマージング・ボンド・ファンド・メキシコペソコース(毎月分配型)

以下、上記ファンドを総称して「各ファンド」といいます。また、上記ファンドを総称して、またはそれぞれを「当ファンド」または「ファンド」といい、必要に応じて各ファンドを以下のように表示することがあります。

エマージング・ボンド・ファンド・カナダドルコース(毎月分配型)
：カナダドルコース(毎月分配型)
エマージング・ボンド・ファンド・メキシコペソコース(毎月分配型)
：メキシコペソコース(毎月分配型)

また、各ファンドおよび下記の追加型証券投資信託を総称して「通貨選択型エマージング・ボンド・ファンド」といいます。

エマージング・ボンド・ファンド・円コース(毎月分配型)
エマージング・ボンド・ファンド・豪ドルコース(毎月分配型)
エマージング・ボンド・ファンド・ニュージーランドドルコース(毎月分配型)
エマージング・ボンド・ファンド・ブラジルリアルコース(毎月分配型)
エマージング・ボンド・ファンド・南アフリカランドコース(毎月分配型)
エマージング・ボンド・ファンド・トルコリラコース(毎月分配型)
エマージング・ボンド・ファンド・中国元コース(毎月分配型)
エマージング・ボンド・ファンド(マネープールファンド)

*上記以外のファンドが今後追加されることがあります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

当ファンドは、追加型証券投資信託(契約型)の受益権です。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社である三井住友DSアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

各々につき、2兆円を上限とします。

なお、上記金額には申込手数料および申込手数料にかかる消費税および地方消費税(以下、「消費税等」といいます。)は含まれていません。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込受付日^(注1)の翌営業日の基準価額^(注2)とします(なお、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれていません。)

(注1) ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、英国証券取引所またはロンドンの銀行の休業日と同日の場合には、取得のお申込みを受付けないものとします。

(注2) 基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ファンドの基準価額については、お申込みの各販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	電話番号	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

お問い合わせは、午前9時～午後5時(土、日、祝・休日を除く)までとさせていただきます。

(5) 【申込手数料】

申込手数料は、申込価額(発行価格)に申込手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料率は、3.3%(税抜3.0%)を上限とし、販売会社毎に定めた率とします。

ファンドの申込手数料(スイッチングの際の申込手数料を含みます。)については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。

申込手数料には、消費税等相当額がかかります。

分配金自動再投資型において収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

申込手数料は、販売会社による商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに販売の事務等の対価です。

(6) 【申込単位】

販売会社によって異なります。ファンドの申込単位については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2019年10月17日から2020年10月16日までです。

(申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)

(8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(販売会社)については、前記「(4)発行(売出)価格」に記載の照会先までお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

申込代金については、販売会社の定める期日までにお支払いください(詳細はお申込みの販売会社までお問い合わせください。)

申込期間中に、投資家から申込まれた振替受益権に係る取得申込みの発行価額の総額は、追加信託を行う日に、販売会社によって委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座(受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座)に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込代金は、お申込みの販売会社にお支払いください。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12) 【その他】

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

日本以外の地域における発行
ありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、主に米ドル建ての新興国の政府および政府機関等の発行する債券を実質的な主要投資対象とし、信託財産の成長を目指して運用を行います。

ファンドの基本的性格

当ファンドにおける一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は以下の通りです。

<商品分類表>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類表の各項目の定義について

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

<属性区分表>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファン ド	あり ()
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	日々	中南米		なし
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	その他 ()	アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分表の各項目の定義について

その他資産（投資信託証券（債券 一般））

...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に債券（一般）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。債券（一般）とは、属性区分において公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

年12回（毎月）...目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

エマージング...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ...一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

ファンドの特色

1 各ファンドは、主に米ドル建ての新興国の政府および政府機関等の発行する債券を実質的な主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指します。

- 各ファンドは、ケイマン籍の円建て外国投資信託証券「TRP Global Emerging Markets Bond Fund(以下、「グローバル・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド」、または「GEMBF」)」と国内籍の親投資信託「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」へ投資するファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

- 各ファンドにおけるグローバル・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドへの投資比率は、原則として高位を保ちます。

※当ファンドの信託期間が終了する数カ月程度前からは、キャッシュの保有比率を高くすることがあります。また、ファンドの資産規模等によっては、投資比率が高位とされない場合もあります。

- グローバル・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドは、主に米ドル建ての新興国の政府および政府機関等の発行する債券を主要投資対象とします。

※グローバル・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドにおける米ドル以外の通貨建ての資産への投資は、原則として、ファンドの純資産総額の20%以内とします。ただし、この場合は当該通貨売り、米ドル買いの為替取引を行うことを原則とします。

※グローバル・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドにおける事業債への投資は、原則として、ファンドの純資産総額の20%以内とします。

- グローバル・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドは、ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドが運用を行います。キャッシュ・マネジメント・マザーファンドは、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社が運用を行います。

ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドの概要

同社(所在地:英国ロンドン)は、米国ティー・ロウ・プライス・グループの運用会社です。同グループの代表的な会社であるティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インクは、1937年に設立された会社で、グローバルに資産運用業務を行っております。ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インクの親会社であるティー・ロウ・プライス・グループ・インクは、米国の上場会社であり、また、S & P500インデックスの採用銘柄です。ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドは、ティー・ロウ・プライス・グループの運用技術および調査能力を活用することができます。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

2 為替取引手法の異なる2つのコースがあり、各ファンド間でスイッチングが可能です。

※通貨選択型エマージング・ボンド・ファンドについては、上記2ファンド以外のファンドもあります。また、今後新たなファンドが追加されることがあります。

※販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

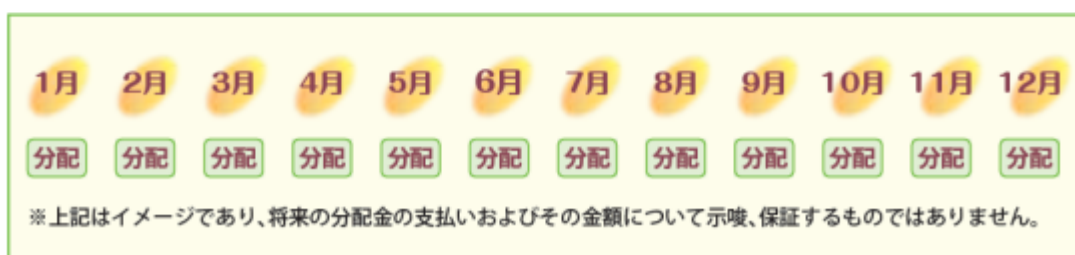
※販売会社によっては、スイッチングのお取扱いがない場合があります。

※通貨選択型エマージング・ボンド・ファンドのファンドのお取扱いおよびスイッチングのお取扱いについては、各販売会社までお問い合わせください。

3 毎月の決算時に分配を目指します。

- 決算日は毎月16日（休業日の場合は翌営業日）とします。
- 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- 分配金は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。
- 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

分配のイメージ



※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

下記は投資信託における「分配金に関する留意事項」を説明するものであり、当ファンドの分配金額や基準価額を示すものではありません。

分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が
支払われるイメージ

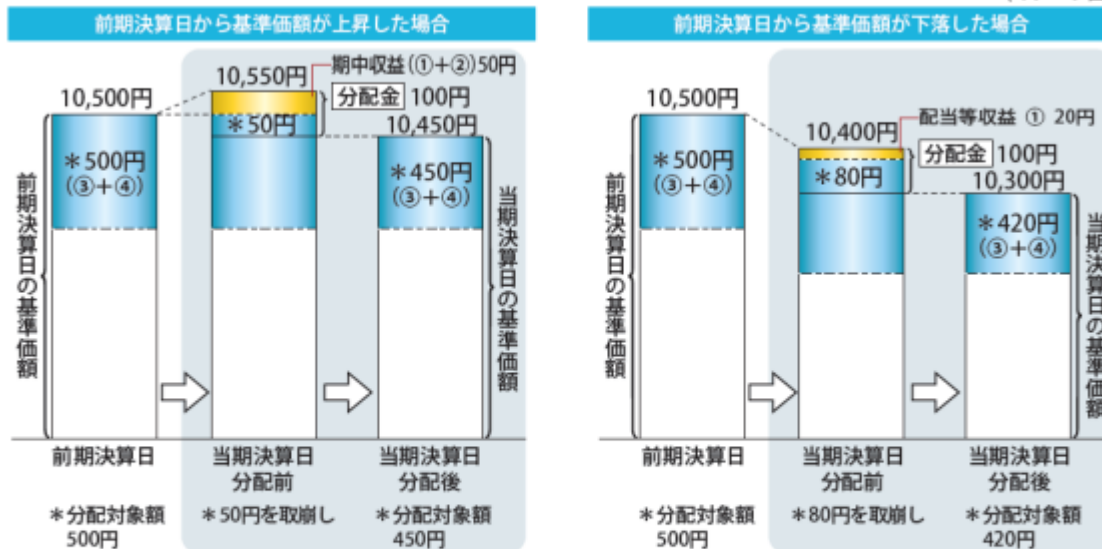


（イメージ図）

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金が計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

(イメージ図)

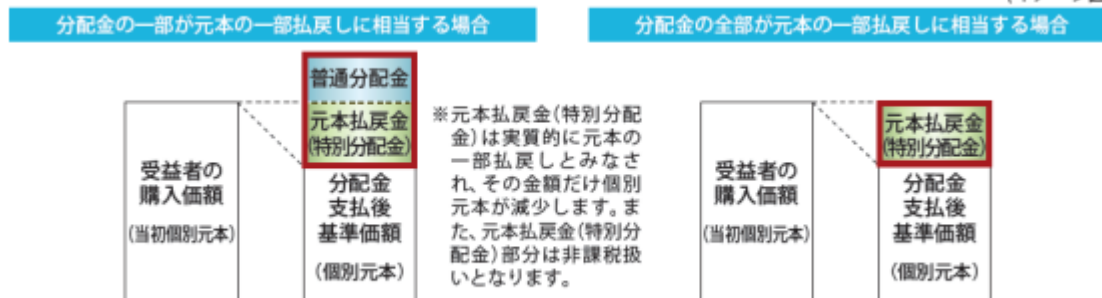


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

(イメージ図)



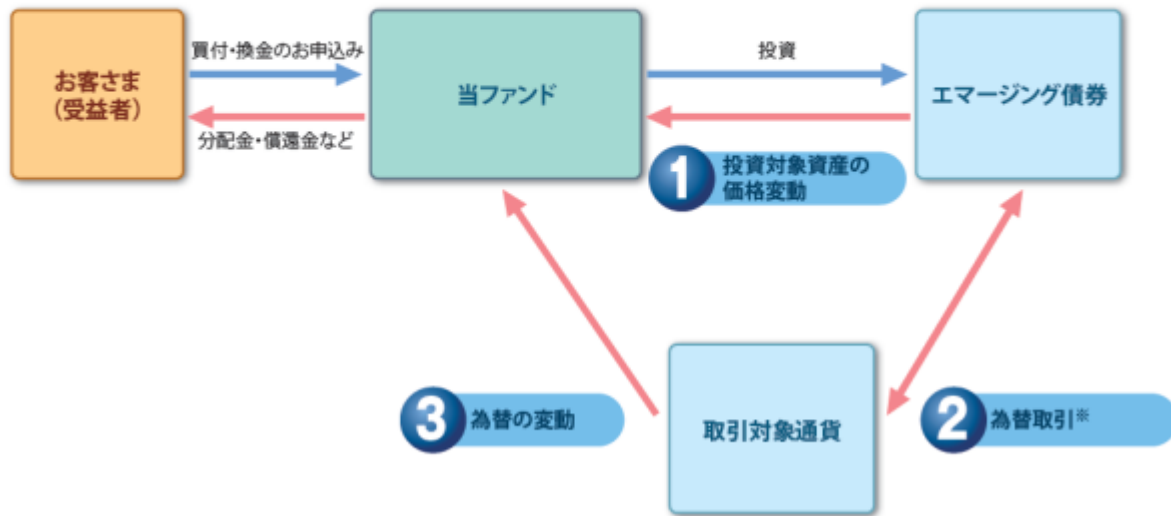
普通分配金: 個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

通貨選択型ファンドの収益のイメージ

- ◆ 当ファンドは主に米ドル建てのエマージング債券への投資に加えて、為替取引を活用して運用を行うよう設計された投資信託です。

当ファンドのイメージ図



※取引対象通貨の対円での為替リスクが発生することに留意が必要です。

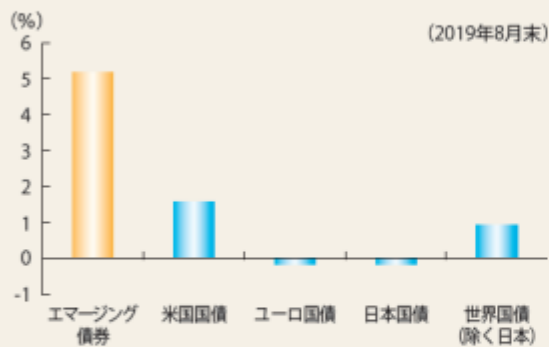
- ◆ 当ファンドの収益の源泉は以下の3つの要素が挙げられます。これらの収益の源泉に相応してリスクが内在していることに注意が必要です。

収益の源泉	収益を得られるケース	損失やコストが発生するケース
1 エマージング債券の利息収入、 値上がり/値下がり	債券価格の上昇 金利の低下 債券の発行体の信用力上昇	債券価格の下落 金利の上昇 債券の発行体の信用力低下
+	プレミアム(金利差相当分の収益)の発生 取引対象通貨の短期金利 > 米ドルの短期金利	コスト(金利差相当分の費用)の発生 取引対象通貨の短期金利 < 米ドルの短期金利
+	為替差益の発生 取引対象通貨に対して円安	為替差損の発生 取引対象通貨に対して円高

※過去の事実から見た一般的な傾向を表したものであり、上図のとおりにならない場合があります。

① エマージング債券への投資について

各債券の利回り比較



(出所) 各種データをもとに三井住友D S アセットマネジメント株式会社作成。

※エマージング債券: JPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド、米国公債: FTSE米国公債インデックス、ユーロ国債: FTSE EMU国債インデックス、日本国債: FTSE日本国債インデックス、世界国債 (除く日本): FTSE世界国債インデックス (除く日本) の各最終利回り。

エマージング債券インデックスの推移



(出所) 各種データをもとに三井住友D S アセットマネジメント株式会社作成。

※エマージング債券: JPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド
JPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイドとは、JP Morgan Securities LLCが公表する債券指数(米ドルベース)です。1993年12月31日より算出されています。ただし、当ファンドのベンチマークではありません。

※上記は過去のデータであり、当ファンドの将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

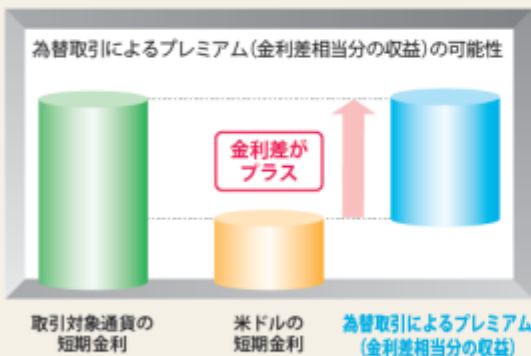
② 為替取引によるプレミアム/コストについて

一般的に、米ドルを売って米ドルより高い金利の通貨を買う為替取引を行った場合、2通貨間の金利差を為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)として実質的に受け取ることが期待できます。反対に、米ドルを売って米ドルより低い金利の通貨を買う為替取引を行った場合は、為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)が生じます。また、取引対象通貨の為替変動リスク等がともないます。

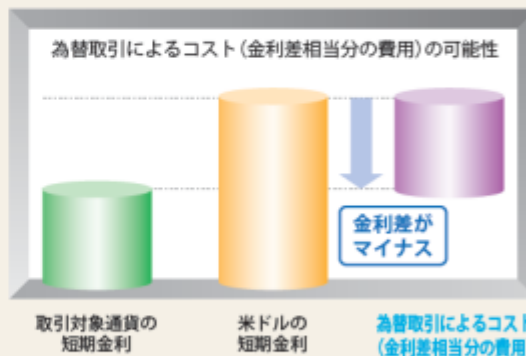
(イメージ図)

為替取引を活用した収益機会のイメージ

取引対象通貨の短期金利 > 米ドルの短期金利の場合



取引対象通貨の短期金利 < 米ドルの短期金利の場合

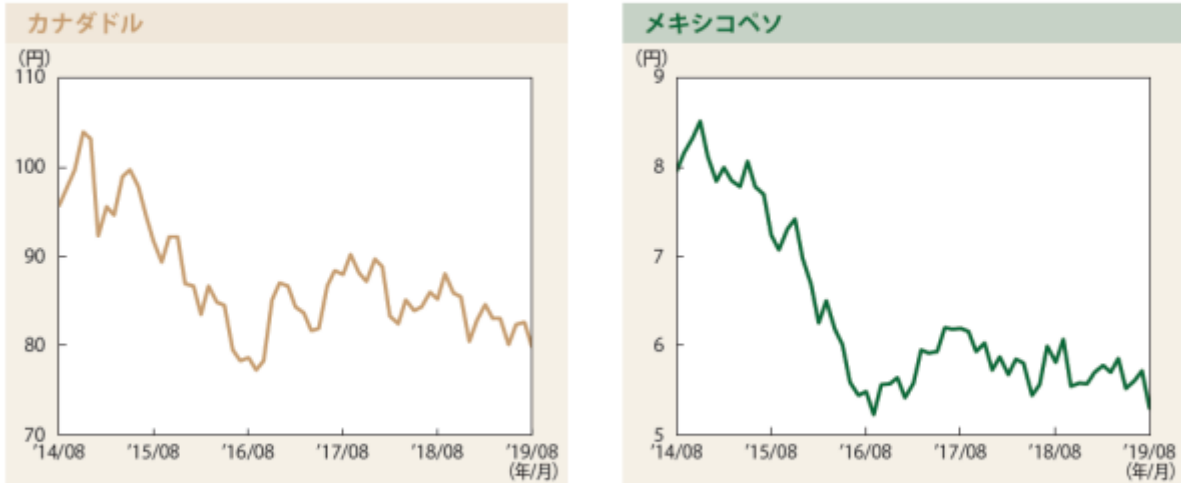


- 主要投資対象の外国投資信託証券では、為替予約取引やそれに類似する取引であるNDF(直物為替先渡取引)等により為替取引が行われます。これらの取引において取引価格に反映される為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)/コスト(金利差相当分の費用)は、金利水準だけでなく当該通貨に対する市場参加者の期待や需給等の影響を受けるため、金利差から理論上期待される水準と大きく異なる場合があります。

※NDF(ノン・デリバラブル・フォワード)とは、国外に資本が流出することを規制している等の状況下にある国の通貨の為替取引を行う場合に利用する為替先渡取引の一種で、当該通貨を用いた受渡しを行わず、主要通貨による差金決済のみとする条件で行う取引をいいます。

③ 主要通貨の為替レート(対円)の推移について

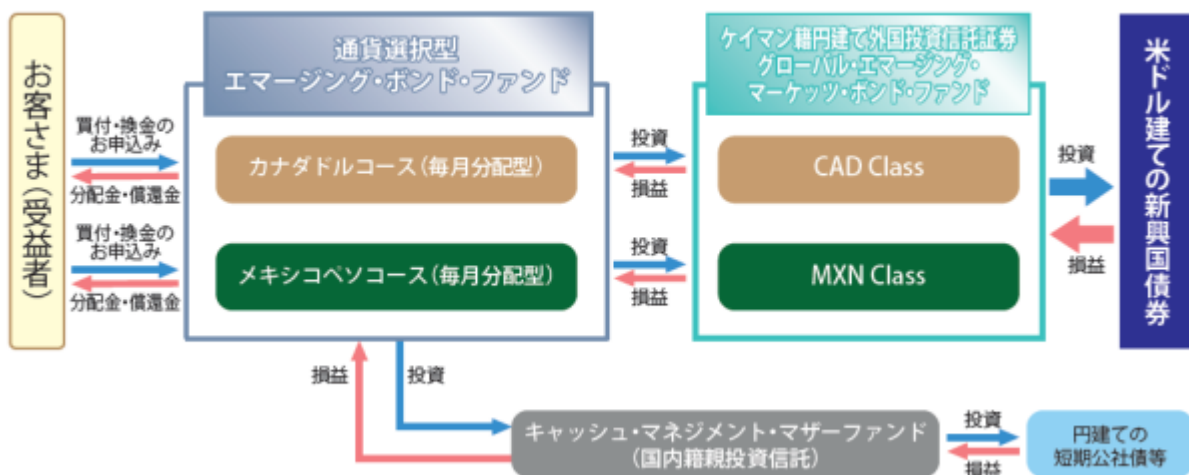
(2014年8月末～2019年8月末)



(出所) 各種データをもとに三井住友D Sアセットマネジメント株式会社作成。

※上記は過去のデータであり、当ファンドの将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

ファンドの仕組み



※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

グローバル・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドの各クラスにおいて、組入れ資産の米ドル建て資産に対して以下の為替取引を行います。

ファンド	為替予約取引等
CAD Class	原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、カナダドル買いを行います。
MXN Class	原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、メキシコペソ買いを行います。

(注1) 外国投資信託証券で行われる為替取引とは、「米ドルの売り」と取引対象通貨の買いの為替予約取引等を行うものであり、円と取引対象通貨の為替変動リスクがあります。

(注2) 為替予約取引の代わりにNDF(直物為替先渡取引)を行う場合があります。

※通貨選択型エマージング・ボンド・ファンドについては、上記2ファンド以外のファンドもあります。また、今後新たなファンドが追加されることがあります。

※通貨選択型エマージング・ボンド・ファンドのファンドのお取扱いおよびスイッチングのお取扱いについては、各販売会社までお問い合わせください。

信託金の限度額

信託金の限度額は、各々につき7,000億円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

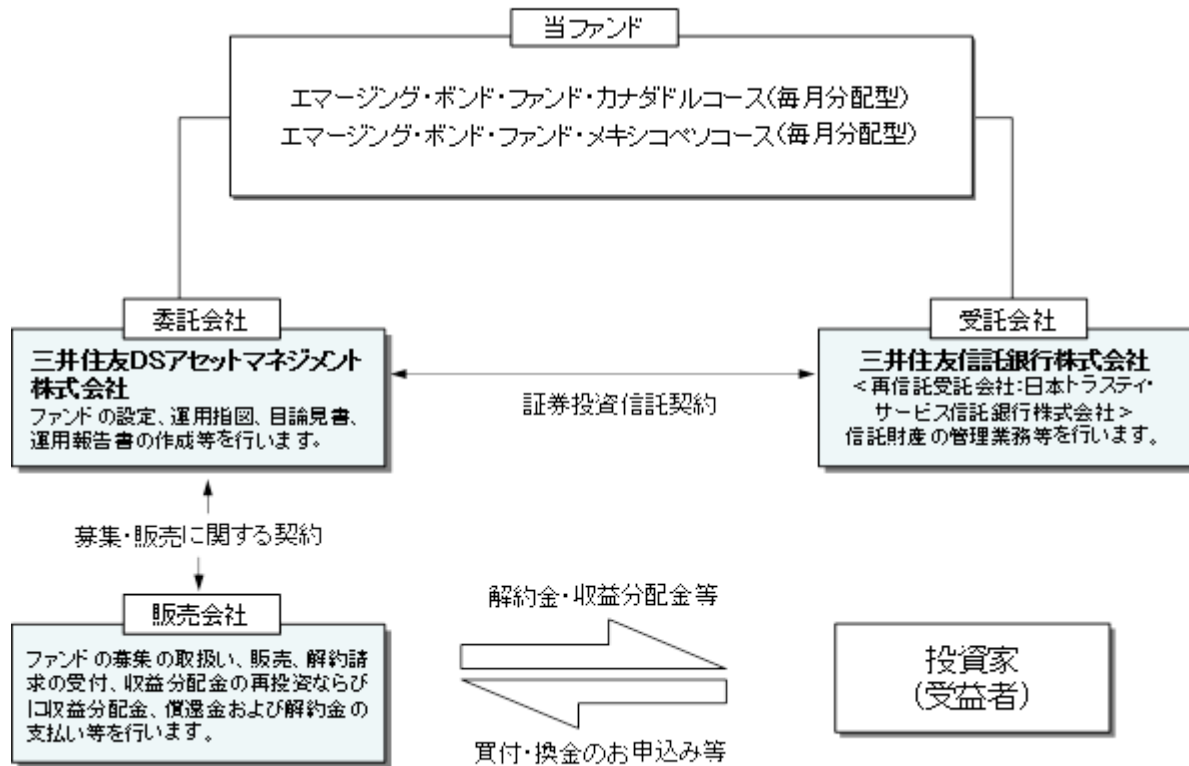
(2) 【ファンドの沿革】

2013年8月7日 信託契約締結

2013年8月7日 当ファンドの設定・運用開始

2019年4月1日 ファンドの委託会社としての業務を大和住銀投信投資顧問株式会社から三井住友DSアセットマネジメント株式会社へ承継

(3)【ファンドの仕組み】



委託会社等が関係法人と締結している契約等の概要

関係法人	契約等の概要
受託会社	ファンドの運用方針、投資制限、信託報酬の総額、ファンドの基準価額の算出方法、ファンドの設定・解約等のファンドの運営上必要な事項が規定されている信託契約を締結しています。
販売会社	販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続き等について規定した契約を締結しています。

委託会社等の概況

- ・ 資本金の額 20億円（2019年8月末現在）
- ・ 会社の沿革
 - 1985年7月15日 三生投資顧問株式会社設立
 - 1987年2月20日 証券投資顧問業の登録
 - 1987年6月10日 投資一任契約にかかる業務の認可
 - 1999年1月1日 三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
 - 1999年2月5日 三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
 - 2000年1月27日 証券投資信託委託業の認可取得
 - 2002年12月1日 住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
 - 2013年4月1日 トヨタアセットマネジメント株式会社と合併

2019年4月1日 大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友D Sア
セットマネジメント株式会社に商号変更

・大株主の状況(2019年8月末現在)

名称	住所	所有株式数 (株)	比率 (%)
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	16,977,897	50.1
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	7,946,406	23.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	5,080,509	15.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	3,528,000	10.4
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	337,248	1.0

2【投資方針】

(1)【投資方針】

主に米ドル建ての新興国の政府および政府機関等の発行する債券を主要投資対象とし、実質的な保有外貨建て資産に対して、原則として米ドルの売り、下記の各通貨^(注1)の買いの為替取引を行う別に定める投資信託証券^(注2)(以下、「指定投資信託証券」といいます。)へ投資します。なお、親投資信託であるキャッシュ・マネジメント・マザーファンドへも投資を行います。

(注1)各通貨は、以下の各々の場合について、次の通りとします。

カナダドルコース(毎月分配型)	カナダドル
メキシコペソコース(毎月分配型)	メキシコペソ

(注2)別に定める投資信託証券とは、以下の各々の場合について、次のケイマン籍外国投資信託をいいます。

カナダドルコース(毎月分配型)	TRP Global Emerging Markets Bond Fund CAD Class
メキシコペソコース(毎月分配型)	TRP Global Emerging Markets Bond Fund MXN Class

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として指定投資信託証券および三井住友D Sアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結されたキャッシュ・マネジメント・マザーファンド(以下、「マザーファンド」といいます。)に投資するほか、次に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
 3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
 4. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 5. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- なお、3の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができます。また、4および5の証券を以下「投資信託証券」といいます。

その他の金融商品の運用の指図

委託会社は、信託金を、前記の有価証券の他、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

当ファンドが投資対象とする指定投資信託証券等の概要

当ファンドが投資対象とする指定投資信託証券およびマザーファンド（以下「指定投資信託証券等」）の概要は以下の通りです。

指定投資信託証券等の概要は、2019年8月末現在で委託会社が知り得る情報を基に作成しています。

< 指定投資信託証券の概要 >

ファンド名	TRP Global Emerging Markets Bond Fund CAD Class TRP Global Emerging Markets Bond Fund MXN Class						
基本的性格	ケイマン籍 / 外国投資信託受益証券 / 円建て						
運用目的	主に新興国の政府、政府機関等が発行または保証する米ドル建ての債券を中心に投資し、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指します。						
主要投資対象	新興国の政府、政府機関等が発行または保証する米ドル建ての債券を中心に投資します。また、外国為替予約取引等を活用します。						
運用方針	<p>1. 各ファンドは、主に米ドル建ての新興国の政府、政府機関等が発行または保証する債券を実質的な主要投資対象とします。</p> <p>デュレーションは、エマージング債券市場平均^(*)に対して±2年の範囲とします。</p> <p>*エマージング債券市場平均とは、代表的な債券指数であるJPMorgan EMBIGlobal・ダイバーシファイドの数値をいいます。</p> <p>ポートフォリオの平均格付けは、原則として、B - 格相当以上とします。</p> <p>米ドル以外の通貨建ての資産への投資は、原則として、ファンドの純資産総額の20%以内とします。ただし、この場合は当該通貨売り、米ドル買いの為替取引を行うことを原則とします。</p> <p>事業債への投資は、原則として、ファンドの純資産総額の20%以内とします。</p> <p>政府以外の発行する同一発行体の債券への投資割合は、原則として、ファンドの純資産総額の10%以内とします。ただし、同一発行体の事業債への投資割合は、原則として、ファンドの純資産総額の3%以内とします。</p> <p>キャッシュ運用目的や新興国債券市場の非常事態時等においては、米国国債およびAAA格相当以上の米ドル建ての公社債へ投資する場合があります。</p> <p>2. 各ファンドにおいて、組入れ資産の米ドル建て資産に対して以下の為替取引を行います。</p> <table border="1" data-bbox="427 1671 1391 1872"> <thead> <tr> <th>ファンド</th> <th>為替予約取引等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>CAD Class</td> <td>原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、カナダドル買いを行います。</td> </tr> <tr> <td>MXN Class</td> <td>原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、メキシコペソ買いを行います。</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 資金動向、市況動向、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、資産凍結などの投資規制の導入、自然災害、政治体制の変更、テロや戦争等の発生等）によっては、上記の運用ができない場合があります。</p>	ファンド	為替予約取引等	CAD Class	原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、カナダドル買いを行います。	MXN Class	原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、メキシコペソ買いを行います。
ファンド	為替予約取引等						
CAD Class	原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、カナダドル買いを行います。						
MXN Class	原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、メキシコペソ買いを行います。						
投資運用会社	ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド (T. Rowe Price International Ltd)						

運用開始日	2013年 8 月 7 日
会計年度	毎年 3 月末
収益の分配	原則毎月行います。
管理報酬および その他費用等	<p>管理報酬等：年0.09%（程度）</p> <p>上記の他、信託財産にかかる租税、組入有価証券の売買時にかかる費用、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査にかかる費用、ファンドの設立にかかる費用、現地での登録料、法律顧問費用、名義書換事務代行費用、管理費用、組入有価証券の保管に関する費用、借入金や立替金に関する利息等はファンドの信託財産から負担されます。</p> <p>上記の管理報酬等には、管理事務代行会社への報酬が含まれており、その報酬には下限金額（約40,000米ドル）が設定されています。</p> <p>受託会社への費用として年間10,000米ドルがかかります。</p> <p>運用報酬はかかりません（運用会社の報酬は、各ファンドの委託者報酬から支弁されます。）。</p> <p>上記の報酬等は将来変更になる場合があります。</p>
申込手数料	ありません。
その他	-

ティール・ロウ・プライスにおけるエマージング債券運用プロセス



ファンダメンタル・
クレジット分析
(政治・経済情勢、
市場外要因等) /
現地調査 / 定量分析等

グローバル経済見通し等

リスク・リターン分析に
基づく国別配分等

セクター /
個別銘柄分析等

※上記のティール・ロウ・プライスにおける運用プロセスは、今後変更されることがあります。

<ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドの概要>

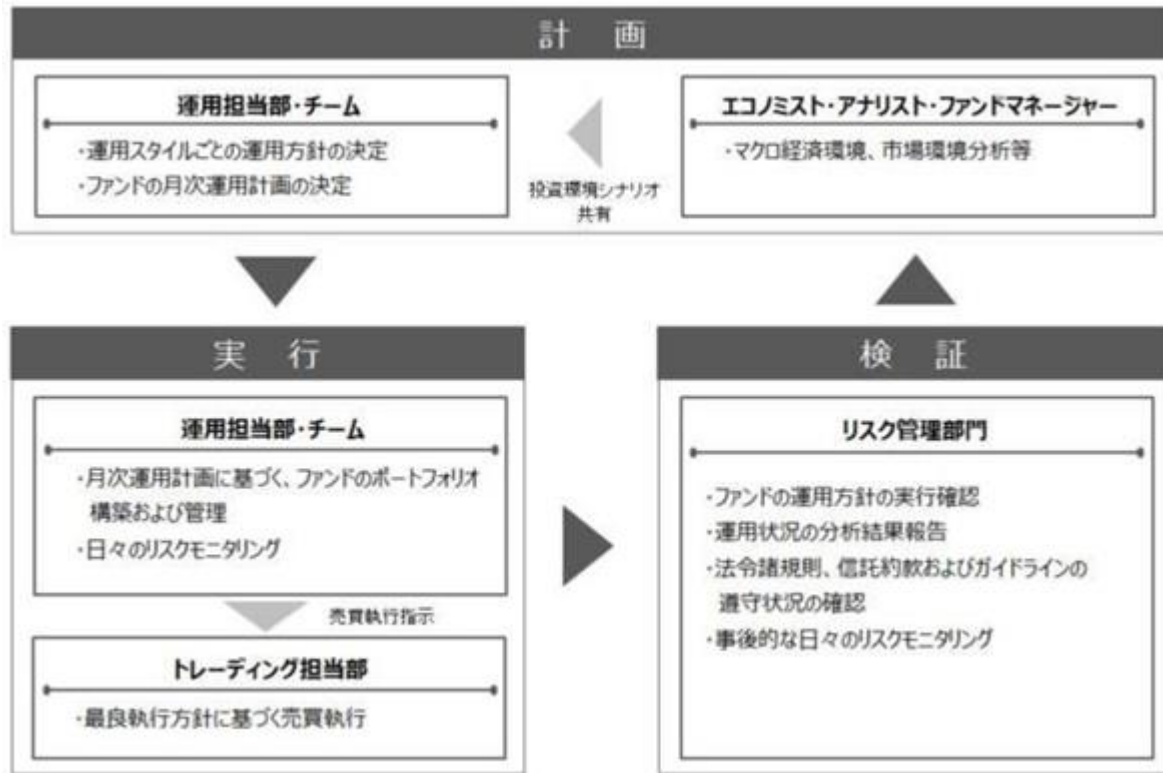
同社(所在地:英国ロンドン)は、米国ティー・ロウ・プライス・グループの運用会社です。同グループの代表的な会社であるティー・ロウ・プライス・アソシエーツ・インクは、1937年に設立された会社で、グローバルに資産運用業務を行っております。ティー・ロウ・プライス・アソシエーツ・インクの親会社であるティー・ロウ・プライス・グループ・インクは、米国の上場会社であり、また、S & P 500インデックスの採用銘柄です。ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドは、ティー・ロウ・プライス・グループの運用技術および調査能力を活用することができます。

<マザーファンドの概要>

ファンド名	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド
投資信託委託会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
受託会社 (再信託受託会社)	三井住友信託銀行株式会社 (日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
基本的性格	親投資信託
運用基本方針	安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。
ベンチマーク	-
主要投資対象	本邦通貨建て公社債および短期金融商品等を主要投資対象とします。
投資態度	本邦通貨建て公社債および短期金融商品等に投資を行い、利息等収入の確保を図ります。 資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式への投資は行いません。 外貨建資産への投資は行いません。 デリバティブ取引(有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引をいいます。)の利用はヘッジ目的に限定しません。
設定日	2007年2月20日
信託期間	無期限
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	ファンドの組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支弁します(その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を記載することができません。)
決算日	毎年7月25日(休業日の場合翌営業日)
ベンチマークについて	-
その他	-

(3)【運用体制】

ファンドの運用体制



* リスク管理部門の人員数は、約50名です。

* 他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）の組入れは、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上、選定しています。また、定性・定量面における評価を継続的に実施するとともに、投資対象としての適格性を定期的に判断します。

* ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

（４）【分配方針】

毎決算時（毎月16日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

イ．分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。

ロ．収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には、分配を行わないことがあります。

ハ．留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

イ．配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

ロ．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

ハ．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の支払いは、次の方法により行います。

イ．収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

収益分配金の支払いは、原則として決算日から起算して5営業日までに開始します。

ロ．前項の規定にかかわらず、販売会社との間で締結した累積投資約款に基づく契約により収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社へ交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、信託約款に定める各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

ハ．上記イ．に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

(5)【投資制限】

当ファンドは、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

信託約款に定める投資制限

イ．主な投資制限

(イ)投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。

(ロ)投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

(ハ)外貨建資産への直接投資は行いません。

ロ．公社債の借入れの指図

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(ロ)前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(ニ)(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

ハ．信用リスク集中回避のための投資制限

(イ)同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、委託会社は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(ロ)一般社団法人投資信託協会の規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ニ．資金の借入れ

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）

を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- (ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
- (ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ホ. 受託会社による資金の立替え

- (イ)信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- (ロ)信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- (ハ)上記(イ)および(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

法令による投資制限

デリバティブ取引等に係る投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

<当ファンドの有するリスク>

当ファンドは、投資信託証券を通じて実質的に債券など値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産は、為替の変動による影響も受けます。したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの投資目的は確実に達成されるものではなく、元本および元本からの収益を確保する保証はありません。

投資家の皆様におかれましては、当ファンドの内容とリスクを十分ご理解のうえお申込みくださいますよう、よろしく願いいたします。

<基準価額の変動要因>

基準価額を変動させる要因として主に以下のリスクがあります。ただし、以下の説明はすべてのリスクを表したものではありません。

(1)流動性リスク

実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(2)金利変動に伴うリスク

投資対象の債券等は、経済情勢の変化等を受けた金利水準の変動に伴い価格が変動します。通常、金利が低下すると債券価格は上昇し、金利が上昇すると債券価格は下落します。債券価格が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。また、債券の種類や特定の銘柄に関わる格付け等の違い、利払い等の仕組みの違いなどにより、価格の変動度合いが大きくなる場合と小さくなる場合があります。

デュレーションについて

デュレーションとは、「投資元本の平均的な回収期間」を表す指標で、単位は「年」で表示されます。また、「金利の変動に対する債券価格の変動性」の指標としても利用され、一般的にこの値が長い（大きい）ほど、金利の変動に対する債券価格の変動が大きくなります。

(3)信用リスク

投資対象となる債券等の発行体において、万一、元利金の債務不履行や支払い遅延（デフォルト）が起きると、債券価格は大幅に下落します。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、格付機関により格下げされた場合は、債券価格が下落し、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(4)外国証券投資のリスク

<為替リスク>

当ファンドは主要投資対象とする外国投資信託証券を通じて、実質的に米ドル建て資産に対して米ドル売り、取引対象通貨買いの為替取引を行います。そのため、円に対する取引対象通貨の為替変動の影響を受け、為替相場が取引対象通貨に対して円高方向に進んだ場合には、当ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、取引対象通貨で完全に為替取引を行うことはできないため、円に対する米ドルの為替変動の影響を受ける場合があります。

なお、取引対象通貨の金利が米ドル金利より低い場合、米ドルと取引対象通貨との金利差相当分の為替取引によるコストがかかることにご留意ください。ただし、需給要因等によっては金利差相当分以上のコストとなる場合があります。

<カントリーリスク>

投資対象となる国と地域によっては、政治・経済情勢が不安定になったり、証券取引・外国為替取引等に関する規制が変更されたりする場合があります。さらに、外国政府が資産の没収、国有化、差押えなどを行う可能性もあります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(5)新興国への投資のリスク

新興国は、先進国と比べて経済状況が脆弱であるとされ、政治・経済および社会情勢が著しく変化する可能性があります。想定される変化としては、次のようなものがあります。

- ・政治体制の変化
- ・社会不安の高まり
- ・他国との外交関係の悪化
- ・海外からの投資に対する規制
- ・海外との資金移動の規制

さらに、新興国は、先進国と比べて法制度やインフラが未発達で、情報開示の制度や習慣等が異なる場合があります。この結果、投資家の権利が迅速かつ公正に実現されず、投資資金の回収が困難になる場合や投資判断に際して正確な情報を十分に確保できない可能性があります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(6) その他のリスク

当ファンドが投資対象とする外国投資信託証券で、当ファンドや当該外国投資信託証券を投資対象とする他のファンドで追加設定・解約等に伴う資金移動が発生し、当該外国投資信託証券において売買が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

< その他の留意点 >

(1) 為替取引に関する留意点

当ファンドの主要投資対象の外国投資信託証券では、為替予約取引やそれに類似する取引であるNDF（直物為替先渡取引）等により為替取引が行われます。これらの取引において取引価格に反映される為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）/コスト（金利差相当分の費用）は、金利水準だけでなく当該通貨に対する市場参加者の期待や需給等の影響を受けるため、金利差から理論上期待される水準と大きく異なる場合があります。その結果、ファンドの投資成果は、実際の為替市場や、金利市場の動向から想定されるものから大きく乖離する場合があります。

また、取引対象通貨によっては、為替管理規制や流動性等により為替予約取引等ができなくなる場合や、金額が制限される場合があります。

(2) 繰上償還について

当ファンドが主要投資対象とする指定投資信託証券が存続しないこととなる場合には、当該ファンドは繰上償還されます。

また、通貨選択型エマージング・ボンド・ファンド全体の信託財産の受益権の口数を合計した口数が30億口を下回ることとなった場合、および当ファンドの目的に合った運用を継続することができない事態となった場合等には、繰上償還されることがあります。

(3) 換金請求の受付に関する留意点

取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の受付を中止することおよびすでに受付けたご換金の受付を取消すことがあります。また、信託財産の資金管理等を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じです。

(4) クーリング・オフについて

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(5) 法令・税制・会計等の変更可能性について

法令・税制・会計等は、変更される可能性があります。

< リスクの管理体制 >

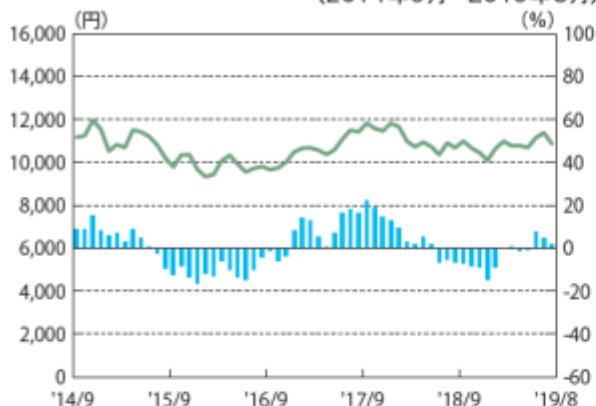
委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、リスク管理部において信託約款等に定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング等、コンプライアンス部において法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行っています。当該モニタリングおよび確認結果等は、運用評価会議、リスク管理会議およびコンプライアンス会議に報告されます。

< 参考情報 >

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

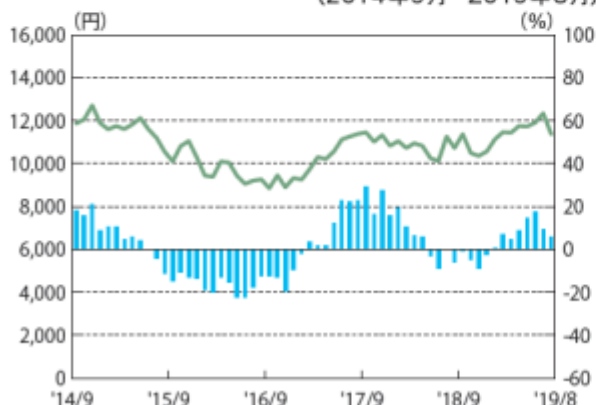
カナダドルコース(毎月分配型)

(2014年9月～2019年8月)



メキシコペソコース(毎月分配型)

(2014年9月～2019年8月)



■ 年間騰落率(右目盛) ■ 分配金再投資基準価額(左目盛)

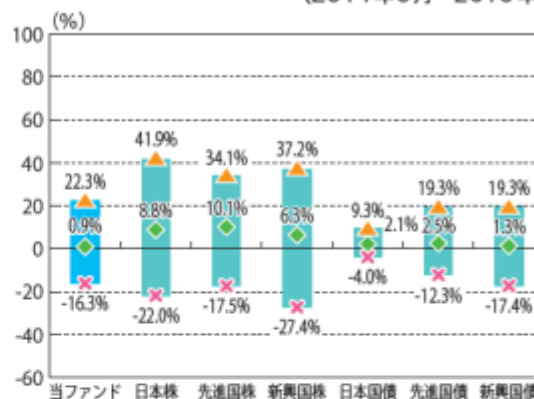
※年間騰落率は、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。

※年間騰落率および分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものと計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

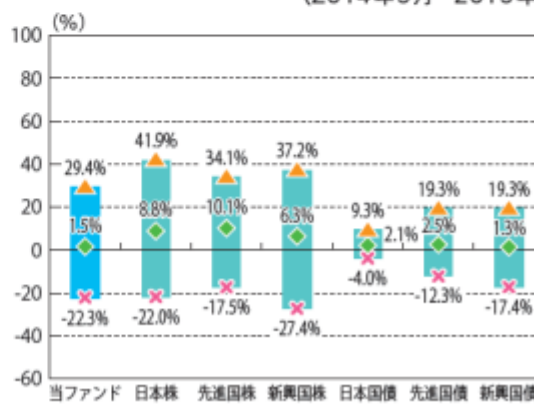
カナダドルコース(毎月分配型)

(2014年9月～2019年8月)



メキシコペソコース(毎月分配型)

(2014年9月～2019年8月)



◆ 平均値 ▲ 最大値 × 最小値

※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものと計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数について>

資産クラス	指数名	権利者
日本株	TOPIX(配当込み)	株式会社東京証券取引所
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI国債	野村証券株式会社
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)	J.P.Morgan Securities LLC

(注)上記指数に関する著作権等の知的財産権およびその他一切の権利は、各権利者に帰属します。各権利者は、当ファンドの運用に関して一切の責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、申込価額（発行価格）に申込手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料率は、3.3%（税抜3.0%）を上限とし、販売会社毎に定めた率とします。

ファンドの申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。

申込手数料には、消費税等相当額がかかります。

分配金自動再投資型において収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

申込手数料は、販売会社による商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに販売の事務等の対価です。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.628%（税抜1.48%）を乗じて得た金額とします。委託会社は販売会社に対して、販売会社の行う業務に対する代行手数料を支払います。委託会社、販売会社および受託会社の間の配分は以下の表のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.85%（税抜）	年率0.60%（税抜）	年率0.03%（税抜）

当ファンドが投資対象とする指定投資信託証券では、管理報酬等が年率0.09%程度かかりますので、当ファンドにおける実質的な信託報酬は年率1.718%（税込）程度です。

ただし、指定投資信託証券の管理報酬等には関係法人により下限金額が設定されているものがあるため、指定投資信託証券の純資産総額によっては、当ファンドにおける実質的な信託報酬が上記の率を超える場合があります。また、信託財産にかかる租税、組入有価証券の売買時にかかる費用、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査にかかる費用、ファンドの設立にかかる費用、現地での登録料、法律顧問費用、管理費用、組入有価証券の保管に関する費用、借入金や立替金に関する利息等は指定投資信託証券が負担します。また、指定投資信託証券における報酬は将来変更または見直される場合があります、その場合は実質的な信託報酬率は変更されることとなります。

キャッシュ・マネジメント・マザーファンドにおいては、信託報酬は収受されません。

上記の委託会社、販売会社および受託会社の間の信託報酬の配分はそれぞれ「ファンドの運用等の対価」、「購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価」および「運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価」です。

信託報酬は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬にかかる消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します（税額は、税法改正時には変更となります。）。

信託報酬の販売会社への配分は、委託会社が一旦信託財産から収受した後、各販売会社毎の取扱残高に応じて支払います。委託会社は、信託報酬を収受したときは、販売会社に対して代行手数料を遅滞なく支払うものとします。なお、販売会社への配分には、消費税等相当額がかかります。

(4)【その他の手数料等】

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引・コール取引等に要する費用および外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

有価証券の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用などについては、取引または請求のつど、信託財産で負担することとなります。これらの費用および当ファンドが投資対象とする指定投資信託証券およびマザーファンドにおける信託財産で間接的にご負担いただく費用は、事前に計算できないため、その総額や計算方法等を具体的に記載しておりません。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年率0.0066% (税抜0.0060%) 以内の率を乗じて得た額とし、各特定期末(毎年1月、7月に属する計算期末)または信託終了時に信託財産中から支弁します。また、委託会社は信託財産の規模等を考慮してその率または金額を変更することができます。

解約の際には、解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.1%を乗じて得た額が信託財産留保額として差し引かれます。

(5)【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。なお、税法等が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

個人の受益者に対する課税

・収益分配金の課税

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)の税率で源泉徴収され確定申告不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税(当ファンドは、配当控除の適用がありません。)を選択することができます。

・解約時および償還時の課税

譲渡益(解約価額および償還価額から取得費(申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額等を含みます。)を控除した利益をいいます。)については、譲渡所得として20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)の税率が適用され、申告分離課税となります。なお、源泉徴収選択口座を選択した場合には、原則として確定申告不要となります。所得税については、2013年1月1日から2037年12月31日までの間、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

< 損益通算について >

解約時および償還時の譲渡損失(または譲渡益)については、上場株式等の譲渡益(または譲渡損失)との相殺が可能です。当該相殺後の譲渡損失については、確定申告により、上場株式等の配当所得等(配当所得については申告分離課税を選択したものに限り)との損益通算が可能です。

また、源泉徴収選択口座内においても、解約時および償還時の譲渡損失(または譲渡益)については、上場株式等の譲渡益(または譲渡損失)と相殺され、当該相殺後の譲渡損失については、上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。

上場株式等には、取引所に上場されている株式等、公募株式等証券投資信託、公募公社債投資信託および特定公社債が含まれます。

< 少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」について >

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得等や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

20歳未満の方を対象とした「ジュニアNISA」もあります。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対し
ては、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。
所得税については、2013年1月1日から2037年12月31日までの間、基準所得税額に対して2.1%の
税率で復興特別所得税が付加されます。

< 益金不算入制度について >

当ファンドは、益金不算入制度の適用はありません。

(参考)

< 個別元本について >

- ・追加型証券投資信託を保有する受益者毎の取得元本（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等
相当額は含まれません。）が個別元本にあたります。
- ・受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受
益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われる
場合があります。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支
店毎に、「分配金受取型」と「分配金自動再投資型」の両コースで取得する場合にはコース別に、個
別元本の算出が行われる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元
本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります（「元本払戻金
（特別分配金）」については、下記の< 収益分配金の課税について >を参照）。

< 収益分配金の課税について >

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配
金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同
額または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、
当該収益分配金落ち後の基準価額が個別元本を下回っている場合は、その下回る部分の額が元本払戻
金（特別分配金）、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金とな
ります。

- * 2020年1月1日以降の分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と
異なる場合があります。
- * 上記の内容は2019年8月末現在のもので、税法等が変更・改正された場合には、変更になること
があります。
- * 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【エマーシング・ボンド・ファンド・カナダドルコース（毎月分配型）】

(1)【投資状況】

(2019年8月末現在)

投資資産の種類	国・地域名	時価合計(円)	投資比率
親投資信託受益証券 (キャッシュ・マネジメント・マザーファンド)	日本	326,357	0.78%
投資信託受益証券	ケイマン諸島	40,574,548	97.12%
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		874,720	2.09%

純資産総額	41,775,625	100.00%
-------	------------	---------

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2019年8月末現在)

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	TRP Global Emerging Markets Bond Fund CAD Class ケイマン諸島	投資信託受益証券 -	63,190,388	0.6341 40,070,100	0.6421 40,574,548	- -	97.12%
2	キャッシュ・マネジメント・マ ザーファンド 日本	親投資信託受益証券 -	320,965	1.0166 326,324	1.0168 326,357	- -	0.78%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
投資信託受益証券	97.12%
親投資信託受益証券	0.78%
合計	97.91%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

(2019年8月末現在)

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

(2019年8月末現在)

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額(百万円)		1口当りの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
設定時 (2013年8月7日)	20	-	1.0000	-
第1特定期間末 (2014年1月16日)	288	290	1.0354	1.0444
第2特定期間末 (2014年7月16日)	287	293	1.0805	1.0985
第3特定期間末 (2015年1月16日)	193	195	1.0461	1.0641
第4特定期間末 (2015年7月16日)	76	78	1.0272	1.0452
第5特定期間末 (2016年1月18日)	74	75	0.8100	0.8280
第6特定期間末 (2016年7月19日)	56	57	0.9034	0.9214
第7特定期間末 (2017年1月16日)	197	198	0.9563	0.9743
第8特定期間末 (2017年7月18日)	48	50	0.9951	1.0131
第9特定期間末 (2018年1月16日)	48	49	1.0076	1.0256
第10特定期間末 (2018年7月17日)	54	55	0.9132	0.9312
2018年8月末日	53	-	0.8926	-
2018年9月末日	54	-	0.9157	-
2018年10月末日	50	-	0.8855	-
2018年11月末日	49	-	0.8652	-
2018年12月末日	47	-	0.8325	-
第11特定期間末 (2019年1月16日)	49	50	0.8520	0.8700
2019年1月末日	50	-	0.8742	-
2019年2月末日	51	-	0.8993	-
2019年3月末日	50	-	0.8791	-
2019年4月末日	50	-	0.8772	-
2019年5月末日	49	-	0.8670	-

2019年6月末日	51	-	0.9011	-
第12特定期間末 (2019年7月16日)	52	53	0.9135	0.9315
2019年7月末日	45	-	0.9170	-
2019年8月末日	41	-	0.8716	-

(注) 純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

【分配の推移】

期間	1口当りの分配金(円)
第1特定期間(2013年8月7日~2014年1月16日)	0.0090
第2特定期間(2014年1月17日~2014年7月16日)	0.0180
第3特定期間(2014年7月17日~2015年1月16日)	0.0180
第4特定期間(2015年1月17日~2015年7月16日)	0.0180
第5特定期間(2015年7月17日~2016年1月18日)	0.0180
第6特定期間(2016年1月19日~2016年7月19日)	0.0180
第7特定期間(2016年7月20日~2017年1月16日)	0.0180
第8特定期間(2017年1月17日~2017年7月18日)	0.0180
第9特定期間(2017年7月19日~2018年1月16日)	0.0180
第10特定期間(2018年1月17日~2018年7月17日)	0.0180
第11特定期間(2018年7月18日~2019年1月16日)	0.0180
第12特定期間(2019年1月17日~2019年7月16日)	0.0180

【収益率の推移】

期間	収益率
第1特定期間(2013年8月7日~2014年1月16日)	4.4%
第2特定期間(2014年1月17日~2014年7月16日)	6.1%
第3特定期間(2014年7月17日~2015年1月16日)	1.5%
第4特定期間(2015年1月17日~2015年7月16日)	0.1%
第5特定期間(2015年7月17日~2016年1月18日)	19.4%
第6特定期間(2016年1月19日~2016年7月19日)	13.8%
第7特定期間(2016年7月20日~2017年1月16日)	7.8%
第8特定期間(2017年1月17日~2017年7月18日)	5.9%
第9特定期間(2017年7月19日~2018年1月16日)	3.1%
第10特定期間(2018年1月17日~2018年7月17日)	7.6%
第11特定期間(2018年7月18日~2019年1月16日)	4.7%
第12特定期間(2019年1月17日~2019年7月16日)	9.3%

(注) 収益率 = (当特定期末分配付基準価額 - 前特定期末分配付基準価額) ÷ 前特定期末分配付基準価額 × 100

(4) 【設定及び解約の実績】

期間	設定総額(円)	解約総額(円)
第1特定期間(2013年8月7日~2014年1月16日)	304,903,237	26,416,765
第2特定期間(2014年1月17日~2014年7月16日)	255,234,447	267,387,895
第3特定期間(2014年7月17日~2015年1月16日)	168,360,570	249,967,748
第4特定期間(2015年1月17日~2015年7月16日)	15,380,307	125,529,205
第5特定期間(2015年7月17日~2016年1月18日)	28,551,153	11,321,061
第6特定期間(2016年1月19日~2016年7月19日)	23,919,040	52,950,022
第7特定期間(2016年7月20日~2017年1月16日)	154,837,091	11,257,139
第8特定期間(2017年1月17日~2017年7月18日)	4,889,449	162,234,968
第9特定期間(2017年7月19日~2018年1月16日)	2,692,332	3,237,457
第10特定期間(2018年1月17日~2018年7月17日)	12,210,418	1,073,674
第11特定期間(2018年7月18日~2019年1月16日)	1,489,241	3,560,051
第12特定期間(2019年1月17日~2019年7月16日)	627,036	902,036

(注) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。

【エマージング・ボンド・ファンド・メキシコペソコース(毎月分配型)】

(1) 【投資状況】

(2019年8月末現在)

投資資産の種類	国・地域名	時価合計(円)	投資比率
親投資信託受益証券 (キャッシュ・マネジメント・マザーファンド)	日本	2,989,971	0.74%
投資信託受益証券	ケイマン諸島	395,397,043	97.63%
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		6,594,812	1.63%
純資産総額		404,981,826	100.00%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2019年8月末現在)

イ. 主要銘柄の明細

銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
-------------	----------	-----------------	------------------	------------------	---------------	----------

1	TRP Global Emerging Markets Bond Fund MXN Class ケイマン諸島	投資信託受益証券 -	716,688,496	0.5574 399,553,836	0.5517 395,397,043	- -	97.63%
2	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド 日本	親投資信託受益証券 -	2,940,570	1.0166 2,989,677	1.0168 2,989,971	- -	0.74%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
投資信託受益証券	97.63%
親投資信託受益証券	0.74%
合計	98.37%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

（2019年8月末現在）

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

（2019年8月末現在）

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額（百万円）		1口当りの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
設定時 （2013年8月7日）	20	-	1.0000	-
第1特定期間末 （2014年1月16日）	275	280	1.0742	1.0892
第2特定期間末 （2014年7月16日）	219	226	1.1202	1.1502
第3特定期間末 （2015年1月16日）	283	290	1.0860	1.1160
第4特定期間末 （2015年7月16日）	278	286	1.0615	1.0915
第5特定期間末 （2016年1月18日）	77	80	0.8132	0.8432
第6特定期間末 （2016年7月19日）	157	163	0.8046	0.8346
第7特定期間末 （2017年1月16日）	191	199	0.7285	0.7585
第8特定期間末 （2017年7月18日）	626	644	0.8995	0.9295
第9特定期間末 （2018年1月16日）	666	689	0.8425	0.8725
第10特定期間末 （2018年7月17日）	597	619	0.8134	0.8434
2018年8月末日	548	-	0.7783	-
2018年9月末日	565	-	0.8204	-
2018年10月末日	485	-	0.7521	-
2018年11月末日	464	-	0.7377	-
2018年12月末日	463	-	0.7476	-
第11特定期間末 （2019年1月16日）	474	494	0.7663	0.7963
2019年1月末日	472	-	0.7821	-
2019年2月末日	465	-	0.7998	-
2019年3月末日	455	-	0.7940	-
2019年4月末日	480	-	0.8101	-
2019年5月末日	455	-	0.8042	-
2019年6月末日	476	-	0.8111	-
第12特定期間末 （2019年7月16日）	458	476	0.8260	0.8560
2019年7月末日	441	-	0.8354	-
2019年8月末日	404	-	0.7642	-

（注）純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

【分配の推移】

期間	1口当りの分配金（円）
----	-------------

第1特定期間(2013年8月7日~2014年1月16日)	0.0150
第2特定期間(2014年1月17日~2014年7月16日)	0.0300
第3特定期間(2014年7月17日~2015年1月16日)	0.0300
第4特定期間(2015年1月17日~2015年7月16日)	0.0300
第5特定期間(2015年7月17日~2016年1月18日)	0.0300
第6特定期間(2016年1月19日~2016年7月19日)	0.0300
第7特定期間(2016年7月20日~2017年1月16日)	0.0300
第8特定期間(2017年1月17日~2017年7月18日)	0.0300
第9特定期間(2017年7月19日~2018年1月16日)	0.0300
第10特定期間(2018年1月17日~2018年7月17日)	0.0300
第11特定期間(2018年7月18日~2019年1月16日)	0.0300
第12特定期間(2019年1月17日~2019年7月16日)	0.0300

【収益率の推移】

期間	収益率
第1特定期間(2013年8月7日~2014年1月16日)	8.9%
第2特定期間(2014年1月17日~2014年7月16日)	7.1%
第3特定期間(2014年7月17日~2015年1月16日)	0.4%
第4特定期間(2015年1月17日~2015年7月16日)	0.5%
第5特定期間(2015年7月17日~2016年1月18日)	20.6%
第6特定期間(2016年1月19日~2016年7月19日)	2.6%
第7特定期間(2016年7月20日~2017年1月16日)	5.7%
第8特定期間(2017年1月17日~2017年7月18日)	27.6%
第9特定期間(2017年7月19日~2018年1月16日)	3.0%
第10特定期間(2018年1月17日~2018年7月17日)	0.1%
第11特定期間(2018年7月18日~2019年1月16日)	2.1%
第12特定期間(2019年1月17日~2019年7月16日)	11.7%

(注) 収益率 = (当特定期末分配基準価額 - 前特定期末分配基準価額) ÷ 前特定期末分配基準価額 × 100

(4) 【設定及び解約の実績】

期間	設定総額(円)	解約総額(円)
第1特定期間(2013年8月7日~2014年1月16日)	469,311,887	212,557,321
第2特定期間(2014年1月17日~2014年7月16日)	130,984,756	191,438,431
第3特定期間(2014年7月17日~2015年1月16日)	113,188,285	48,435,727
第4特定期間(2015年1月17日~2015年7月16日)	28,156,950	26,768,693
第5特定期間(2015年7月17日~2016年1月18日)	11,828,205	179,081,309
第6特定期間(2016年1月19日~2016年7月19日)	123,075,174	22,504,826
第7特定期間(2016年7月20日~2017年1月16日)	147,213,281	79,545,750
第8特定期間(2017年1月17日~2017年7月18日)	711,471,969	278,644,890
第9特定期間(2017年7月19日~2018年1月16日)	260,410,457	165,880,830
第10特定期間(2018年1月17日~2018年7月17日)	62,446,798	119,003,513
第11特定期間(2018年7月18日~2019年1月16日)	55,565,223	170,157,425
第12特定期間(2019年1月17日~2019年7月16日)	128,312,299	192,508,585

(注) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。

(参考) マザーファンドの運用状況

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

(1) 投資状況

(2019年8月末現在)

投資資産の種類	国・地域名	時価合計(円)	投資比率
地方債証券	日本	60,045,660	1.44%
特殊債券	日本	1,853,068,696	44.43%
社債券	日本	601,439,600	14.42%
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		1,656,537,385	39.71%
純資産総額		4,171,091,341	100.00%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(2019年8月末現在)

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	11 政保地方公共団 日本	特殊債券 -	400,000,000	100.97 403,904,000	100.99 403,968,400	1.4000 2020/04/17	9.68%
2	30 政保日本政策 日本	特殊債券 -	390,000,000	100.17 390,663,000	100.19 390,765,180	0.1940 2020/03/18	9.37%
3	107 政保道路機構 日本	特殊債券 -	208,000,000	101.20 210,508,272	101.10 210,291,328	1.3000 2020/05/29	5.04%

4	91 政保道路機構 日本	特殊債券 -	180,000,000	100.34 180,623,520	100.21 180,387,900	1.2000 2019/10/31	4.32%
5	100 政保道路機構 日本	特殊債券 -	157,000,000	100.90 158,421,478	100.77 158,213,453	1.4000 2020/02/28	3.79%
6	93 政保道路機構 日本	特殊債券 -	147,000,000	100.51 147,758,226	100.36 147,535,815	1.4000 2019/11/29	3.54%
7	104 政保道路機構 日本	特殊債券 -	100,000,000	101.16 101,165,500	101.05 101,052,000	1.4000 2020/04/30	2.42%
8	316 北海道電力 日本	社債券 -	100,000,000	101.00 101,007,100	100.91 100,913,500	1.1640 2020/06/25	2.42%
9	10 政保地方公共団 日本	特殊債券 -	100,000,000	100.90 100,905,800	100.78 100,783,000	1.3000 2020/03/13	2.42%
10	69 東京急行電鉄 日本	社債券 -	100,000,000	100.40 100,405,700	100.24 100,244,900	1.7000 2019/10/25	2.40%
11	22 ホンダファイナンス 日本	社債券 -	100,000,000	100.18 100,188,800	100.12 100,127,500	0.5610 2019/12/20	2.40%
12	295 北陸電力 日本	社債券 -	100,000,000	100.22 100,226,300	100.08 100,086,300	1.4340 2019/09/25	2.40%
13	203 政保預金保険 日本	特殊債券 -	100,000,000	100.06 100,069,000	100.07 100,077,500	0.1000 2020/01/17	2.40%
14	9 長谷工コ-ポ 日本	社債券 -	100,000,000	100.08 100,089,100	100.05 100,058,300	0.4400 2019/11/05	2.40%
15	110 三菱地所 日本	社債券 -	100,000,000	100.06 100,068,700	100.00 100,009,100	0.5710 2019/09/13	2.40%
16	167 神奈川県公債 日本	地方債証券 -	60,000,000	100.22 60,135,660	100.07 60,045,660	1.5200 2019/09/20	1.44%
17	56 日本政策金融 日本	特殊債券 -	60,000,000	99.99 59,994,180	99.99 59,994,120	0.0010 2019/09/20	1.44%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
特殊債券	44.43%
社債券	14.42%
地方債証券	1.44%
合計	60.29%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

(2019年8月末現在)

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(2019年8月末現在)

該当事項はありません。

(参考情報)

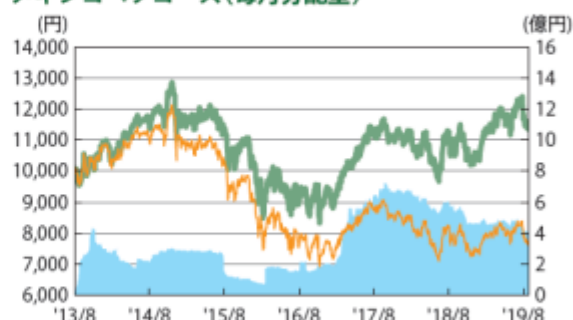
2019年8月30日 現在

基準価額・純資産の推移 (設定日～2019年8月30日)

カナダドルコース(毎月分配型)



メキシコペソコース(毎月分配型)



* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しております。

分配の推移

	カナダドルコース (毎月分配型)	メキシコペソコース (毎月分配型)
2019年8月	30円	50円
2019年7月	30円	50円
2019年6月	30円	50円
2019年5月	30円	50円
2019年4月	30円	50円
直近1年間累計	360円	600円
設定来累計	2,100円	3,500円

*分配金は1万口当たり、税引前

主要な資産の状況

カナダドルコース(毎月分配型)

投資銘柄	投資比率
TRP Global Emerging Markets Bond Fund CAD Class	97.1%
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.8%

*投資比率は全て純資産総額対比

メキシコペソコース(毎月分配型)

投資銘柄	投資比率
TRP Global Emerging Markets Bond Fund MXN Class	97.6%
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.7%

■参考情報(上位10銘柄)

グローバル・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド

	投資銘柄	国名	種別	クーポン	償還日	投資比率
1	U.S. TREASURY NOTES	アメリカ	国債証券	1.500%	2020/6/15	4.6%
2	UKRAINE GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND	ウクライナ	国債証券	7.750%	2025/9/1	3.2%
3	ESKOM HOLDINGS SOC	南アフリカ	社債券	7.125%	2025/2/11	2.9%
4	TURKEY GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND	トルコ	国債証券	6.250%	2022/9/26	2.8%
5	ECUADOR GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND	エクアドル	国債証券	7.950%	2024/6/20	2.6%
6	PERTAMINA PERSERO PT	インドネシア	社債券	6.000%	2042/5/3	2.4%
7	NIGERIA GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND	ナイジェリア	国債証券	6.500%	2027/11/28	2.3%
8	VIETNAM GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND	ベトナム	国債証券	4.800%	2024/11/19	2.2%
9	EXPORT-IMPORT BANK OF INDIA	インド	社債券	3.375%	2026/8/5	2.2%
10	DOMINICAN REPUBLIC INTERNATIONAL BOND	ドミニカ共和国	国債証券	6.850%	2045/1/27	2.0%

*投資比率はグローバル・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドの純資産総額対比

*上位10銘柄は、2019年8月末現在(現地)

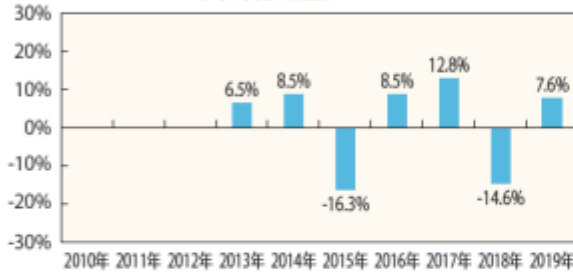
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

	投資銘柄	種別	投資比率
1	11 政保地方公共団	特殊債券	9.7%
2	30 政保日本政策	特殊債券	9.4%
3	107 政保道路機構	特殊債券	5.0%
4	91 政保道路機構	特殊債券	4.3%
5	100 政保道路機構	特殊債券	3.8%
6	93 政保道路機構	特殊債券	3.5%
7	104 政保道路機構	特殊債券	2.4%
8	316 北海道電力	社債券	2.4%
9	10 政保地方公共団	特殊債券	2.4%
10	69 東京急行電鉄	社債券	2.4%

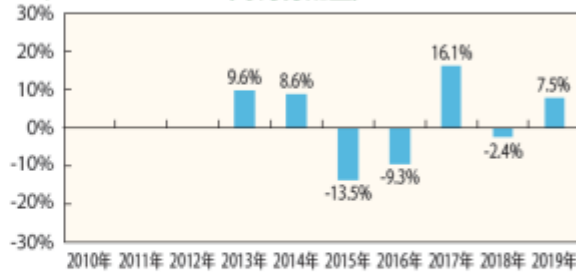
*投資比率はキャッシュ・マネジメント・マザーファンドの純資産総額対比

年間収益率の推移

カナダドルコース(毎月分配型)



メキシコペソコース(毎月分配型)



*ファンドの収益率は暦年ベースで表示しております。但し、2013年は当初設定日(2013年8月7日)から年末までの収益率、2019年は8月末までの収益率です。
*ファンドの年間収益率は、税引前の分配金を再投資したものと計算しております。
*ファンドには、ベンチマークはありません。

・ファンドの運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
・ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 当ファンドの取得申込者は、販売会社において申込期間における毎営業日にお申込みいただけます。ただし、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、英国証券取引所またはロンドンの銀行の休業日と同日の場合には、取得のお申込みを受付けないものとします。お申込みの受付は原則として午後3時までとします。これらの受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日以降でニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、英国証券取引所またはロンドンの銀行の休業日と同日でない最も近い営業日の取扱いとします。
- (2) 申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初1口＝1円）とします。お申込みには申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を要します。当ファンドの申込単位は、1口または1円の整数倍で販売会社毎に定めた単位です。
- (3) 当ファンドの取得申込者は、販売会社において、取引口座を開設のうえ、取得のお申込みを行うものとします。お申込みの方法には、収益の分配がなされた場合に分配金を受取ることができる「分配金受取型」と、税引後の分配金を自動的に無手数料で再投資する「分配金自動再投資型」があり、「分配金自動再投資型」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で累積投資約款に従って分配金再投資に関する契約を締結します。ただし、販売会社によってはどちらか一方のコースのみの取扱いの場合があります。
なお、当ファンドはカナダドルコース（毎月分配型）およびメキシコペソコース（毎月分配型）の2つのファンドで構成されていますが、販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。
*販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。
- (4) 定時定額で購入する「定時定額購入サービス」（販売会社によっては、名称が異なる場合があります。）を利用する場合は、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結します。詳細については、販売会社にお問い合わせください。

（注）当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものと、当該口座に当該取得申込

者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、販売会社に対して毎営業日に解約のお申込みをすることができます。ただし、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、英国証券取引所またはロンドンの銀行の休業日と同日の場合には、解約請求を受付けないものとします。解約の受付は原則として午後3時までとします。これらの受付時間を過ぎてからの解約請求は翌営業日以降で、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、英国証券取引所またはロンドンの銀行の休業日と同日でない最も近い営業日の取扱いとします。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けたご換金の受付を取消すことがあります。解約請求の受付が中止された場合、受益者は解約の受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、解約の受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受付けたものとして取扱うこととします。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

< 解約請求による換金手続き >

解約価額：当該請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額です。

（解約価額については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。）

信託財産留保額：当該請求受付日の翌営業日の基準価額に0.1%を乗じて得た額とします。

* 信託財産留保額とは、換金する受益者が負担するものであり、基準価額から差引かれた信託財産留保額は、信託財産に組入れられます。

解約単位：販売会社毎に定めた単位とします。

（解約単位については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。）

解約代金の支払い：原則として解約請求を受付けた日から起算して6営業日目から販売会社の申込場所まで支払われます。

解約にかかる手数料：ありません。

（注）当ファンドの換金請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

< 主要投資対象の評価方法 >

有価証券等	評価方法
投資信託証券 （外国籍）	原則として、基準価額計算日に知り得る直近の純資産額（上場されている場合は、その主たる取引所における最終相場）で評価します。

基準価額は、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されます。原則として委託会社の各営業日に計算され、翌日の日本経済新聞に掲載されます。また、お申込みの各販売会社または下記の照会先まで問い合わせることにより知ることができます。

照会先の名称	電話番号	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

お問い合わせは、午前9時～午後5時(土、日、祝・休日を除く)までとさせていただきます。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託の期間は、信託契約締結日(2013年8月7日)から2024年7月16日まで(約11年)とします。

なお、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときには、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

ただし、後記「(5)その他 信託契約の解約」の規定により、信託契約を解約し、この信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎月17日から翌月16日までとします。前記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下、「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

(注)計算期間終了日を「決算日」ということがあります。

(5)【その他】

信託契約の解約

- イ. 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、通貨選択型エマージング・ボンド・ファンド全体の信託財産の受益権の口数を合計した口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- ロ. 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ハ. 委託会社は、この信託が主要投資対象とする指定投資信託証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ニ. 委託会社は、前イ. および前ロ. の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ホ. 前ニ. の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ヘ. 前ニ. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

ト．前二．から前へ．までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび前八．の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前二．から前へ．までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。また、委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、信託約款の変更等の規定にしたがいます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止した場合は、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、信託約款の変更等に規定する書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の変更等の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

- イ．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本項に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ロ．委託会社は、前イ．の事項（前イ．の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前イ．の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ハ．前ロ．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ニ．前ロ．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ホ．書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ヘ．前ロ．から前ホ．までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

ト．前イ．から前へ．の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

運用にかかる報告等開示方法

イ．委託会社は、特定期末（毎年1月、7月に属する計算期末）から3ヵ月以内に有価証券報告書を提出します。

ロ．委託会社は、特定期末および償還時に運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）および交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める書面）を作成します。

ハ．委託会社は、交付運用報告書を販売会社を通じて受益者へ交付します。また、委託会社は、運用報告書（全体版）を委託会社のホームページに掲載します。

ニ．前ハ．にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

委託会社と関係法人との契約の変更

<募集・販売契約>

委託会社と販売会社との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年毎に自動的に更新されます。募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次のとおりです。また、ファンド資産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、収益分配金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、保有口数に応じて、販売会社を通じて決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

収益分配金の支払いは、原則として決算日から起算して5営業日までに開始します。

上記にかかわらず、販売会社との間で締結した累積投資約款に基づく契約により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を販売会社に交付します。この場合、販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払います。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

償還金の支払いは、原則として償還日から起算して5営業日までに開始します。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 受益権の換金(解約)請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、解約の実行を販売会社を通じて委託会社に請求する権利を有しています。権利行使の方法等については、前述の「換金(解約)手続等」をご参照ください。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載されている金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(平成31年1月17日から令和1年7月16日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【エマージング・ボンド・ファンド・カナダドルコース(毎月分配型)】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	前期 平成31年1月16日現在	当期 令和1年7月16日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	54,680	-
コール・ローン	1,172,090	1,274,887
投資信託受益証券	47,594,849	50,852,717
親投資信託受益証券	430,880	413,397
流動資産合計	49,252,499	52,541,001
資産合計	49,252,499	52,541,001
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	172,593	171,768
未払受託者報酬	1,279	1,319
未払委託者報酬	62,392	64,167
その他未払費用	1,585	1,529
流動負債合計	237,849	238,783
負債合計	237,849	238,783
純資産の部		
元本等		
元本	57,531,300	57,256,300
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	8,516,650	4,954,082
(分配準備積立金)	4,309,425	4,456,551
元本等合計	49,014,650	52,302,218
純資産合計	49,014,650	52,302,218
負債純資産合計	49,252,499	52,541,001

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	自 至	前期 平成30年 7月18日 平成31年 1月16日	自 至	当期 平成31年 1月17日 令和 1年 7月16日
営業収益				
受取配当金		1,549,234		1,400,007
受取利息		2		2
有価証券売買等損益		3,613,610		3,558,512
営業収益合計		2,064,374		4,958,521
営業費用				
支払利息		348		323
受託者報酬		8,345		8,091
委託者報酬		405,509		393,302
その他費用		1,615		1,539
営業費用合計		415,817		403,255
営業利益又は営業損失（ ）		2,480,191		4,555,266
経常利益又は経常損失（ ）		2,480,191		4,555,266
当期純利益又は当期純損失（ ）		2,480,191		4,555,266
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		61,055		5,186
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		5,171,951		8,516,650
剰余金増加額又は欠損金減少額		375,699		118,992
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		375,699		118,992
剰余金減少額又は欠損金増加額		130,534		73,823
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		130,534		73,823
分配金		1,048,618		1,032,681
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		8,516,650		4,954,082

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期
	自 平成31年 1月17日 至 令和 1年 7月16日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金 外国投資信託受益証券についての受取配当金は、原則として、投資信託受益証券の分配落ち日において、確定分配金額を計上しております。 (2)有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期	当期
	平成31年 1月16日現在	令和 1年 7月16日現在
1. 元本状況		
期首元本額	59,602,110円	57,531,300円
期中追加設定元本額	1,489,241円	627,036円
期中一部解約元本額	3,560,051円	902,036円
2. 受益権の総数	57,531,300口	57,256,300口
3. 元本の欠損		
	8,516,650円	4,954,082円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期		当期	
自 平成30年 7月18日 至 平成31年 1月16日		自 平成31年 1月17日 至 令和 1年 7月16日	
分配金の計算過程 第60期計算期間末（平成30年 8月16日）に、投資信託約款に基づき計算した23,361,961円（1万口当たり3,935.17円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い1178,101円（1万口当たり30円）を分配しております。		分配金の計算過程 第66期計算期間末（平成31年 2月18日）に、投資信託約款に基づき計算した22,767,403円（1万口当たり3,973.78円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い1171,882円（1万口当たり30円）を分配しております。	
配当等収益 （費用控除後）	183,521円	配当等収益 （費用控除後）	228,356円
有価証券売買等損益	0円	有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	18,800,484円	収益調整金	18,254,744円
分配準備積立金	4,377,956円	分配準備積立金	4,284,303円
分配可能額	23,361,961円	分配可能額	22,767,403円
（1万口当たり分配可能額）	(3,935.17円)	（1万口当たり分配可能額）	(3,973.78円)
収益分配金	178,101円	収益分配金	171,882円
（1万口当たり収益分配金）	(30円)	（1万口当たり収益分配金）	(30円)
第61期計算期間末（平成30年 9月18日）に、投資信託約款に基づき計算した23,447,359円（1万口当たり3,945.25円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い1178,295円（1万口当たり30円）を分配しております。		第67期計算期間末（平成31年 3月18日）に、投資信託約款に基づき計算した22,801,127円（1万口当たり3,979.30円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い1171,898円（1万口当たり30円）を分配しております。	
配当等収益 （費用控除後）	238,227円	配当等収益 （費用控除後）	203,406円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円	有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	18,825,756円	収益調整金	18,264,876円
分配準備積立金	4,383,376円	分配準備積立金	4,332,845円
分配可能額	23,447,359円	分配可能額	22,801,127円
（1万口当たり分配可能額）	(3,945.25円)	（1万口当たり分配可能額）	(3,979.30円)
収益分配金	178,295円	収益分配金	171,898円

（1万口当たり収益分配金）	（30円）
---------------	-------

第62期計算期間末（平成30年10月16日）に、投資信託約款に基づき計算した23,072,900円（1万口当たり3,951.23円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い175,182円（1万口当たり30円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	208,738円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	18,580,694円
分配準備積立金	4,283,468円
分配可能額	23,072,900円
（1万口当たり分配可能額）	（3,951.23円）
収益分配金	175,182円
（1万口当たり収益分配金）	（30円）

第63期計算期間末（平成30年11月16日）に、投資信託約款に基づき計算した22,702,032円（1万口当たり3,956.74円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い172,126円（1万口当たり30円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	202,744円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	18,261,545円
分配準備積立金	4,237,743円
分配可能額	22,702,032円
（1万口当たり分配可能額）	（3,956.74円）
収益分配金	172,126円
（1万口当たり収益分配金）	（30円）

第64期計算期間末（平成30年12月17日）に、投資信託約款に基づき計算した22,753,746円（1万口当たり3,961.27円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い172,321円（1万口当たり30円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	198,377円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	18,287,008円
分配準備積立金	4,268,361円
分配可能額	22,753,746円
（1万口当たり分配可能額）	（3,961.27円）
収益分配金	172,321円
（1万口当たり収益分配金）	（30円）

第65期計算期間末（平成31年1月16日）に、投資信託約款に基づき計算した22,804,723円（1万口当たり3,963.88円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い172,593円（1万口当たり30円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	187,601円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	18,322,705円
分配準備積立金	4,294,417円
分配可能額	22,804,723円
（1万口当たり分配可能額）	（3,963.88円）
収益分配金	172,593円
（1万口当たり収益分配金）	（30円）

（1万口当たり収益分配金）	（30円）
---------------	-------

第68期計算期間末（平成31年4月16日）に、投資信託約款に基づき計算した22,875,670円（1万口当たり3,984.21円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い172,247円（1万口当たり30円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	200,456円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	18,311,032円
分配準備積立金	4,364,182円
分配可能額	22,875,670円
（1万口当たり分配可能額）	（3,984.21円）
収益分配金	172,247円
（1万口当たり収益分配金）	（30円）

第69期計算期間末（令和1年5月16日）に、投資信託約款に基づき計算した22,872,853円（1万口当たり3,983.46円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い172,258円（1万口当たり30円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	167,874円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	18,317,046円
分配準備積立金	4,387,933円
分配可能額	22,872,853円
（1万口当たり分配可能額）	（3,983.46円）
収益分配金	172,258円
（1万口当たり収益分配金）	（30円）

第70期計算期間末（令和1年6月17日）に、投資信託約款に基づき計算した22,969,255円（1万口当たり3,991.68円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い172,628円（1万口当たり30円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	219,966円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	18,365,740円
分配準備積立金	4,383,549円
分配可能額	22,969,255円
（1万口当たり分配可能額）	（3,991.68円）
収益分配金	172,628円
（1万口当たり収益分配金）	（30円）

第71期計算期間末（令和1年7月16日）に、投資信託約款に基づき計算した22,910,986円（1万口当たり4,001.48円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い171,768円（1万口当たり30円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	227,515円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	18,282,667円
分配準備積立金	4,400,804円
分配可能額	22,910,986円
（1万口当たり分配可能額）	（4,001.48円）
収益分配金	171,768円
（1万口当たり収益分配金）	（30円）

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	当期
	自 平成31年1月17日 至 令和1年7月16日

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資し、また、投資信託受益証券においては、デリバティブ取引を行っております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク及び流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング及びファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っております。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理及びコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベル及び頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員及びリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

項目	当期 令和1年7月16日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

前期（平成31年1月16日現在）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	43
投資信託受益証券	1,056,276
合計	1,056,319

当期（令和1年7月16日現在）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	41
投資信託受益証券	2,121,130
合計	2,121,089

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前期（平成31年1月16日現在）

該当事項はありません。

当期（令和1年7月16日現在）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

当期（自平成31年1月17日 至 令和1年7月16日）

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(1口当たり情報)

前期 平成31年1月16日現在	当期 令和1年7月16日現在
1口当たり純資産額 0.8520円 「1口 = 1円(10,000口 = 8,520円)」	1口当たり純資産額 0.9135円 「1口 = 1円(10,000口 = 9,135円)」

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

<株式以外の有価証券>

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	投資信託受益証券	TRP Global Emerging Markets Bond Fund CAD Class	75,561,245	50,852,717	
	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	406,607	413,397	
合計		2銘柄	75,967,852	51,266,114	

<参考>

当ファンドは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

(1)貸借対照表

区分	平成31年1月16日現在 金額(円)	令和1年7月16日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	55,876,479	-
コール・ローン	1,197,726,721	1,677,052,280
地方債証券	200,166,000	60,159,000
特殊債券	2,002,422,573	1,168,139,276
社債券	803,231,300	902,323,500
未収利息	10,025,743	7,542,274
前払費用	2,006,401	2,498,368
流動資産合計	4,271,455,217	3,817,714,698
資産合計	4,271,455,217	3,817,714,698
負債の部		
流動負債		
未払金	100,760,000	-
未払解約金	5,405,105	5,082,384
その他未払費用	4,417	4,287
流動負債合計	106,169,522	5,086,671
負債合計	106,169,522	5,086,671
純資産の部		
元本等		
元本	4,095,749,622	3,750,095,191
剰余金		

剰余金又は欠損金（ ）	69,536,073	62,532,836
元本等合計	4,165,285,695	3,812,628,027
純資産合計	4,165,285,695	3,812,628,027
負債純資産合計	4,271,455,217	3,817,714,698

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成31年 1月17日 至 令和 1年 7月16日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。</p>
2. 収益及び費用の計上基準	<p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	平成31年 1月16日現在	令和 1年 7月16日現在
1. 元本状況		
開示対象ファンドの計算期間の期首における当該親投資信託の元本額	4,371,029,246円	4,095,749,622円
期中追加設定元本額	2,015,147,094円	1,689,995,046円
期中一部解約元本額	2,290,426,718円	2,035,649,477円
元本の内訳		
S M B C ファンドラップ・G-REIT	68,636,475円	75,972,909円
S M B C ファンドラップ・ヘッジファンド	272,186,684円	264,777,152円
S M B C ファンドラップ・欧州株	87,859,551円	98,527,362円
S M B C ファンドラップ・新興国株	42,967,624円	62,735,642円
S M B C ファンドラップ・コモディティ	24,953,051円	25,122,387円
S M B C ファンドラップ・米国債	115,026,783円	132,079,044円
S M B C ファンドラップ・欧州債	85,556,547円	67,177,761円
S M B C ファンドラップ・新興国債	51,365,042円	57,893,851円
S M B C ファンドラップ・日本グロース株	153,815,854円	165,592,586円
S M B C ファンドラップ・日本中小型株	37,242,744円	37,687,925円
S M B C ファンドラップ・日本債	1,001,752,674円	936,209,044円
D C 日本国債プラス	939,289,928円	612,217,868円
エマージング・ボンド・ファンド・円コース（毎月分配型）	59,951,665円	49,348,540円
エマージング・ボンド・ファンド・豪ドルコース（毎月分配型）	207,134,300円	172,702,552円
エマージング・ボンド・ファンド・ニュージーランドドルコース（毎月分配型）	10,263,446円	8,657,386円
エマージング・ボンド・ファンド・ブラジルリアルコース（毎月分配型）	330,755,435円	280,290,998円
エマージング・ボンド・ファンド・南アフリカランドコース（毎月分配型）	8,088,288円	6,908,654円
エマージング・ボンド・ファンド・トルコリラコース（毎月分配型）	89,142,730円	58,148,827円
エマージング・ボンド・ファンド（マネープールファンド）	243,648,080円	331,789,330円
大和住銀 中国株式ファンド（マネー・ポートフォリオ）	54,430,808円	106,142,396円
エマージング好配当株オープン マネー・ポートフォリオ	3,044,568円	3,280,005円
エマージング・ボンド・ファンド・中国元コース（毎月分配型）	1,800,993円	1,580,276円
グローバル・ハイイールド債券ファンド（円コース）	1,671,307円	783,500円
グローバル・ハイイールド債券ファンド（中国・インド・インドネシア通貨コース）	1,698,436円	607,304円
グローバル・ハイイールド債券ファンド（BRICs通貨コース）	861,874円	746,957円
グローバル・ハイイールド債券ファンド（世界6地域通貨コース）	5,439,080円	4,136,060円

米国短期社債戦略ファンド2015-12(為替ヘッジあり)	245,556円	245,556円
米国短期社債戦略ファンド2015-12(為替ヘッジなし)	245,556円	245,556円
グローバル・ハイイールド債券ファンド(マネープールファンド)	38,100,822円	38,099,748円
アジア・ハイ・インカム・ファンド・アジア3通貨コース	25,118,719円	24,852,999円
アジア・ハイ・インカム・ファンド・円コース	1,758,541円	1,724,377円
アジア・ハイ・インカム・ファンド(マネープールファンド)	4,855,542円	1,000,746円
日本株厳選ファンド・円コース	270,889円	270,889円
日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース	18,658,181円	18,658,181円
日本株厳選ファンド・豪ドルコース	679,887円	679,887円
日本株厳選ファンド・アジア3通貨コース	9,783円	9,783円
株式&通貨 資源ダブルフォーカス(毎月分配型)	4,007,475円	4,007,475円
日本株225・米ドルコース	49,237円	49,237円
日本株225・ブラジルリアルコース	393,895円	393,895円
日本株225・豪ドルコース	147,711円	147,711円
日本株225・資源3通貨コース	49,237円	49,237円
グローバルCBオープン・高金利通貨コース	598,533円	598,533円
グローバルCBオープン・円コース	827,757円	827,757円
グローバルCBオープン(マネープールファンド)	5,062,289円	2,005,694円
オーストラリア高配当株プレミアム(毎月分配型)	1,057,457円	1,057,457円
スマート・ストラテジー・ファンド(毎月決算型)	12,541,581円	12,541,581円
スマート・ストラテジー・ファンド(年2回決算型)	4,566,053円	4,566,053円
ボンド・アンド・カレンシー トータルリターン・ファンド(毎月決算型)	14,309円	14,309円
ボンド・アンド・カレンシー トータルリターン・ファンド(年2回決算型)	12,837円	12,837円
カナダ高配当株ツイン(毎月分配型)	66,417,109円	66,417,109円
日本株厳選ファンド・米ドルコース	196,696円	196,696円
日本株厳選ファンド・メキシコペソコース	196,696円	196,696円
日本株厳選ファンド・トルコリラコース	196,696円	196,696円
エマージング・ボンド・ファンド・カナダドルコース(毎月分配型)	423,678円	406,607円
エマージング・ボンド・ファンド・メキシコペソコース(毎月分配型)	3,933,216円	3,368,872円
カナダ高配当株ファンド	984円	984円
短期米ドル社債オープン<為替ヘッジなし>(毎月分配型)	98,290円	-
短期米ドル社債ファンド2015-06(為替ヘッジあり)	98,242円	-
短期米ドル社債ファンド2015-06(為替ヘッジなし)	98,242円	-
短期米ドル社債オープン<為替ヘッジあり>(毎月分配型)	98,242円	-
米国短期社債戦略ファンド2015-10(為替ヘッジあり)	149,304円	149,304円
米国短期社債戦略ファンド2015-10(為替ヘッジなし)	215,194円	215,194円
米国短期社債戦略ファンド2017-03(為替ヘッジあり)	1,751,754円	1,751,754円
世界リアルアセット・バランス(毎月決算型)	1,451,601円	1,451,601円
世界リアルアセット・バランス(資産成長型)	2,567,864円	2,567,864円
合計	4,095,749,622円	3,750,095,191円
2. 受益権の総数	4,095,749,622口	3,750,095,191口

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成31年1月17日 至 令和1年7月16日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスクであります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング及びファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理及びコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベル及び頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員及びリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。</p>

金融商品の時価等に関する事項

項目	令和1年7月16日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(平成31年1月16日現在)

種類	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
地方債証券	1,503,300
特殊債証券	7,980,793
社債証券	2,650,800
合計	12,134,893

「計算期間」とは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間（平成30年7月26日から平成31年1月16日まで）を指しております。

(令和1年7月16日現在)

種類	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
地方債証券	422,400
特殊債証券	7,462,384
社債証券	5,196,500
合計	13,081,284

「計算期間」とは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間（平成30年7月26日から令和1年7月16日まで）を指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(平成31年1月16日現在)

該当事項はありません。

(令和1年7月16日現在)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

(自平成31年1月17日 至 令和1年7月16日)

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(1口当たり情報)

平成31年1月16日現在	令和1年7月16日現在
1口当たり純資産額 1.0170円 「1口 = 1円 (10,000口 = 10,170円)」	1口当たり純資産額 1.0167円 「1口 = 1円 (10,000口 = 10,167円)」

(3) 附属明細表

有価証券明細表

< 株式以外の有価証券 >

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
円	地方債証券	167 神奈川県公債	60,000,000	60,159,000	
	特殊債券	85 政保道路機構	320,000,000	320,202,560	
	特殊債券	91 政保道路機構	180,000,000	180,680,400	
	特殊債券	93 政保道路機構	147,000,000	147,804,090	
	特殊債券	100 政保道路機構	157,000,000	158,467,636	
	特殊債券	10政保地方公共団	100,000,000	100,924,700	
	特殊債券	10政保地方公共6	90,000,000	90,006,030	
	特殊債券	56 日本政策金融	60,000,000	59,994,900	
	特殊債券	20 政保西日本道	110,000,000	110,058,960	
	社債券	9 長谷工コ-ポ	100,000,000	100,098,900	
	社債券	2 大日本印刷	100,000,000	100,062,400	
	社債券	22 ホンダファイナンス	100,000,000	100,199,500	
	社債券	164 オリックス	100,000,000	100,059,500	
	社債券	110 三菱地所	100,000,000	100,075,700	
	社債券	69 東京急行電鉄	100,000,000	100,444,500	
	社債券	44 名古屋鉄道	100,000,000	100,097,300	
	社債券	295 北陸電力	100,000,000	100,256,700	
	社債券	316 北海道電力	100,000,000	101,029,000	
合計 18銘柄			2,124,000,000	2,130,621,776	

< 参考 >

当ファンドは、「TRP Global Emerging Markets Bond Fund CAD Class」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、この投資信託の受益証券であり、ケイマン籍の円建て外国投資信託です。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

この投資信託は、2018年3月31日に計算期間が終了し、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務諸表が作成され、現地において独立監査人による財務諸表の監査を受けております。

以下の「貸借対照表」、「損益計算書」、「純資産変動計算書」及び「有価証券明細表」等は、「TRP Global Emerging Markets Bond Fund」の2018年3月31日現在の財務諸表の原文を委託会社で抜粋・翻訳したものであります。

貸借対照表

2018年3月31日現在
(単位：円)

資産の部

有価証券（公正価値）（取得原価 120,795,148,715円）	118,805,939,119
現金	5
外貨建現金（公正価値）（取得原価 2,214,059円）	2,215,476
外国為替予約取引に係る評価益 未収金：	3,515,652,901
有価証券売却分	3,313,029,279
受益証券発行分	12,218,084
未収利息	1,562,776,702
その他	569,888
資産 合計	127,212,401,454

負債の部

外国為替予約取引に係る評価損	6,520,174,205
カストディアンに対する未払金 未払金：	14

有価証券購入分	331,949,382
受益証券償還分	969,997,090
管理会社報酬	23,494,691
カストディーフィー	12,088,414
専門家報酬	8,452,845
名義書換代理人報酬	3,973,839
受託会社報酬	5
負債 合計	7,870,130,485
純資産	119,342,270,969
Class A-JPY Class	9,795,818,840
Class B-AUD Class	31,915,483,053
Class C-NZD Class	1,746,797,997
Class D-BRL Class	50,295,911,248
Class E-ZAR Class	1,508,088,045
Class F-TRY Class	23,078,766,462
Class H-CNY Class	336,791,473
Class I-CAD Class	51,036,462
Class J-MXN Class	613,577,389
	119,342,270,969
発行済み受益証券	
Class A-JPY Class	17,047,485,031
Class B-AUD Class	51,634,701,823
Class C-NZD Class	2,446,359,178
Class D-BRL Class	332,930,876,310
Class E-ZAR Class	6,644,798,061
Class F-TRY Class	70,643,082,113
Class H-CNY Class	338,875,745
Class I-CAD Class	75,973,195
Class J-MXN Class	989,846,958
受益証券一口当たりの純資産	
Class A-JPY Class	0.5746
Class B-AUD Class	0.6181
Class C-NZD Class	0.7140
Class D-BRL Class	0.1511
Class E-ZAR Class	0.2270
Class F-TRY Class	0.3267
Class H-CNY Class	0.9938
Class I-CAD Class	0.6718
Class J-MXN Class	0.6199
損益計算書 (2018年3月31日に終了した年度)	
収 益	
受取利息	7,534,899,224

収益 合計**費用**

管理会社報酬	94,582,535
カストディーフィー	47,318,331
名義書換代理人報酬	15,695,579
専門家報酬	8,529,375
受託会社報酬	3,467,663
登録費用	739,111
その他費用	411,595
費用合計	170,744,189

純利益

7,364,155,035

実現及び未実現(損)益:**実現(損)益:**

有価証券	4,405,427,311
スワップ契約	(98,845,825)
外国為替取引及び外国為替予約取引	4,952,238,595

実現益 合計

9,258,820,081

未実現(損)益の変動:

有価証券	(11,016,648,335)
スワップ契約	109,343,436
外国為替取引及び外国為替予約取引	(3,470,330,396)

未実現損の変動 合計

(14,377,635,295)

実現及び未実現損 合計

(5,118,815,214)

運用による純資産の増加額 合計

2,245,339,821

純資産変動計算書(2018年3月31日に終了した年度)**運用による純資産の増(減)額:**

純利益	7,364,155,035
実現益	9,258,820,081
未実現損の変動	(14,377,635,295)

運用による純資産の増加額 合計

2,245,339,821

受益者への分配金	(55,464,151,529)
ファンドの受益証券の取引による純資産の増加額	42,351,962,795
純資産の減少額	(10,866,848,913)

純資産

期首	130,209,119,882
期末	119,342,270,969

有価証券明細表(2018年3月31日現在)

額面

銘柄

公正価値

(単位:円)

確定利付証券 (97.7%)**アルゼンチン (6.1%)****社債券 (0.9%)**

Banco de Galicia y Buenos Aires S.A.

USD 1,385,000	8.25% due 07/19/26 ^{(a),(b)}	159,917,904
---------------	---------------------------------------	-------------

USD 1,200,000	8.25% due 07/19/26 ^{(a),(b),(c)}	138,557,029
---------------	---	-------------

Banco Macro S.A.

USD 2,350,000	6.75% due 11/04/26 ^{(a),(b)}	252,179,291
---------------	---------------------------------------	-------------

IRSA Propiedades Comerciales S.A.

USD 2,500,000	8.75% due 03/23/23 ^{(a),(c)}	293,289,361
---------------	---------------------------------------	-------------

Rio Energy S.A. / UGEN S.A. / UENSA S.A.

USD 1,455,000	6.88% due 02/01/25 ^(a)	153,037,113
---------------	-----------------------------------	-------------

YPF S.A.

USD 1,000,000	8.75% due 04/04/24	118,792,946
---------------	--------------------	-------------

社債券 計**1,115,773,644****国債 (5.2%)**

Argentine Republic Government International Bond

USD 4,100,000	2.50% due 12/31/38	290,617,317
---------------	--------------------	-------------

USD 1,000,000	7.13% due 07/06/36	102,627,746
---------------	--------------------	-------------

USD 34,315,000	7.50% due 04/22/26	3,903,033,429
----------------	--------------------	---------------

USD 15,702,826	8.28% due 12/31/33	1,836,994,988
----------------	--------------------	---------------

国債 計**6,133,273,480****アルゼンチン 計 (取得原価7,862,007,467円)****7,249,047,124****バハマ (1.9%)****国債 (1.9%)**

Bahamas Government International Bond

USD 12,050,000	6.00% due 11/21/28 ^(a)	1,335,981,947
USD 7,850,000	7.13% due 04/02/38	877,633,403

国債 計		2,213,615,350
-------------	--	----------------------

パハマ 計 (取得原価2,025,357,257円)		2,213,615,350
-----------------------------------	--	----------------------

ブラジル (2.6%)

社債券 (1.0%)

	Banco do Brasil S.A.	
USD 6,600,000	9.00% due ^{(a),(b),(d)}	753,051,136

	Cosan Overseas, Ltd.	
USD 1,200,000	8.25% due ^{(a),(d)}	129,438,580

	Globo Comunicacao e Participacoes S.A.	
USD 555,000	4.84% due 06/08/25 ^(a)	57,991,324

USD 1,145,000	5.13% due 03/31/27 ^(a)	119,030,904
---------------	-----------------------------------	-------------

	Itau Unibanco Holding S.A.	
USD 1,390,000	6.13% due ^{(a),(b),(d)}	145,054,748

社債券 計		1,204,566,692
--------------	--	----------------------

国債 (1.6%)

	Brazilian Government International Bond	
USD 11,750,000	5.00% due 01/27/45	1,125,913,319

USD 1,000,000	5.63% due 01/07/41	104,621,809
---------------	--------------------	-------------

USD 5,700,000	6.00% due 04/07/26	668,026,867
---------------	--------------------	-------------

国債 計		1,898,561,995
-------------	--	----------------------

ブラジル 計 (取得原価3,123,402,646円)		3,103,128,687
------------------------------------	--	----------------------

チリ (0.9%)

社債券 (0.5%)

USD 5,750,000	Empresa Nacional del Petroleo 4.50% due 09/14/47 ^(a)	571,458,411
	社債券 計	571,458,411
	国債 (0.4%)	
USD 5,200,000	Chile Government International Bond 3.13% due 03/27/25	543,342,131
	国債 計	543,342,131
	チリ 計 (取得原価1,215,594,807円)	1,114,800,542

額面	銘柄	公正価値
	確定利付証券 (97.7%) (続き)	(単位: 円)
	中国 (0.7%)	
	社債券 (0.7%)	
USD 3,000,000	CIFI Holdings Group Co., Ltd. 5.38% due ^{(a),(b),(d)}	292,672,531
USD 1,590,000	State Grid Overseas Investment 2013, Ltd. 4.38% due 05/22/43	177,035,187
USD 1,900,000	State Grid Overseas Investment 2014, Ltd. 4.13% due 05/07/24	205,931,949
USD 400,000	4.85% due 05/07/44	47,340,850
USD 1,100,000	State Grid Overseas Investment 2016, Ltd. 4.00% due 05/04/47	115,308,130
	社債券 計	838,288,647
	中国 計 (取得原価921,363,031円)	838,288,647

コロンビア (3.4%)**社債券(0.1%)**

	Banco de Bogota S.A.	
USD 1,700,000	4.38% due 08/03/27	174,693,163

社債券 計**174,693,163****国債 (3.3%)**

	Colombia Government International Bond	
USD 22,450,000	4.00% due 02/26/24 ^(a)	2,409,642,322
USD 1,850,000	5.63% due 02/26/44 ^(a)	214,946,636
USD 10,400,000	6.13% due 01/18/41	1,277,476,155

国債 計**3,902,065,113****コロンビア 計 (取得原価4,177,254,016円)****4,076,758,276****コンゴ共和国 (0.1%)****社債券 (0.1%)**

	HTA Group, Ltd.	
USD 1,600,000	9.13% due 03/08/22 ^(a)	180,675,882

社債券 計**180,675,882****コンゴ共和国 計 (取得原価193,731,871円)****180,675,882****ドミニカ共和国 (3.0%)****国債 (3.0%)**

	Dominican Republic International Bond	
USD 14,973,000	6.85% due 01/27/45	1,721,759,246
USD 16,000,000	7.50% due 05/06/21	1,813,173,848

国債 計**3,534,933,094**

ドミニカ共和国 計 (取得原価3,329,963,361円)

3,534,933,094

エジプト (2.1%)

国債 (2.1%)

Egypt Government International Bond

USD 8,405,000	7.50% due 01/31/27	969,568,351
USD 12,500,000	8.50% due 01/31/47	1,487,091,997

国債 計

2,456,660,348

エジプト 計 (取得原価2,488,343,182円)

2,456,660,348

エルサルバドル (1.7%)

国債 (1.7%)

El Salvador Government International Bond

USD 1,500,000	5.88% due 01/30/25	157,178,382
USD 8,575,000	6.38% due 01/18/27	901,691,767
USD 3,000,000	7.65% due 06/15/35	337,982,415
USD 1,335,000	7.75% due 01/24/23 ^(a)	155,245,019
USD 3,425,000	8.63% due 02/28/29	418,886,048
USD 1,000,000	8.63% due 02/28/29 ^(c)	122,302,496

国債 計

2,093,286,127

エルサルバドル 計 (取得原価2,160,142,236円)

2,093,286,127

額面

銘柄

公正価値

確定利付証券 (97.7%) (続き)

(単位: 円)

ガーナ (3.7%)

社債券 (0.1%)

Kosmos Energy, Ltd.

USD 1,150,000	7.88% due 08/01/21 ^{(a),(c)}	125,054,302
---------------	---------------------------------------	-------------

	社債券 計	125,054,302
	国債 (3.6%)	
	Ghana Government International Bond	
USD 19,800,000	8.13% due 01/18/26	2,263,884,983
USD 12,575,000	9.25% due 09/15/22	1,526,024,710
USD 3,800,000	10.75% due 10/14/30	529,070,004
	国債 計	4,318,979,697
	ガーナ 計 (取得原価4,434,033,101円)	4,444,033,999
	グレナダ (0.2%)	
	国債 (0.2%)	
	Grenada Government International Bond	
USD 2,630,515	7.00% due 05/12/30	261,571,169
	国債 計	261,571,169
	グレナダ 計 (取得原価254,464,845円)	261,571,169
	香港 (1.0%)	
	社債券 (1.0%)	
	CNAC HK Finbridge Co., Ltd.	
USD 9,000,000	4.63% due 03/14/23	964,498,006
	Concord New Energy Group, Ltd.	
USD 700,000	7.90% due 01/23/21	74,104,635
	WTT Investment, Ltd.	
USD 1,230,000	5.50% due 11/21/22 ^(a)	128,157,397
	社債券 計	1,166,760,038
	香港 計 (取得原価1,175,712,807円)	1,166,760,038

インド (2.1%)**社債券 (0.4%)**

	Delhi International Airport, Ltd.		
USD 1,805,000	6.13% due 10/31/26		193,221,012
	HPCL-Mittal Energy, Ltd.		
USD 1,110,000	5.25% due 04/28/27		113,037,101
	NTPC, Ltd.		
USD 2,130,000	4.50% due 03/19/28		225,961,444
	社債券 計		532,219,557

国債 (1.7%)

	Export-Import Bank of India		
USD 12,700,000	3.38% due 08/05/26		1,273,758,138
USD 7,000,000	4.00% due 01/14/23		746,157,742
	国債 計		2,019,915,880

インド 計 (取得原価2,754,608,771円)**2,552,135,437****インドネシア (3.4%)****社債券 (2.3%)**

	Pertamina Persero PT		
USD 7,900,000	5.63% due 05/20/43		863,155,245
USD 15,822,000	6.00% due 05/03/42		1,806,199,139
	Perusahaan Gas Negara Persero Tbk		
USD 1,000,000	5.13% due 05/16/24		109,973,872
	社債券 計		2,779,328,256

国債 (1.1%)

	Perusahaan Penerbit SBSN Indonesia III	
USD 8,700,000	4.35% due 09/10/24	944,073,702
USD 2,750,000	4.55% due 03/29/26	299,677,539
	国債 計	1,243,751,241
	インドネシア 計 (取得原価3,742,949,461円)	4,023,079,497

額面	銘柄	公正価値
	確定利付証券 (97.7%) (続き)	(単位：円)
	アイルランド (1.4%)	
	社債券 (1.4%)	
	C&W Senior Financing DAC	
USD 534,000	6.88% due 09/15/27 ^(a)	56,790,898
	GTLK Europe DAC	
USD 13,735,000	5.13% due 05/31/24	1,431,196,104
	Metalloinvest Finance DAC	
USD 1,700,000	4.85% due 05/02/24	179,845,278
	社債券 計	1,667,832,280
	アイルランド 計 (取得原価1,781,398,241円)	1,667,832,280
	イスラエル (0.6%)	
	社債券 (0.6%)	
	Israel Electric Corp., Ltd.	
USD 2,605,000	4.25% due 08/14/28 ^(c)	272,312,915
USD 3,750,000	7.75% due 12/15/27	499,917,433
	社債券 計	772,230,348
	イスラエル 計 (取得原価651,579,560円)	772,230,348

コートジボワール (1.3%)**国債 (1.3%)**

	Ivory Coast Government International Bond	
USD 2,000,000	5.38% due 07/23/24	208,688,471
USD 13,230,000	5.75% due 12/31/32 ^(a)	1,356,524,101

国債 計**1,565,212,572****コートジボワール 計 (取得原価1,674,196,617円)****1,565,212,572****ジャマイカ (2.6%)****国債 (2.6%)**

	Jamaica Government International Bond	
USD 8,333,000	6.75% due 04/28/28	987,021,420
USD 1,113,000	7.63% due 07/09/25	138,408,355
USD 6,590,000	7.88% due 07/28/45	836,460,268
USD 8,891,000	8.00% due 03/15/39	1,133,487,433

国債 計**3,095,377,476****ジャマイカ 計 (取得原価2,957,021,720円)****3,095,377,476****カザフスタン (3.4%)****社債券 (3.4%)**

	Development Bank of Kazakhstan JSC	
USD 6,900,000	4.13% due 12/10/22	733,396,700
	KazMunayGas National Co. JSC	
USD 3,450,000	4.75% due 04/19/27	367,498,942
USD 1,823,000	5.75% due 04/30/43	201,970,368
USD 5,550,000	5.75% due 04/19/47	581,185,799
USD 3,025,000	6.38% due 04/09/21	346,811,672
USD 15,975,000	7.00% due 05/05/20	1,825,597,256

社債券 計	4,056,460,737
--------------	----------------------

カザフスタン 計 (取得原価4,263,955,817円)	4,056,460,737
--------------------------------------	----------------------

レバノン (3.0%)

国債 (3.0%)

Lebanon Government International Bond

USD 2,900,000	5.80% due 04/14/20	306,811,231
USD 7,740,000	6.60% due 11/27/26	786,621,735
USD 18,005,000	6.85% due 03/23/27	1,857,769,698
USD 5,600,000	8.25% due 04/12/21	627,273,548

国債 計	3,578,476,212
-------------	----------------------

レバノン 計 (取得原価3,838,469,716円)	3,578,476,212
------------------------------------	----------------------

額面	銘柄	公正価値
----	----	------

確定利付証券 (97.7%) (続き)

(単位: 円)

ルクセンブルグ (1.9%)

社債券 (1.9%)

Adecoagro S.A.

USD 2,180,000	6.00% due 09/21/27 ^(a)	218,512,020
---------------	-----------------------------------	-------------

Gazprom OAO Via Gaz Capital S.A.

USD 2,360,000	7.29% due 08/16/37	296,696,062
---------------	--------------------	-------------

Kernel Holding S.A.

USD 880,000	8.75% due 01/31/22	100,961,795
-------------	--------------------	-------------

Minerva Luxembourg S.A.

USD 3,100,000	6.50% due 09/20/26 ^(a)	317,733,908
---------------	-----------------------------------	-------------

Rede D'or Finance Sarl

USD 1,520,000	4.95% due 01/17/28 ^(a)	153,872,492
---------------	-----------------------------------	-------------

	Rumo Luxembourg Sarl		
USD 2,470,000	5.88% due 01/18/25 ^(a)		259,893,468
	Russian Agricultural Bank OJSC Via RSHB Capital S.A.		
USD 1,920,000	8.50% due 10/16/23		229,205,512
	Sberbank of Russia Via SB Capital S.A.		
USD 3,300,000	5.13% due 10/29/22		357,118,459
	Ultrapar International S.A.		
USD 2,800,000	5.25% due 10/06/26		297,407,764
	社債券 計		2,231,401,480
	ルクセンブルグ 計 (取得原価2,297,615,852円)		2,231,401,480
	マレーシア (0.3%)		
	社債券 (0.3%)		
	Press Metal Labuan, Ltd.		
USD 3,000,000	4.80% due 10/30/22 ^(a)		309,727,348
	社債券 計		309,727,348
	マレーシア 計 (取得原価343,756,343円)		309,727,348
	メキシコ (6.4%)		
	社債券 (5.9%)		
	AxteI SAB de CV		
USD 3,200,000	6.38% due 11/14/24 ^(a)		346,394,700
	Banco Mercantil del Norte S.A.		
USD 740,000	7.63% due ^{(a),(b),(d)}		84,109,553
	Banco Nacional de Comercio Exterior SNC		
USD 4,795,000	3.80% due 08/11/26 ^{(a),(b)}		501,661,573

	Banco Santander Mexico S.A. Institucion de Banca Multiple Grupo Financiero Santand		
USD 1,000,000	8.50% due (a),(b),(d)		116,684,132
	Cemex SAB de CV		
USD 4,040,000	7.75% due 04/16/26 (a)		474,423,930
	Grupo Cementos de Chihuahua SAB de CV		
USD 1,766,000	5.25% due 06/23/24 (a)		188,753,164
	Mexico City Airport Trust		
USD 5,405,000	5.50% due 07/31/47 (a)		527,398,937
USD 2,400,000	5.50% due 07/31/47 (a),(c)		234,182,692
	Nemak SAB de CV		
USD 3,910,000	4.75% due 01/23/25 (a)		414,830,497
	Petroleos Mexicanos		
USD 18,890,000	6.50% due 06/02/41		1,998,906,671
USD 11,000,000	6.63% due 06/15/38		1,184,473,083
USD 3,400,000	6.75% due 09/21/47		366,789,651
	Sixsigma Networks Mexico S.A. de CV		
USD 1,530,000	8.25% due 11/07/21 (a)		172,071,635
	Unifin Financiera SAB de CV SOFOM ENR		
USD 3,100,000	7.00% due 01/15/25 (a)		324,739,714
USD 1,580,000	8.88% due (a),(b),(d)		164,672,334
	社債券 計		7,100,092,266
	国債 (0.5%)		
	Mexico Government International Bond		
USD 5,174,000	5.75% due 10/12/10		561,259,978
	国債 計		561,259,978
	メキシコ 計 (取得原価7,249,012,851円)		7,661,352,244

額面	銘柄	公正価値
	確定利付証券 (97.7%) (続き)	(単位: 円)
	オランダ (4.1%)	
	社債券 (4.1%)	
	GTH Finance BV	
USD 1,500,000	7.25% due 04/26/23 ^(a)	173,871,077
	ICTSI Treasury BV	
USD 1,510,000	5.88% due 09/17/25	172,902,420
	Listrindo Capital BV	
USD 2,930,000	4.95% due 09/14/26 ^(a)	296,025,215
	Marfrig Holdings Europe BV	
USD 5,155,000	8.00% due 06/08/23 ^(a)	553,716,573
	Minejesa Capital BV	
USD 1,250,000	4.63% due 08/10/30	128,356,602
	Petrobras Global Finance BV	
USD 12,165,000	6.00% due 01/27/28	1,282,427,412
USD 6,715,000	6.85% due 06/05/15	678,433,214
USD 5,950,000	7.38% due 01/17/27	686,885,379
USD 6,620,000	8.75% due 05/23/26	829,249,951
	Teva Pharmaceutical Finance Netherlands III BV	
USD 730,000	6.75% due 03/01/28	76,850,497
	社債券 計	4,878,718,340
	オランダ 計 (取得原価4,888,314,118円)	4,878,718,340
	ナイジェリア (1.0%)	
	国債 (1.0%)	

	Nigeria Government International Bond	
USD 10,955,000	6.50% due 11/28/27	1,183,559,604
	国債 計	1,183,559,604
	ナイジェリア 計 (取得原価1,281,507,423円)	1,183,559,604
	オマーン (2.5%)	
	国債 (2.5%)	
	Oman Government International Bond	
USD 11,600,000	4.75% due 06/15/26 ^(c)	1,165,093,136
USD 5,500,000	4.75% due 06/15/26	552,414,849
USD 4,515,000	5.38% due 03/08/27	469,318,386
USD 1,345,000	6.50% due 03/08/47	135,582,601
USD 7,050,000	6.75% due 01/17/48	721,489,243
	国債 計	3,043,898,215
	オマーン 計 (取得原価3,245,742,074円)	3,043,898,215
	パキスタン (0.3%)	
	国債 (0.3%)	
	Pakistan Government International Bond	
USD 2,750,000	8.25% due 04/15/24	306,120,195
	国債 計	306,120,195
	パキスタン 計 (取得原価349,705,521円)	306,120,195
	パナマ (0.4%)	
	国債 (0.4%)	
	Panama Government International Bond	
USD 3,600,000	6.70% due 01/26/36	485,275,033
	国債 計	485,275,033

	パナマ 計 (取得原価522,892,313円)	485,275,033
	ペルー (0.4%)	
	社債券 (0.4%)	
	Peru LNG Srl	
USD 4,010,000	5.38% due 03/22/30	429,555,345
	社債券 計	429,555,345
	ペルー 計 (取得原価426,257,490円)	429,555,345

額面	銘柄	公正価値
	確定利付証券 (97.7%) (続き)	(単位: 円)
	カタール (1.6%)	
	社債券 (1.6%)	
	SoQ Sukuk A QSC	
USD 18,000,000	3.24% due 01/18/23	1,876,082,848
	社債券 計	1,876,082,848
	カタール 計 (取得原価2,003,022,125円)	1,876,082,848
	サウジアラビア (0.7%)	
	国債 (0.7%)	
	Saudi Government International Bond	
USD 8,000,000	3.25% due 10/26/26	798,170,335
	国債 計	798,170,335
	サウジアラビア 計 (取得原価844,452,959円)	798,170,335

セネガル (0.6%)**国債 (0.6%)**

Senegal Government International Bond

USD 6,300,000	6.25% due 05/23/33	661,983,677
---------------	--------------------	-------------

国債 計**661,983,677****セネガル 計 (取得原価716,724,151円)****661,983,677****セルビア (5.5%)****国債 (5.5%)**

Serbia International Bond

USD 4,609,750	6.75% due 11/01/24 ^(a)	494,582,103
---------------	-----------------------------------	-------------

USD 50,930,000	7.25% due 09/28/21	6,028,816,591
----------------	--------------------	---------------

国債 計**6,523,398,694****セルビア 計 (取得原価6,620,437,773円)****6,523,398,694****南アフリカ (6.5%)****社債券 (3.2%)**

Eskom Holdings SOC, Ltd.

USD 16,115,000	5.75% due 01/26/21	1,701,922,497
----------------	--------------------	---------------

USD 1,100,000	6.75% due 08/06/23	118,656,127
---------------	--------------------	-------------

USD 15,000,000	7.13% due 02/11/25	1,634,223,495
----------------	--------------------	---------------

MTN Mauritius Investment, Ltd.

USD 2,500,000	6.50% due 10/13/26	281,362,209
---------------	--------------------	-------------

社債券 計**3,736,164,328****国債 (3.3%)**

Republic of South Africa Government International Bond

USD 15,400,000	4.67% due 01/17/24	1,647,583,926
----------------	--------------------	---------------

USD 1,000,000	5.38% due 07/24/44	102,224,361
USD 7,500,000	5.65% due 09/27/47	790,262,893
USD 11,560,000	5.88% due 09/16/25	1,312,360,123
USD 1,000,000	6.25% due 03/08/41	114,438,977

国債 計	3,966,870,280
-------------	----------------------

南アフリカ 計 (取得原価7,846,638,016円)	7,703,034,608
-------------------------------------	----------------------

韓国 (0.2%)

社債券 (0.2%)

Woori Bank

USD 1,800,000	5.25% due ^{(a),(b),(d)}	189,911,953
---------------	----------------------------------	-------------

社債券 計	189,911,953
--------------	--------------------

韓国 計 (取得原価206,821,242円)	189,911,953
--------------------------------	--------------------

スリランカ (3.8%)

社債券 (0.1%)

Bank of Ceylon

USD 1,200,000	5.33% due 04/16/18	127,939,045
---------------	--------------------	-------------

社債券 計	127,939,045
--------------	--------------------

額面	銘柄	公正価値
----	----	------

確定利付証券 (97.7%) (続き) (単位：円)

スリランカ (3.8%) (続き)

国債 (3.7%)

Sri Lanka Government International Bond

USD 235,000	5.88% due 07/25/22	25,396,649
-------------	--------------------	------------

USD 7,220,000	6.13% due 06/03/25	767,522,941
---------------	--------------------	-------------

USD 2,725,000	6.20% due 05/11/27	285,355,252
USD 17,555,000	6.25% due 07/27/21	1,942,048,950
USD 2,085,000	6.83% due 07/18/26 ^(c)	228,511,674
USD 1,465,000	6.83% due 07/18/26	160,560,960
USD 9,295,000	6.85% due 11/03/25	1,026,105,880
国債 計		4,435,502,306
スリランカ 計 (取得原価4,571,954,285円)		4,563,441,351
国際機関 (0.1%)		
社債券 (0.1%)		
	APICORP Sukuk, Ltd.	
USD 1,100,000	3.14% due 11/01/22	114,190,224
社債券 計		114,190,224
国際機関 計 (取得原価125,036,996円)		114,190,224
トリニダード(0.4%)		
社債券 (0.4%)		
	Petroleum Co. of Trinidad & Tobago, Ltd.	
USD 4,300,000	9.75% due 08/14/19 ^(c)	483,600,020
社債券 計		483,600,020
トリニダード 計 (取得原価541,230,345円)		483,600,020
トルコ (5.1%)		
社債券 (0.4%)		
	TC Ziraat Bankasi AS	
USD 5,000,000	4.75% due 04/29/21	523,236,664
社債券 計		523,236,664

国債 (4.7%)

	Turkey Government International Bond	
USD 6,630,000	5.13% due 03/25/22	719,759,514
USD 30,725,000	6.25% due 09/26/22	3,466,117,090
USD 11,000,000	7.38% due 02/05/25	1,298,391,902
USD 900,000	11.88% due 01/15/30	142,878,561

国債 計**5,627,147,067****トルコ 計 (取得原価6,108,697,759円)****6,150,383,731****ウクライナ (3.9%)****国債 (3.9%)**

	Ukraine Government International Bond	
USD 1,900,000	7.38% due 09/25/32	195,376,642
USD 13,050,000	7.75% due 09/01/23	1,439,587,719
USD 814,000	7.75% due 09/01/23 ^(c)	89,777,054
USD 26,900,000	7.75% due 09/01/25	2,937,971,077

国債 計**4,662,712,492****ウクライナ 計 (取得原価4,785,434,324円)****4,662,712,492****アラブ首長国連邦 (0.9%)****社債券 (0.9%)**

	Emirates NBD Tier 1, Ltd.	
USD 2,200,000	5.75% due ^{(a), (b), (d)}	237,736,909
	Ruwais Power Co. PJSC	
USD 1,420,000	6.00% due 08/31/36	172,458,388
	Zahidi, Ltd.	
USD 6,850,000	4.50% due 03/22/28	723,164,873

社債券 計**1,133,360,170**

アラブ首長国連邦 計 (取得原価1,167,301,262円)

1,133,360,170

額面	銘柄	純資産比率(%)	公正価値
確定利付証券 (97.7%) (続き)			(単位:円)
イギリス (0.2%)			
社債券 (0.2%)			
	MARB BondCo PLC		
USD 320,000	7.00% due 03/15/24 ^(a)		32,117,699
	Tullow Oil PLC		
USD 1,000,000	6.25% due 04/15/22 ^(a)		107,413,496
USD 685,000	7.00% due 03/01/25 ^(a)		72,940,810
社債券 計			212,472,005
イギリス 計 (取得原価222,073,584円)			212,472,005
アメリカ (3.4%)			
社債券 (0.6%)			
	Azul Investments LLP		
USD 3,145,000	5.88% due 10/26/24 ^(a)		330,289,854
	Stillwater Mining Co.		
USD 4,300,000	6.13% due 06/27/22 ^(a)		457,561,075
社債券 計			787,850,929
国債 (2.8%)			
	U.S. Treasury Note		
USD 31,445,000	0.75% due 10/31/18		3,320,857,833
国債 計			3,320,857,833
アメリカ 計 (取得原価4,234,611,745円)			4,108,708,762

	ベトナム (2.0%)		
	国債 (2.0%)		
	Vietnam Government International Bond		
USD 22,251,000	4.80% due 11/19/24		2,418,728,931
	国債 計		2,418,728,931
	ベトナム 計 (取得原価2,563,429,238円)		2,418,728,931
	ザンビア (0.3%)		
	国債 (0.3%)		
	Zambia Government International Bond		
USD 3,700,000	8.97% due 07/30/27		415,535,427
	国債 計		415,535,427
	ザンビア 計 (取得原価392,079,125円)		415,535,427
	確定利付証券 計 (取得原価118,580,299,444円)		116,589,686,874
	短期投資 (1.9%)		
	イギリス(1.9%)		
	定期預金 (1.9%)		
	JPMorgan Chase & Co.		
USD 20,839,232	1.00% due 04/02/18		2,216,252,245
	定期預金 計		2,216,252,245
	イギリス 計 (取得原価2,214,849,271円)		2,216,252,245
	短期投資 計 (取得原価2,214,849,271円)		2,216,252,245
	投資 計 (取得原価120,795,148,715円)	99.6%	118,805,939,119

現金及びその他資産 (負債控除後)

0.4 536,331,850

純資産

100.0% 119,342,270,969

- (a) コーラブル証券
- (b) 変動利付証券 (2018年3月31日現在)
- (c) 規則144A証券 - 1933年証券法規則144Aに基づく登録を免除された有価証券。これらの証券は、登録を免除され一般的には、適格機関投資家への転売が可能である。別段の指定がない限り、これらの証券は流動性が低いとはみなされない。
- (d) 永久債

Fund Level 外国為替予約取引 2018年3月31日現在

買	取引相手方	契約額	決済日	売	契約額	評価益	評価(損)	評価(損) 益計
USD	Goldman Sachs Group, Inc.	748,035	04/18/2018	MXN	14,661,266	/	- / (5,667,635)	/ (5,667,635)

Class A - JPY Class 外国為替予約取引 2018年3月31日現在

買	取引相手方	契約額	決済日	売	契約額	評価益	評価(損)	評価(損) 益計
	Royal Bank of							
JPY	Scotland PLC	9,972,927,990	04/03/2018	USD	93,493,769	/	29,955,633 /	- / 29,955,633
JPY	Citibank NA	9,760,673,172	05/02/2018	USD	91,857,603		9,335,256	- 9,335,256
USD	BNP Paribas S.A.	555,000	04/03/2018	JPY	59,003,715		20,001	- 20,001
USD	Citibank NA	91,690,486	04/03/2018	JPY	9,760,673,172		- (9,478,271)	(9,478,271)
USD	JPMorgan Chase & Co.	350,000	04/03/2018	JPY	36,744,015		478,148	- 478,148
USD	JPMorgan Chase & Co.	1,019,000	04/03/2018	JPY	108,460,322		- (90,653)	(90,653)
USD	JPMorgan Chase & Co.	76,000	04/03/2018	JPY	8,046,766		35,761	- 35,761
						/	39,824,799 / (9,568,924)	/ 30,255,875

Class B - AUD Class 外国為替予約取引 2018年3月31日現在

買	取引相手方	契約額	決済日	売	契約額	評価益	評価(損)	評価(損) 益計
AUD	BNP Paribas S.A.	629,962	04/04/2018	USD	492,000	/	497,519 /	(1,427,999) / (930,480)
	JPMorgan Chase &	1,273,059	04/04/2018	USD	981,000		140,249	(610,691) (470,442)
AUD	Co.							
	JPMorgan Chase &	868,672	04/04/2018	USD	672,000		540,445	(1,139,493) (599,048)
AUD	Co.							
AUD	Morgan Stanley	200,584,165	04/04/2018	USD	157,581,247		60,049,414	(454,684,927) (394,635,513)
	Standard		04/04/2018	USD	157,331,198			
AUD	Chartered Bank	200,584,164					86,638,974	(454,684,926) (368,045,952)
	Goldman Sachs		05/02/2018	USD	150,412,875			
AUD	Group, Inc.	195,605,591					-	(39,899,496) (39,899,496)
	Goldman Sachs			USD				
AUD	Group, Inc.	195,605,591	05/02/2018		150,412,875		-	(39,899,496) (39,899,496)

	Goldman Sachs			AUD				
USD	Group, Inc.	150,401,139	04/04/2018		195,605,591	85,387,602	(48,152,618)	37,234,984
	Goldman Sachs	150,401,139	04/04/2018	AUD	195,605,591	85,387,601	(48,152,617)	37,234,984
USD	Group, Inc.							
	JPMorgan Chase &	868,000	04/04/2018	AUD	1,126,281	1,113,410	(686,070)	427,340
USD	Co.							
	JPMorgan Chase &	4,516,000	04/04/2018	AUD	5,731,714	14,034,738	(1,365,040)	12,669,698
USD	Co.							
	JPMorgan Chase &	3,023,000	04/04/2018	AUD	3,919,149	3,877,695	(2,114,361)	1,763,334
USD	Co.							
	JPMorgan Chase &	1,507,000	04/04/2018	AUD	1,951,696	1,496,045	(450,231)	1,045,814
USD	Co.							
USD	BNP Paribas S.A.	1,161,000	05/02/2018	AUD	1,513,909	199,910	(223,938)	(24,028)
						/	339,363,602	/(1,093,491,903)
								/(754,128,301)

Class C - NZD Class 外国為替予約取引 2018年3月31日現在

買	取引相手方	契約額	決済日	売	契約額	評価益	評価(損)	評価(損) 益計
	BNP Paribas	46,987	04/04/2018	USD	34,000	18,552	(29,383)	(10,831)
NZD	S.A.				/		/	/
NZD	BNP Paribas	26,036	04/04/2018	USD	19,000	-	(23,042)	(23,042)
	S.A.							
NZD	BNP Paribas	40,040	04/04/2018	USD	29,000	45,315	(57,398)	(12,083)
	S.A.							
NZD	BNP Paribas	728,004	04/04/2018	USD	532,000	40,324	(762,036)	(721,712)
	S.A.							
NZD	HSBC Bank PLC	21,960,036	04/04/2018	USD	16,009,811	13,730,899	(31,479,973)	(17,749,074)
NZD	JPMorgan Chase	144,048	04/04/2018	USD	104,000	56,344	(64,581)	(8,237)
	& Co.							
NZD	JPMorgan Chase	21,951	04/04/2018	USD	16,000	-	(17,392)	(17,392)
	& Co.							
NZD	Citibank NA	22,647,934	05/02/2018	USD	16,315,352	5,177,174	(2,890,012)	2,287,162
USD	Citibank NA	16,316,477	04/04/2018	NZD	22,647,934	2,002,533	(4,416,332)	(2,413,799)
	JPMorgan Chase	35,000	04/04/2018	NZD	48,047	44,896	(9,061)	35,835
USD	& Co.							
	JPMorgan Chase	199,000	04/04/2018	NZD	271,122			
USD	& Co.					421,850	(60,151)	361,699
						/	21,537,887	/(39,809,361)
								/(18,271,474)

Class D - BRL Class 外国為替予約取引 2018年3月31日現在

買	取引相手方	契約額	決済日	売	契約額	評価益	評価(損)	評価(損) 益計
---	-------	-----	-----	---	-----	-----	-------	----------

BRL	Bank of America NA	566,544	04/03/2018	USD	174,000	/	1,297,222	/	(1,673,707)	/	(376,485)
BRL	BNP Paribas S.A.	61,770,258	04/03/2018	USD	18,584,228		136,694		(29,728)		106,966
	Credit Suisse	174,941,933	04/03/2018	USD	52,633,111		387,136		(84,193)		302,943
BRL	International										
	Credit Suisse	174,941,932	04/03/2018	USD	52,633,110		387,136		(84,193)		302,943
BRL	International										
BRL	Morgan Stanley	151,532,125	04/03/2018	USD	45,590,025		335,331		(72,927)		262,404
BRL	Morgan Stanley	151,532,123	04/03/2018	USD	45,590,024		335,332		(72,927)		262,405
BRL	Royal Bank of Canada	15,399,667	04/03/2018	USD	4,692,731		9,809,795		(16,119,444)		(6,309,649)
BRL	Royal Bank of Canada	15,399,667	04/03/2018	USD	4,692,731		9,809,795		(16,119,443)		(6,309,648)
	Royal Bank of Scotland	169,889,263	04/03/2018	USD	51,096,052		412,748,368		(410,655,805)		2,092,563
BRL	PLC										
	Royal Bank of Scotland	343,573,968	04/03/2018	USD	108,815,471		316,842,597		(895,599,820)		(578,757,223)
BRL	PLC										
	Standard Chartered	169,889,263	04/03/2018	USD	51,092,978		413,075,216		(410,655,805)		2,419,411
BRL	Bank										
BRL	Barclays Bank PLC	149,852,937	05/03/2018	USD	45,592,004		112,442,420		(177,176,712)		(64,734,292)
BRL	Barclays Bank PLC	149,852,937	05/03/2018	USD	45,592,004		112,442,420		(177,176,711)		(64,734,291)
BRL	JPMorgan Chase & Co.	5,618,088	05/03/2018	USD	1,704,000		-		(1,867,007)		(1,867,007)
BRL	JPMorgan Chase & Co.	341,959,518	05/03/2018	USD	107,537,821		370,894,896		(889,952,313)		(519,057,417)
BRL	JPMorgan Chase & Co.	11,282,720	05/03/2018	USD	3,447,000		6,033,582		(12,424,269)		(6,390,687)
	Credit Suisse	174,941,932	06/04/2018	USD	52,623,611		5,422,337		(34,631,991)		(29,209,654)
BRL	International										
	Credit Suisse	174,941,933	06/04/2018	USD	52,623,611		5,422,337		(34,631,990)		(29,209,653)
BRL	International										
	Credit Suisse	163,237,028	06/04/2018	USD	49,611,594		139,208,484		(220,365,972)		(81,157,488)
BRL	International										
	Credit Suisse	163,237,028	06/04/2018	USD	49,611,594		139,208,485		(220,365,972)		(81,157,487)
BRL	International										
BRL	Morgan Stanley	151,532,125	07/03/2018	USD	45,244,275		31,821,915		(33,966,862)		(2,144,947)
BRL	Morgan Stanley	151,532,123	07/03/2018	USD	45,244,274		31,821,914		(33,966,861)		(2,144,947)
USD	Bank of America NA	170,451	04/03/2018	BRL	566,544		-		(981)		(981)
USD	BNP Paribas S.A.	18,633,000	04/03/2018	BRL	61,770,258		26,432,528		(21,352,679)		5,079,849
USD	Credit Suisse	52,916,495	04/03/2018	BRL	174,941,932		78,001,013		(48,166,281)		29,834,732
	International										
USD	Credit Suisse	52,916,495	04/03/2018	BRL	174,941,933		78,001,015		(48,166,282)		29,834,733
	International										
USD	Morgan Stanley	45,621,594	04/03/2018	BRL	151,532,125		59,036,153		(55,941,205)		3,094,948
USD	Morgan Stanley	45,621,594	04/03/2018	BRL	151,532,123		59,036,152		(55,941,204)		3,094,948
USD	Royal Bank of Canada	4,633,151	04/03/2018	BRL	15,399,667		-		(26,668)		(26,668)
USD	Royal Bank of Canada	4,633,151	04/03/2018	BRL	15,399,667		-		(26,667)		(26,667)

USD	Royal Bank of Scotland PLC	51,112,962	04/03/2018	BRL	169,889,263	-	(294,194)	(294,194)	
USD	Royal Bank of Scotland PLC	103,367,822	04/03/2018	BRL	343,573,968	-	(594,960)	(594,960)	
USD	Standard Chartered Bank	51,112,962	04/03/2018	BRL	169,889,263	-	(294,194)	(294,194)	
USD	BNP Paribas S.A.	154,000	05/03/2018	BRL	509,386	156,908	(40,679)	116,229	
USD	JPMorgan Chase & Co.	3,873,000	05/03/2018	BRL	12,869,979	3,101,678	(2,066,658)	1,035,020	
USD	JPMorgan Chase & Co.	1,563,000	05/03/2018	BRL	5,217,294	1,704,993	(2,034,310)	(329,317)	
USD	JPMorgan Chase & Co.	7,434,000	06/04/2018	BRL	24,332,969	20,680,287	(4,490,247)	16,190,040	
USD	Standard Chartered Bank	2,058,000	06/04/2018	BRL	6,838,117	2,084,679	(831,463)	1,253,216	
USD	JPMorgan Chase & Co.	4,900,000	07/03/2018	BRL	16,339,050	4,028,165	(1,523,697)	2,504,468	
						/	2,452,146,983 /	(3,829,487,021) /	(1,377,340,038)

Class E - ZAR Class 外国為替予約取引 2018年3月31日現在

買	取引相手方	契約額	決済日	売	契約額	評価益	評価(損)	評価(損) 益計
USD	BNP Paribas S.A.	14,000	04/04/2018	ZAR	166,986 /	7,038 /	(16,806) /	(9,768)
USD	BNP Paribas S.A.	245,000	04/04/2018	ZAR	2,901,878	76,620	(64,635)	11,985
USD	Citibank NA	14,076,907	04/04/2018	ZAR	165,938,581	7,813,207	-	7,813,207
USD	JPMorgan Chase & Co.	272,000	04/04/2018	ZAR	3,214,583	159,180	(82,217)	76,963
USD	JPMorgan Chase & Co.	30,000	04/04/2018	ZAR	358,865	7,432	(37,672)	(30,240)
USD	JPMorgan Chase & Co.	225,000	04/04/2018	ZAR	2,625,914	361,663	-	361,663
USD	JPMorgan Chase & Co.	91,000	04/04/2018	ZAR	1,083,404	1,158	(46,635)	(45,477)
USD	JPMorgan Chase & Co.	133,000	04/04/2018	ZAR	1,578,779	239	(24,907)	(24,668)
ZAR	BNP Paribas S.A.	1,122,950	04/04/2018	USD	96,000	133,054	(264,388)	(131,334)
ZAR	BNP Paribas S.A.	690,855	04/04/2018	USD	58,000	43,812	(11,829)	31,983

Class E - ZAR Class 外国為替予約取引 2018年3月31日現在 (続き)

買	取引相手方	契約額	決済日	売	契約額	評価益	評価(損)	評価(損) 益計	
ZAR	JPMorgan Chase & Co.	250,025	04/04/2018	USD	21,000 /	20,750 /	(10,177) /	10,573	
ZAR	JPMorgan Chase & Co.	1,232,528	04/04/2018	USD	102,000	213,965	-	213,965	
ZAR	Standard Chartered Bank	174,572,632	04/04/2018	USD	14,995,805	4,637,783	(32,684,622)	(28,046,839)	
ZAR	BNP Paribas S.A.	1,094,260	05/03/2018	USD	92,000	56,258	(60,209)	(3,951)	
ZAR	Citibank NA	165,938,581	05/03/2018	USD	14,019,338	7,782,026	(15,603,736)	(7,821,710)	
						/	21,314,185 /	(48,907,833) /	(27,593,648)

Class F - TRY Class 外国為替予約取引 2018年3月31日現在

買	取引相手方	契約額	決済日	売	契約額	評価益	評価(損)	評価(損) 益計
TRY	Barclays Bank PLC	445,407,754	04/03/2018	USD	116,476,923 /	78,842,569 /	(608,475,089) /	(429,632,520)
TRY	BNP Paribas S.A.	1,227,097	04/03/2018	USD	319,000	543,355	(1,525,604)	(982,249)
TRY	BNP Paribas S.A.	204,911	04/03/2018	USD	52,000	23,676	(52,707)	(29,031)
TRY	BNP Paribas S.A.	2,016,302	04/03/2018	USD	527,000	261,914	(2,177,491)	(1,915,577)
TRY	BNP Paribas S.A.	1,043,269	04/03/2018	USD	271,000	836	(813,460)	(812,624)
TRY	JPMorgan Chase & Co.	1,864,352	04/03/2018	USD	482,000	393,294	(1,602,472)	(1,209,178)
TRY	JPMorgan Chase & Co.	1,607,532	04/03/2018	USD	408,000	295,241	(529,262)	(234,021)
TRY	JPMorgan Chase & Co.	4,659,779	04/03/2018	USD	1,178,000	736,241	(917,303)	(181,062)
	Standard Chartered	445,407,755	04/03/2018	USD	116,489,718	177,481,901	(608,475,091)	(430,993,190)
TRY	Bank							
TRY	HSBC Bank PLC	428,394,026	05/03/2018	USD	106,182,681	105,059,871	-	105,059,871
TRY	HSBC Bank PLC	428,394,025	05/03/2018	USD	106,182,681	105,059,870	-	105,059,870
USD	HSBC Bank PLC	107,109,217	04/03/2018	TRY	428,394,025	14,356,883	(124,214,210)	(109,857,327)
USD	HSBC Bank PLC	107,109,217	04/03/2018	TRY	428,394,026	14,356,883	(124,214,210)	(109,857,327)
USD	JPMorgan Chase & Co.	2,417,000	04/03/2018	TRY	9,557,374	464,940	-	464,940
USD	JPMorgan Chase & Co.	4,200,000	04/03/2018	TRY	16,316,748	9,842,721	(1,222,027)	8,620,694
USD	JPMorgan Chase & Co.	1,986,000	04/03/2018	TRY	7,934,249	2,569,963	(4,366,458)	(1,796,495)
USD	JPMorgan Chase & Co.	3,218,000	04/03/2018	TRY	12,842,330	4,164,220	(6,702,811)	(2,538,591)
						/	614,454,378 / (1,485,288,195) /	(870,833,817)

Class H - CNY Class 外国為替予約取引 2018年3月31日現在

買	取引相手方	契約額	決済日	売	契約額	評価益	評価(損)	評価(損) 益計
CNY	BNP Paribas S.A.	152,460	04/03/2018	USD	24,000 /	32,433 /	(7,730) /	24,703
CNY	BNP Paribas S.A.	253,260	04/03/2018	USD	40,000	26,971	-	26,971
CNY	BNP Paribas S.A.	178,458	04/03/2018	USD	28,000	38,758	-	38,758
CNY	HSBC Bank PLC	19,695,456	04/03/2018	USD	3,100,426	3,191,140	-	3,191,140
CNY	HSBC Bank PLC	19,760,939	04/03/2018	USD	3,142,593	1,817	(188,220)	(186,403)
CNY	JPMorgan Chase & Co.	373,647	04/03/2018	USD	59,421	34	(3,559)	(3,525)
CNY	JPMorgan Chase & Co.	69,784	04/03/2018	USD	11,098	7	(665)	(658)
CNY	JPMorgan Chase & Co.	75,264	04/03/2018	USD	11,969	7	(717)	(710)
CNY	HSBC Bank PLC	19,760,939	05/03/2018	USD	3,140,645	392,234	(712,869)	(320,635)
USD	BNP Paribas S.A.	28,380	04/03/2018	CNY	178,458	1,711	(28)	1,683
USD	BNP Paribas S.A.	24,246	04/03/2018	CNY	152,460	1,462	(24)	1,438
USD	BNP Paribas S.A.	40,276	04/03/2018	CNY	253,260	2,428	(39)	2,389
USD	HSBC Bank PLC	3,144,643	04/03/2018	CNY	19,760,939	1,820,878	(1,416,420)	404,458
USD	HSBC Bank PLC	3,132,179	04/03/2018	CNY	19,695,456	188,788	(3,003)	185,785

	JPMorgan Chase & Co.	12,000	04/03/2018	CNY	75,264	15,528	(11,551)	3,977	
USD									
	JPMorgan Chase & Co.	59,000	04/03/2018	CNY	373,647	-	(41,279)	(41,279)	
USD									
	JPMorgan Chase & Co.	11,000	04/03/2018	CNY	69,784	2,850	(12,591)	(9,741)	
USD									
						/	5,717,046 /	(2,398,695) /	3,318,351

Class I - CAD Class 外国為替予約取引 2018年3月31日現在

買	取引相手方	契約額	決済日	売	契約額	評価益	評価(損)	評価(損) 益計	
CAD	Bank of America NA	614,138	04/03/2018	USD	484,589 /	149,685 /	(1,026,301) /	(876,616)	
	Credit Suisse	614,138	05/02/2018	USD	476,080	76,211	(19,144)	57,067	
CAD	International								
	Credit Suisse	475,827	04/03/2018		614,138	63,780	(118,990)	(55,210)	
USD	International			CAD					
						/	289,676 /	(1,164,435) /	(874,759)

Class J - MXN Class 外国為替予約取引 2018年3月31日現在

買	取引相手方	契約額	決済日	売	契約額	評価益	評価(損)	評価(損) 益計	
MXN	Deutsche Bank AG	109,072,958	04/03/2018	USD	5,813,050 /	17,277,719 /	- /	17,277,719	
MXN	JPMorgan Chase & Co.	243,992	04/03/2018	USD	13,000	39,405	(377)	39,028	
MXN	Barclays Bank PLC	104,687,484	05/03/2018	USD	5,695,535	2,879,770	(1,435,001)	1,444,769	
USD	Barclays Bank PLC	5,721,687	04/03/2018	MXN	104,687,484	766,933	(2,209,942)	(1,443,009)	
USD	JPMorgan Chase & Co.	247,000	04/03/2018	MXN	4,629,465	40,518	(744,883)	(704,365)	
						/	21,004,345 /	(4,390,203) /	16,614,142

通貨

AUD	-	オーストラリア・ドル
BRL	-	ブラジル・レアル
CAD	-	カナダ・ドル
CNY	-	中国・人民元
JPY	-	日本円
MXN	-	メキシコ・ペソ
NZD	-	ニュージーランド・ドル
TRY	-	トルコ・リラ
USD	-	米ドル
ZAR	-	南アフリカ・ランド

デリバティブ取引の価値

以下の表は本ファンドのデリバティブ取引の要約である。

取引相手方	デリバティブ		担保受取*	担保差入*	純額**
	資産の価値	負債の価値			
店頭デリバティブ					
Bank of America NA	/ 1,446,907	/ (2,700,989)	/ -	/ -	(1,254,082)
Barclays Bank PLC	407,374,112	(966,473,455)	-	(559,099,343)	-
BNP Paribas S.A.	28,798,077	(28,941,832)	-	-	(143,755)
Citibank NA	32,110,196	(32,388,351)	-	-	(278,155)
Credit Suisse International	446,177,934	(606,635,008)	-	(160,457,074)	-
Deutsche Bank AG	17,277,719	-	-	-	17,277,719
Goldman Sachs Group, Inc.	170,775,203	(181,771,862)	-	-	(10,996,659)
HSBC Bank PLC	258,159,263	(282,228,905)	-	-	(24,069,642)
JPMorgan Chase & Co.	448,012,538	(937,323,788)	-	(489,311,250)	-
Morgan Stanley	242,436,211	(634,646,913)	-	(392,210,702)	-
Royal Bank of Canada	19,619,590	(32,292,222)	-	-	(12,672,632)
Royal Bank of Scotland PLC	759,546,598	(1,307,144,779)	-	(526,947,172)	(20,651,009)
Standard Chartered Bank	683,918,553	(1,507,626,101)	-	(823,707,548)	-
合計	/ 3,515,652,901	/ (6,520,174,205)	/ -	/ (2,951,733,089)	/ (52,788,215)

* 実際の担保差入及び受入は、上記の記載より多い場合がある。

**純額は、デフォルトが発生した場合に取引相手方から（または取引相手方に）生じる受取り（または支払い）の額をあらわしている。

純額は、同一の法人格に対する同一の契約に基づく取引に関して損益を通算することが認められている。

添付の注記は、本財務諸表の不可欠の部分である。

財務諸表に関する注記（抜粋）

2018年3月31日現在

重要な会計方針

この決算書は、ファンドの当会計年度である2017年4月1日から2018年3月31日までの期間を反映したものである。以下は、本ファンドが米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（「米国GAAP」）に準拠して、その財務諸表を作成するにあたって継続して適用している重要な会計方針の要約である。米国GAAPに準拠した財務諸表を作成するにあたって、経営陣は、財務諸表の報告額及び開示事項に影響する予想及び仮定を設定する必要がある。このような予想と実績は異なる可能性がある。

(A) 受益証券の純資産額の決定

本ファンドの純資産額（以下、「純資産額」）は、毎営業日（ニューヨーク証券取引所及びニューヨークの銀行が業務を行っている日及び受託会社が決定するその他の時点（以下、それぞれの「計算日」）において算出される。純資産額は、管理会社報酬、弁護士報酬、監査報酬並びにその他の専門家報酬及び費用等を含む、本ファンドの全ての資産及び負債を考慮

して算出される。本ファンドの純資産額は日本円で算出される。日本円で表示される一口当たりの純資産額は、通常毎営業日に算出され、一口当たりの純資産は小数点第4位までとなるよう調整される。

(B) 有価証券の評価

純資産額を算出する目的上、市場の公表価格が容易に入手できる有価証券及びその他の資産は、公正価値で計上される。公正価値は通常、直前に報告された売却価格、または売却価格が報告されない場合には、相場報告システムもしくは主要なマーケット・メーカーまたは第三者の価格提供サービスから取得する価格を基に決定される。

国内外の債券及び非上場デリバティブは、通常、主要なマーケット・メーカーまたは価格提供サービスから得られる公表価格に基づいて評価される。独立した価格提供サービスから得られる価格は、マーケット・メーカーが提供する情報、または類似した性質を持つ投資もしくは有価証券に関する利回りのデータから取得した市場価格の概算を利用している。

先渡契約で購入した債券は、先渡決済日に決済されるまで毎日値洗いされる。最新の公表価格が存在しない、デフォルトあるいは破産手続き中の企業の証券は、最近の利用可能な市場価格や公表価格で評価される。残存60日以内の短期投資は、公正価値に近似する償却原価で評価される。

市場の公表価格が容易に入手できない有価証券及びその他の資産は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン社(アドミニストレーター)が誠実に決定した公正価値で評価するが、最終的な決定権はトラスティーが負う。

最新の市場データまたは信頼性の高い市場データ(売買情報、ビッドアスク情報、ブローカー価格など)がない状況では、市場の公表価格は容易に入手できないとみなされる。こうした状況には、関連市場の終了後に本ファンドの有価証券やその他の資産の価値に重大な影響を及ぼすような事象が発生する場合も含まれる。さらに、非常の事態により証券取引所もしくは証券市場が終日開かれず、他の市場価格も入手できないような場合も、市場の公表価格は容易に入手できないとみなされる。

アドミニストレーターは、本ファンドの有価証券やその他の資産の価値に重大な影響を及ぼす可能性がある重要事象の監視、及びそうした重要事象が有価証券やその他の資産の価値に影響し、資産の再評価が必要かどうかの判断の責任を負う。

本ファンドが公正価値を用いて純資産額を決定する際、有価証券がその主要な取引市場の公表価格で評価されるのではなく、運用会社またはその指示により行動する者が公正価値を正確に反映していると考えられる方法により算出される価額で評価される場合がある。公正価値の評価には、有価証券の価値に関する主観的な判断を要することがある。

本ファンドの方針は、算出した本ファンドの純資産額が価格決定時点の有価証券の価値を適正に反映することを目指している。しかし、運用会社またはその指示により行動する者が決定した公正価値が、価格決定時点で当該有価証券を売却した場合に本ファンドが得る価格を正確に反映することは保証できない(例えば、強制処分または清算処分の場合など)。本ファンドが用いる価格は有価証券を売却した場合に実現されるであろう価値とは異なる場合があり、そうした相違は財務諸表に重大な影響を及ぼし得る。

<公正価値測定>

米国GAAPに基づく公正価値測定及び開示事項に関する当局の指針に従い、本ファンドは、公正価値の測定に用いられる評価技法に関するインプットに優先順位を付けており、それに基づき、その投資の公正価値を開示している。分類において、優先順位が最も高いのは、活発な市場で同一資産または負債における未調整の公表価格に基づく評価(レベル1)で、優先順位が最も低いのは、その評価にとって重大な、観察不可能なインプットに基づく評価(レベル3)である。当該指針は、公正価値の分類に次の3レベルを設定している。

- ・レベル1： 活発な市場における同一の資産または負債に係る（未調整の）公表価格に基づき測定した公正価値。
- ・レベル2： 資産または負債に係る直接的に（例えば、価格）または間接的に（例えば、価格から派生）観察可能なインプットのうち、レベル1に含まれる公表価格以外のインプットに基づき測定した公正価値。
- ・レベル3： 観察可能な市場データに基づかない資産または負債に係るインプット（観察不可能なインプット）に基づき測定した公正価値。

インプットは、様々な評価技法を適用する際に用いられ、また、リスクに対する仮定を含む、市場参加者が評価を決定するにあたって用いる様々な仮定を幅広く参照している。インプットには、価格情報、特定および広範な信用データ、流動性に関する統計値、及びその他の要素などが含まれる場合がある。

公正価値の分類内での金融商品のレベルは、公正価値測定において極めて重要なインプットの最低水準に基づいている。しかし、何をもって「観察可能」と判定するのには、運用会社による重要な判断が必要となる。運用会社は、容易に入手でき、定期的に配布または更新され、信頼性が高く検証可能で、独占的なものではなく、関連する市場に積極的に関与している独立した情報源によって提供されている市場データを観察可能なデータとみなしている。ある金融商品に関する分類は、その価格決定の透明性に基づくもので、当該商品に対する運用会社の認識したリスクとは必ずしも一致しない。

投資

公正価値が活発な市場の公表価格に基づいているためレベル1に分類される有価証券には、優先株式、普通株式及び定期預金が含まれている。本ファンドがその商品を大量に保有し、売却すると取引価格に影響を与え得ると合理的に判断できる状況においても、当該商品の公表価格は調整されない。

活発でない市場で取引されているものの、市場の公表価格、ディーラーの呼び値、または観察可能なインプットに基づくその他の価格情報源に基づいて評価されている投資はレベル2に分類される。これらには、社債、投資適格社債、ソブリン債の他、一部の先物取引及び為替予約取引が含まれている。レベル2の投資は、活発な市場で取引されていない、または譲渡制限の対象となっているポジションを含むため、その評価は一般的に入手可能な市場情報に基づいた非流動性または非譲渡性を反映するように調整される。

レベル3に分類される金融資産は、取引頻度が低いと、観察不可能なインプットしか有しないことが顕著である。レベル3の金融資産には、プライベートエクイティや一部の社債が含まれる。

内在的な評価価格の不確実性から、財務諸表に記載されている価値と、当該資産を売却することで得られる金額は大きく乖離する可能性がある。

デリバティブ取引

本ファンドは、ヘッジ目的で、予想ヘッジを含むデリバティブ取引を利用する場合がある。ヘッジ取引は、本ファンドが、デリバティブを用いて、他の保有有価証券に関連するリスクを相殺する一つの戦略である。ヘッジ取引は損失を減少させることができるが、一方で市場が本ファンドの想定と異なる方向に動く、あるいはデリバティブのコストがヘッジ取引の利益を上回ると、利益を減少させたり、損失を生じさせる場合がある。

またヘッジ取引は、デリバティブ取引の価値の変動が、想定したほどヘッジ対象有価証券の価値の変動に連動しないリスクがある。その場合、ヘッジ対象の保有有価証券の損失は減少せず、増加するかもしれない。

本ファンドのヘッジ戦略がリスクを減少させる、もしくはヘッジ取引自体が利用可能である、あるいはコストに見合う効果が得られるという保証はない。本ファンドにはヘッジ取引を用いる義務はなく、ヘッジ取引を用いない選択もできる。本ファンドがデリバティブ取引に投資すると、投資元本金額を超える損失を被る場合がある。また、適切なデリバティブ取引があらゆる環境で利用できるとは限らず、本ファンドが他のリスクへのエクスポージャーを減らすために効果があると思われる場合でも、デリバティブ取引を利用できる保証はない。

デリバティブは、証券取引所または店頭取引で当事者間の交渉により取引されることがある。先物取引や上場オプション取引などの取引所上場デリバティブ取引は、活発に取引されているとみなされるか否かに応じて、通常では公正価値のレベル1またはレベル2に分類される。

外国為替予約取引並びにスワップを含む店頭デリバティブ取引については、取引相手方、ディーラーまたはブローカーから受領する価格等、観察可能なインプットを入手でき、それらが信頼できるとみなされた場合には、それらを用いて評価する。モデルが使用されているような場合には、店頭デリバティブ取引の価値は、商品の契約条件や固有のリスク、さらには観察可能なインプットの入手可能性や信頼性に依存する。そのようなインプットとしては、参照する有価証券の市場価格、イールドカーブ、クレジットカーブ、ボラティリティ指標、期限前償還率及びそれぞれのインプットの相関関係などが挙げられる。

一般的な外国為替予約取引及びスワップのような店頭デリバティブ取引では、インプットは通常、市場データで確認できるため、レベル2に分類される。

インプットが観察不可能な店頭デリバティブ取引は、レベル3に分類される。こうした店頭デリバティブ取引の評価は、レベル1またはレベル2のインプットを一部で利用していても、公正価値の決定に重要とみなされる観察不可能なその他のインプットが含まれるからである。

各測定日にレベル1及びレベル2のインプットは観測可能なインプットを反映して更新されるが、その結果としての損益は、観察不可能なインプットが重要であることを理由としてレベル3に反映される。

次表は、2018年3月31日現在の貸借対照表に計上された金融商品を、公正価値の階層のレベル別に表示している。*

資産	(未調整)		重要な観	
	活発な市場における同一の投資にかかる公表価格を反映したインプット (Level 1)	重要なその他の観察可能なインプット (Level 2)	察 不 可 能 な イン プ ッ ト (Level 3)	2018年3月31日時点での公正価値
確定利付証券				
Argentina	/ -	/ 7,249,047,124	/ -	/ 7,249,047,124
Bahamas	-	2,213,615,350	-	2,213,615,350
Brazil	-	3,103,128,687	-	3,103,128,687
Chile	-	1,114,800,542	-	1,114,800,542
China	-	838,288,647	-	838,288,647
Colombia	-	4,076,758,276	-	4,076,758,276

Congo	-	180,675,882	-	180,675,882
Dominican Republic	-	3,534,933,094	-	3,534,933,094
Egypt	-	2,456,660,348	-	2,456,660,348
El Salvador	-	2,093,286,127	-	2,093,286,127
Ghana	-	4,444,033,999	-	4,444,033,999
Grenada	-	261,571,169	-	261,571,169
Hong Kong	-	1,166,760,038	-	1,166,760,038
India	-	2,552,135,437	-	2,552,135,437
Indonesia	-	4,023,079,497	-	4,023,079,497
Ireland	-	1,667,832,280	-	1,667,832,280
Israel	-	772,230,348	-	772,230,348
Ivory Coast	-	1,565,212,572	-	1,565,212,572
Jamaica	-	3,095,377,476	-	3,095,377,476
Kazakhstan	-	4,056,460,737	-	4,056,460,737
Lebanon	-	3,578,476,212	-	3,578,476,212
Luxembourg	-	2,231,401,480	-	2,231,401,480
Malaysia	-	309,727,348	-	309,727,348
Mexico	-	7,661,352,244	-	7,661,352,244
Netherlands	-	4,878,718,340	-	4,878,718,340
Nigeria	-	1,183,559,604	-	1,183,559,604
Oman	-	3,043,898,215	-	3,043,898,215
Pakistan	-	306,120,195	-	306,120,195
Panama	-	485,275,033	-	485,275,033
Peru	-	429,555,345	-	429,555,345
Qatar	-	1,876,082,848	-	1,876,082,848
Saudi Arabia	-	798,170,335	-	798,170,335
Senegal	-	661,983,677	-	661,983,677
Serbia	-	6,523,398,694	-	6,523,398,694
South Africa	-	7,703,034,608	-	7,703,034,608
South Korea	-	189,911,953	-	189,911,953
Sri Lanka	-	4,563,441,351	-	4,563,441,351
Supranational	-	114,190,224	-	114,190,224
Trinidad	-	483,600,020	-	483,600,020
Turkey	-	6,150,383,731	-	6,150,383,731
Ukraine	-	4,662,712,492	-	4,662,712,492
United Arab Emirates	-	1,133,360,170	-	1,133,360,170
United Kingdom	-	212,472,005	-	212,472,005
United States	-	4,108,708,762	-	4,108,708,762
Vietnam	-	2,418,728,931	-	2,418,728,931
Zambia	-	415,535,427	-	415,535,427

短期投資

定期預金	2,216,252,245	-	-	2,216,252,245
投資 計	2,216,252,245	/ 116,589,686,874	/ -	118,805,939,119

金融デリバティブ取引**

資産

外国為替予約取引

/ - / 3,515,652,901 / - / 3,515,652,901

負債

外国為替予約取引

/ - / (6,520,174,205) / - / (6,520,174,205)

* 分類についての詳細情報は、有価証券明細表を参照。

**金融デリバティブ取引には、未決済の外国為替予約取引の評価損益を含む。

2018年3月31日に終了した年度において、レベル1、レベル2及びレベル3間の異動はなかった。本ファンドでは、各レベル間の資産の移動を年末に計上する。

2018年3月31日現在、レベル3で評価された有価証券はない。

(C) 有価証券の取引及び収益

有価証券取引は、財務報告の目的上、約定日基準で計上される。有価証券の売却に係る実現損益は、個別原価法で算出される。有価証券のプレミアム及びディスカウントは、実効利回りベースで償却または上乘せされる。配当金は配当落ち日に計上されるが、配当落ちが経過してしまった外国の有価証券から生じる配当金は、本ファンドが相当な注意を払い配当落ち日の情報を入手次第、計上される。収益は外国税が控除された純額で計上される。受取利息は発生主義で計上される。割引による増価及びプレミアムの償却を調整した受取利息は、発生主義で計上される。収益は、返戻が不確実な外国税がある場合、同税額を控除した実額で計上される。その他収益には、定期預金の利息収益等が含まれる。回収が見込まれない証券からのクーポン収入は計上しない。

(D) 経費

本ファンドは、管理会社報酬、保管手数料、名義書換代理人報酬、監査報酬及び本ファンドの運営に関連するその他の費用等を含む、自らの費用を負担する。費用項目は発生主義で計上される。

(E) 分配方針

本ファンドは、受益者決議または受託会社の裁量によって、分配金（現金または現物による）の支払いを公表し実行する。本ファンドは、受益者に対して毎月分配することを目指す。本ファンドは、当該月の分配日直前の営業日、または受託会社が単独の裁量で決定するその他の日（「基準日」）に当該分配を公表し、通常毎月9日（休業日の場合には翌営業日）または受託会社が単独の裁量で決定するその他の日（「分配日」）に分配を行うことを目指す。各クラスの受益証券保有者は分配金を再投資し、各分配日に発行された受益証券を受け取るものとする。

既存の受益者は分配再投資を選択しており、各分配日に受益証券が発行されている。

2018年3月31日に終了した年度に公表、再投資された分配金は次の通りである。

受益者への分配金	金額
Class A-JPY Class	/ 2,366,305,738
Class B-AUD Class	2,270,552,277
Class C-NZD Class	106,304,632
Class D-BRL Class	46,264,043,091
Class E-ZAR Class	1,062,303,144
Class F-TRY Class	3,235,545,257
Class G-USD Class	58,275,385
Class H-CNY Class	26,844,762
Class I-CAD Class	3,313,628
Class J-MXN Class	70,663,615
分配金合計	/ 55,464,151,529

(F) 新興市場有価証券

本ファンドはその大半の資産を新興諸国の有価証券（またはそれらへ投資する商品）に投資する。新興諸国の通貨及び有価証券の価値は、発行国の政治動向に大きな影響を受ける場合がある。さらに、それら諸国の政権が、国有化、収用、没収課税の徴収や規制の適用、または支払利息への源泉徴収など、本ファンドに悪影響を与える措置を講じる可能性もある。

本ファンドが投資をしている諸国の多くが政治的、経済的、社会的に不安定な状況を経験してきた。また、それらの国々の多くは自国通貨価値の大きな変動も経験してきた。そのような不安定な状況や価値変動が将来起きないという保証はなく、それらが起きた場合、本ファンドのパフォーマンスに著しい悪影響を及ぼさない保証もない。

(G) ソブリン債

本ファンドは、主として新興国が発行または保証するソブリン債に投資する。これら債券への投資には、高いリスクが伴う。これら債券の元利払いを管理する政府機関は、期日に元本と利息、もしくはそのいずれかを当該債券の発行条件通りに支払えないか、または支払おうとしない場合がある。政府機関が期日の到来した元利を遅滞なく支払う能力、または支払おうとする意志は、キャッシュフローの状況、外貨準備の規模、支払い期日における為替相場の利用の可否、債務履行が経済全体に及ぼす相対的な負荷の度合い、当該政府機関の国際通貨基金に対する方針および政府機関が受ける可能性のある政治的制約などの要因に影響されることがある。また、政府機関は、元利支払いの遅滞の削減を、米国以外の政府、多国籍機関およびその他の国際機関が拠出する資金に依存することもある。これら政府および機関などの拠出の承諾は、経済改革の実施と経済成果の達成（またはそれらのいずれか）や、債務者の遅滞ない債務履行が条件となる場合がある。経済改革を実施できない場合や、一定水準の経済成果が達成できない場合、または期日に元利支払いを実施できない場合には、当該政府機関に対する第三者からの資金供与の承諾が取り消されて、債務者が遅滞なく元利を支払う能力、または支払おうとする意思が一段と損なわれる可能性がある。その結果、政府機関が債務不履行を起こす可能性がある。

ソブリン債の保有者は、当該債務の再編に参加し、当該政府機関への追加融資を求められる可能性がある。政府機関の債務不履行が発生した場合、かかる債務を回収する実効的な法的救済策はほとんど、あるいは全くないかもしれない。

(H) 現金及び外国通貨

本ファンドの機能通貨及び報告通貨は日本円である。外国の有価証券、通貨並びにその他の資産及び負債の公正価値は、毎営業日の最新の為替レートに基づいて本ファンドの機能通貨に換算される。

為替レートの変動の結果としての保有通貨並びにその他の資産及び負債の公正価値の変動は、外国通貨の未実現損益として計上される。有価証券の実現損益、未実現損益、並びに利益及び費用は、各取引日及び報告日の為替レートでそれぞれ換算される。

有価証券及びデリバティブへの投資に関する外国通貨の為替レートの変動による影響は、損益計算書上で当該有価証券の市場価格及び評価の変動の影響と区分されず、実現及び未実現損益に含めて計上される。

(I) 定期預金

本ファンドは余剰資金を、運用会社の判断により、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン社(カストディアン)を通じ、一つ以上の適格預金取扱機関の翌日物定期預金として運用する。これらは本ファンドの有価証券明細表に短期投資として分類されている。運用する通貨の需要が低い場合には、本ファンドは資金預入のために手数料を支払う可能性があり、それによって本ファンドに支払利息が生じることがある。

(J) 外国為替予約取引

本ファンドは、予定される有価証券の購入または売却の決済に伴い、本ファンドが保有する有価証券の一部または全部に係る通貨エクスポージャーをヘッジするため、もしくは投資戦略の一環として、外国為替予約取引を締結することができる。

外国為替予約取引は、二当事者間で将来の特定日に設定された価格で通貨の売買を行う契約である。外国為替予約取引の公正価値は、外国為替レートの変動により上下する。外国為替予約取引は毎日値洗いされ、価格の変動は未実現損益として計上される。

評価損益の生じている外国為替予約取引は、グロス金額で、貸借対照表に資産または負債として計上される。実現損益は取引開始時における価値と取引終了時における価値との差額に相当し、通貨の引き渡しまたは受領により計上される。これらの契約には、貸借対照表に計上された未実現損益を超える市場リスクが含まれることがある。また、本ファンドは、取引相手方が契約の条件を履行できなくなる場合や、為替の変動がベース通貨に不利となる場合にリスクにさらされる可能性がある。

また、本ファンドは、投資家向けに為替リスクをヘッジする目的で、外国為替予約取引を締結できる権限を付与されている。特定のクラスで保有する外国為替予約取引から生じた損益は、同クラスに配賦される。クラスG-米ドル・クラスは、クラスレベルの外国為替予約取引を行わない。2018年3月31日現在で未決済の外国為替予約取引は有価証券明細表に記載されている。

(K) スワップ契約

本ファンドは、スワップに投資する。クレジット・デフォルト・スワップを含むが、これに限定されるものではない。スワップは、ファンドと取引相手方との間でキャッシュフロー、資産、外国為替または市場にリンクしたリターンを特定の将来の期間で交換することを約する契約である。本ファンドは、クレジットリスクに対するエクスポージャーを管理するために、クレジット・デフォルト契約を締結する。これらの契約に関連して、有価証券は個々のスワップ契約の条文により、担保として計上される場合がある。

スワップを利用することで本ファンドは、取引相手方のデフォルト・リスクにさらされる。スワップ取引に対して取引相手方の債務不履行が発生した場合、本ファンドは、当該取引に関する契約上の救済策をとるが、取引相手方が契約を履行できない場合、スワップにより取り込んでいたプロテクションまたは資産のエクスポージャーを失うことになる。本ファンドは、他の取引の代替として金利スワップ、クレジット・デフォルト・スワップまたはその他のスワップを締結することができる。そうした取引の価値は、一般的に原資産の値動きとカウンターパーティ・リスクに依存する。運用会社がスワップをどのように利用するかによって、ポートフォリオ全体のボラティリティは増減する。

前出のリスクや、取引相手方のデフォルト、基準値の変化およびボラティリティ、ファンドが受取る、或いは支払わなければならない額を決定するその他の要素を含む、スワップに関連したあらゆるリスクは、ファンドのパフォーマンスに重大な不利益を及ぼすことがある。

スワップ契約に基づきファンドからの支払いが要求された場合、ファンドは期日までに支払いに応じなければならない。2018年3月31日時点の未決済のスワップ契約は有価証券明細表に記載されている。

社債またはソブリン債のクレジット・デフォルト・スワップでは、一方の当事者は、債務不履行が生じた場合に一定のリターンを受け取る権利と引き換えに、他方の当事者に対して一連の支払いを行う。

本ファンドは、発行体の債務不履行に対応するプロテクション（つまり、本ファンドが参照債権を保有する、或いはリスクを負っている場合のリスク軽減）の手段として、または特定の発行体の債務不履行の可能性に関して積極的にロング/ショート・ポジションを構築する為に、社債/ソブリン債のクレジット・デフォルト・スワップを使用することができる。

本ファンドがプロテクションの売り手である場合、クレジット・イベントが発生しなければ、プロテクションの買い手からスワップ契約期間を通して前払金および/または固定金利の収入を得る。本ファンドがプロテクションの売り手で、クレジット・イベントが発生した場合、スワップ契約の条件に基づき、プロテクションの買い手に最大でスワップの想定元本と同額までの支払いを行い、場合によっては当該有価証券の引渡しを受ける。本ファンドが売り手である場合、本ファンドの純資産総額に、スワップ想定元本分のエクスポージャーが加わるため、ポートフォリオのレバレッジが高まる。本ファンドが買い手で、クレジット・イベントが発生した場合、通常はプロテクションの売り手から最大でスワップ想定元本と同額までの支払いを受ける。

クレジット指数のクレジット・デフォルト・スワップでは、一方の当事者は、クレジット指数の構成要素の全部または一部の減額、元本毀損、利息の不足または債務不履行が生じた場合に一定のリターンを受け取る権利と引き換えに、他方の当事者に対して一連の支払いを行う。

クレジット指数は、クレジット市場のある部分の典型となるように組み合わせられたクレジット商品またはエクスポージャーで構成される。同指数は、セクターごとにCDS市場で最も流動性があるとしてディーラーから選ばれた銘柄を用いて構成される。

指数は、投資適格債、高利回り債、資産担保証券、新興国債券、かつ/またはそれらセクター内の様々な信用格付けを有する銘柄から構成される。クレジット指数は、固定スプレッドや標準的な満期など、標準化された条件を有するクレジット・デフォルト・スワップを用いて取引される。

インデックス・クレジット・デフォルト・スワップは、インデックス内のすべての構成銘柄を参照しており、構成銘柄の債務不履行が生じた場合、クレジット・イベントは、当該銘柄の指数ウェイトに基づいて清算される。指数の見直しは定期的（通常6カ月ごと）に実施され、ほとんどの指数において各構成銘柄を均等ウェイトとしている。

(L) デリバティブ取引

ASC 815-10-50は、デリバティブ取引及びヘッジ取引の開示を義務づけている。具体的には、a)デリバティブ取引をどのように、また何故利用しているか、b)デリバティブ取引とヘッジ取引をどのように計上しているか、c)デリバティブ取引と関連するヘッジ取引が金融ポジション、パフォーマンス及びキャッシュフローにどのような影響を及ぼすか、を開示することが要求されている。

本ファンドは、いかなるデリバティブ商品もASC 第 815号に基づくヘッジ取引として指定していない。

本ファンドは、クレジット・デフォルト・スワップ及び外国為替予約取引を含む様々なデリバティブ取引を主としてヘッジ目的で行っており、主に金利リスク、信用リスク及び外国為替リスクを負っている。これらデリバティブ取引の公正価値は、貸借対照表に記載されるとともに、公正価値の変動は、損益計算書内の外国為替予約取引に関する実現損益または未実

現損益の純変動額として計上される。本年度中の本ファンドのデリバティブ取引は、外国為替予約取引及びクレジット・デフォルト・スワップのみであった。

2018年3月31日時点の貸借対照表におけるデリバティブ取引の公正価値

ASC第815号に基づくヘッジ取引として指定されていないデリバティブ取引

該当箇所		外国為替リスク*
デリバティブ資産		
外国為替予約取引にかかる評価益	/	3,515,652,901
デリバティブ負債		
外国為替予約取引にかかる評価損	/	(6,520,174,205)

*グロス価値は、外国為替予約取引に係る未実現評価損益として貸借対照表に記載される。

2018年3月31日に終了した年度の損益計算書におけるデリバティブ取引の影響

ASC第815号に基づくヘッジ取引として指定されていないデリバティブ商品

該当箇所	信用リスク	外国為替リスク
運用の成果として認識されたデリバティブにかか		
る実現（損）益		
外国為替予約取引にかかる実現益	/	5,263,075,904
スワップ契約にかかる実現損	(98,845,825)	
運用の成果として認識されたデリバティブにかか		
る未実現（損）益の変動		
外国為替予約取引にかかる未実現損の変動	/	(3,461,744,665)
スワップ契約にかかる未実現益の変動	109,343,436	

2018年3月31日に終了した年度における未決済の外国為替予約取引の平均想定元本はおよそ次の通り：

ファンドレベル*	/	1,710,464,661
Class A-JPY Class	/	25,977,313,992
Class B-AUD Class	/	104,588,945,385
Class C-NZD Class	/	3,903,763,657
Class D-BRL Class	/	120,732,540,731
Class E-ZAR Class	/	3,560,541,680
Class F-TRY Class	/	49,269,598,174
Class H-CNY Class	/	954,652,362
Class I-CAD Class	/	134,247,654
Class J-MXN Class	/	1,372,345,525

*全てのクラスを対象とした外国為替予約取引。

2018年3月31日に終了した年度における未決済のスワップ契約平均想定元本は1,206,997,079円であった。

本ファンドは、特定の取引相手方と、随時締結される店頭デリバティブ取引および外国為替取引を規定する国際スワップ・デリバティブ協会マスター契約などのマスター・ネットリング契約の当事者である。当該マスター契約には、当事者の一般的義務、表明、合意、担保要求、債務不履行事由および期限前終了に関する条項が含まれる場合がある。

担保要求は本ファンドにおける各取引相手方のネット・ポジションに基づいて決定される。担保となりうるのは、現金、米国債や米国政府機関債または本ファンドと当該取引相手方が同意するその他の有価証券である。特定の取引相手方に関して、マスター契約の条件に従ってサブファンドに差し入れられた担保は、ファンドの保管会社が分別保管し、売却または再担保が可能な額に関しては本ファンドの有価証券明細表に表示される。サブファンドが差し入れた担保は、本ファンドの保管会社が分別保管し、本ファンドの有価証券明細表に表示される。

本ファンドに対して適用される取引終了事由は、一定期間に亘り本ファンドの純資産が規定された閾値を下回る場合に発生しうる。取引相手方に対して適用される取引終了事由は、取引相手方の信用格付が規定された水準を下回る場合に発生しうる。いずれの場合も、発生時に、他方の当事者は期限前終了を選択することが可能であり、期限前終了を選択した当事者による合理的決定に基づいて、未決済のデリバティブ契約および外国為替取引のすべての決済（期限前終了によって生じた損失および費用の支払いを含む）が行われる。単一または複数の本ファンドの取引相手方による期限前終了の決定が、本ファンドの将来のデリバティブ取引に影響を与える可能性がある。

(M) カストディアン宛未払い金

貸借対照表に計上されているカストディアン宛未払い金は、外国通貨あるいは現金の債務を含んでいる。

【エマージング・ボンド・ファンド・メキシコペソコース(毎月分配型)】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	前期 平成31年1月16日現在	当期 令和1年7月16日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	385,803	-
コール・ローン	8,269,779	12,315,726
投資信託受益証券	465,887,769	467,321,546
親投資信託受益証券	4,000,080	3,425,132
流動資産合計	478,543,431	483,062,404
資産合計	478,543,431	483,062,404
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,098,171	2,777,189
未払解約金	-	20,846,134
未払受託者報酬	12,345	12,294
未払委託者報酬	596,909	594,610
その他未払費用	16,766	14,985
流動負債合計	3,724,191	24,245,212
負債合計	3,724,191	24,245,212
純資産の部		
元本等		
元本	619,634,270	555,437,984
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	144,815,030	96,620,792
(分配準備積立金)	47,787,093	42,092,648
元本等合計	474,819,240	458,817,192
純資産合計	474,819,240	458,817,192
負債純資産合計	478,543,431	483,062,404

（ 2 ） 【 損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	自 至	前期 平成30年 7月18日 平成31年 1月16日	自 至	当期 平成31年 1月17日 令和 1年 7月16日
営業収益				
受取配当金		31,775,690		27,970,506
受取利息		47		21
有価証券売買等損益		41,231,292		29,701,917
営業収益合計		9,455,555		57,672,444
営業費用				
支払利息		2,590		3,402
受託者報酬		84,174		75,275
委託者報酬		4,070,281		3,640,206
その他費用		17,043		15,066
営業費用合計		4,174,088		3,733,949
営業利益又は営業損失（ ）		13,629,643		53,938,495
経常利益又は経常損失（ ）		13,629,643		53,938,495
当期純利益又は当期純損失（ ）		13,629,643		53,938,495
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		1,451,927		2,915,723
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		136,971,921		144,815,030
剰余金増加額又は欠損金減少額		36,630,221		40,068,861
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		36,630,221		40,068,861
剰余金減少額又は欠損金増加額		12,463,070		25,592,045
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		12,463,070		25,592,045
分配金		19,832,544		17,305,350
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		144,815,030		96,620,792

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期
	自 平成31年 1月17日 至 令和 1年 7月16日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(1) 受取配当金 外国投資信託受益証券についての受取配当金は、原則として、投資信託受益証券の分配落ち日において、確定分配金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期	当期
	平成31年 1月16日現在	令和 1年 7月16日現在
1. 元本状況		
期首元本額	734,226,472円	619,634,270円
期中追加設定元本額	55,565,223円	128,312,299円
期中一部解約元本額	170,157,425円	192,508,585円
2. 受益権の総数	619,634,270口	555,437,984口
3. 元本の欠損		
	144,815,030円	96,620,792円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期	当期																																																												
	自 平成30年 7月18日 至 平成31年 1月16日	自 平成31年 1月17日 至 令和 1年 7月16日																																																											
<p>分配金の計算過程</p> <p>第60期計算期間末（平成30年 8月16日）に、投資信託約款に基づき計算した295,018,130円（1万口当たり4,055.63円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い13,637,143円（1万口当たり50円）を分配しております。</p> <table border="1"> <tr> <td>配当等収益 （費用控除後）</td> <td>5,273,702円</td> </tr> <tr> <td>有価証券売買等損益</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金</td> <td>239,531,944円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金</td> <td>50,212,484円</td> </tr> <tr> <td>分配可能額</td> <td>295,018,130円</td> </tr> <tr> <td>（1万口当たり分配可能額）</td> <td>（4,055.63円）</td> </tr> <tr> <td>収益分配金</td> <td>3,637,143円</td> </tr> <tr> <td>（1万口当たり収益分配金）</td> <td>（50円）</td> </tr> </table> <p>第61期計算期間末（平成30年 9月18日）に、投資信託約款に基づき計算した283,131,975円（1万口当たり4,082.78円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い13,467,394円（1万口当たり50円）を分配しております。</p> <table border="1"> <tr> <td>配当等収益 （費用控除後）</td> <td>5,328,108円</td> </tr> <tr> <td>有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金</td> <td>228,440,886円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金</td> <td>49,362,981円</td> </tr> <tr> <td>分配可能額</td> <td>283,131,975円</td> </tr> <tr> <td>（1万口当たり分配可能額）</td> <td>（4,082.78円）</td> </tr> <tr> <td>収益分配金</td> <td>3,467,394円</td> </tr> </table>	配当等収益 （費用控除後）	5,273,702円	有価証券売買等損益	0円	収益調整金	239,531,944円	分配準備積立金	50,212,484円	分配可能額	295,018,130円	（1万口当たり分配可能額）	（4,055.63円）	収益分配金	3,637,143円	（1万口当たり収益分配金）	（50円）	配当等収益 （費用控除後）	5,328,108円	有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円	収益調整金	228,440,886円	分配準備積立金	49,362,981円	分配可能額	283,131,975円	（1万口当たり分配可能額）	（4,082.78円）	収益分配金	3,467,394円	<p>分配金の計算過程</p> <p>第66期計算期間末（平成31年 2月18日）に、投資信託約款に基づき計算した242,478,390円（1万口当たり4,205.50円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い12,882,874円（1万口当たり50円）を分配しております。</p> <table border="1"> <tr> <td>配当等収益 （費用控除後）</td> <td>4,747,407円</td> </tr> <tr> <td>有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金</td> <td>193,666,566円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金</td> <td>44,064,417円</td> </tr> <tr> <td>分配可能額</td> <td>242,478,390円</td> </tr> <tr> <td>（1万口当たり分配可能額）</td> <td>（4,205.50円）</td> </tr> <tr> <td>収益分配金</td> <td>2,882,874円</td> </tr> <tr> <td>（1万口当たり収益分配金）</td> <td>（50円）</td> </tr> </table> <p>第67期計算期間末（平成31年 3月18日）に、投資信託約款に基づき計算した242,545,811円（1万口当たり4,226.60円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い12,869,278円（1万口当たり50円）を分配しております。</p> <table border="1"> <tr> <td>配当等収益 （費用控除後）</td> <td>4,071,043円</td> </tr> <tr> <td>有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金</td> <td>193,606,732円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金</td> <td>44,868,036円</td> </tr> <tr> <td>分配可能額</td> <td>242,545,811円</td> </tr> <tr> <td>（1万口当たり分配可能額）</td> <td>（4,226.60円）</td> </tr> <tr> <td>収益分配金</td> <td>2,869,278円</td> </tr> </table>	配当等収益 （費用控除後）	4,747,407円	有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円	収益調整金	193,666,566円	分配準備積立金	44,064,417円	分配可能額	242,478,390円	（1万口当たり分配可能額）	（4,205.50円）	収益分配金	2,882,874円	（1万口当たり収益分配金）	（50円）	配当等収益 （費用控除後）	4,071,043円	有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円	収益調整金	193,606,732円	分配準備積立金	44,868,036円	分配可能額	242,545,811円	（1万口当たり分配可能額）	（4,226.60円）	収益分配金	2,869,278円
配当等収益 （費用控除後）	5,273,702円																																																												
有価証券売買等損益	0円																																																												
収益調整金	239,531,944円																																																												
分配準備積立金	50,212,484円																																																												
分配可能額	295,018,130円																																																												
（1万口当たり分配可能額）	（4,055.63円）																																																												
収益分配金	3,637,143円																																																												
（1万口当たり収益分配金）	（50円）																																																												
配当等収益 （費用控除後）	5,328,108円																																																												
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円																																																												
収益調整金	228,440,886円																																																												
分配準備積立金	49,362,981円																																																												
分配可能額	283,131,975円																																																												
（1万口当たり分配可能額）	（4,082.78円）																																																												
収益分配金	3,467,394円																																																												
配当等収益 （費用控除後）	4,747,407円																																																												
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円																																																												
収益調整金	193,666,566円																																																												
分配準備積立金	44,064,417円																																																												
分配可能額	242,478,390円																																																												
（1万口当たり分配可能額）	（4,205.50円）																																																												
収益分配金	2,882,874円																																																												
（1万口当たり収益分配金）	（50円）																																																												
配当等収益 （費用控除後）	4,071,043円																																																												
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円																																																												
収益調整金	193,606,732円																																																												
分配準備積立金	44,868,036円																																																												
分配可能額	242,545,811円																																																												
（1万口当たり分配可能額）	（4,226.60円）																																																												
収益分配金	2,869,278円																																																												

（1万口当たり収益分配金）	（50円）
---------------	-------

第62期計算期間末（平成30年10月16日）に、投資信託約款に基づき計算した278,639,797円（1万口当たり4,103.09円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い13,395,483円（1万口当たり50円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	4,752,600円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	225,110,925円
分配準備積立金	48,776,272円
分配可能額	278,639,797円
（1万口当たり分配可能額）	（4,103.09円）
収益分配金	3,395,483円
（1万口当たり収益分配金）	（50円）

第63期計算期間末（平成30年11月16日）に、投資信託約款に基づき計算した259,093,321円（1万口当たり4,124.15円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い13,141,168円（1万口当たり50円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	4,405,729円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	210,330,613円
分配準備積立金	44,356,979円
分配可能額	259,093,321円
（1万口当たり分配可能額）	（4,124.15円）
収益分配金	3,141,168円
（1万口当たり収益分配金）	（50円）

第64期計算期間末（平成30年12月17日）に、投資信託約款に基づき計算した256,467,528円（1万口当たり4,145.69円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い13,093,185円（1万口当たり50円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	4,415,483円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	207,219,358円
分配準備積立金	44,832,687円
分配可能額	256,467,528円
（1万口当たり分配可能額）	（4,145.69円）
収益分配金	3,093,185円
（1万口当たり収益分配金）	（50円）

第65期計算期間末（平成31年1月16日）に、投資信託約款に基づき計算した258,513,928円（1万口当たり4,172.04円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い13,098,171円（1万口当たり50円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	4,731,166円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	207,628,664円
分配準備積立金	46,154,098円
分配可能額	258,513,928円
（1万口当たり分配可能額）	（4,172.04円）
収益分配金	3,098,171円
（1万口当たり収益分配金）	（50円）

（1万口当たり収益分配金）	（50円）
---------------	-------

第68期計算期間末（平成31年4月16日）に、投資信託約款に基づき計算した239,754,979円（1万口当たり4,256.96円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い12,816,033円（1万口当たり50円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	4,503,167円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	191,847,905円
分配準備積立金	43,403,907円
分配可能額	239,754,979円
（1万口当たり分配可能額）	（4,256.96円）
収益分配金	2,816,033円
（1万口当たり収益分配金）	（50円）

第69期計算期間末（令和1年5月16日）に、投資信託約款に基づき計算した253,289,401円（1万口当たり4,278.14円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い12,960,272円（1万口当たり50円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	4,202,218円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	205,066,796円
分配準備積立金	44,020,387円
分配可能額	253,289,401円
（1万口当たり分配可能額）	（4,278.14円）
収益分配金	2,960,272円
（1万口当たり収益分配金）	（50円）

第70期計算期間末（令和1年6月17日）に、投資信託約款に基づき計算した257,933,993円（1万口当たり4,299.32円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い12,999,704円（1万口当たり50円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	4,245,460円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	210,860,249円
分配準備積立金	42,828,284円
分配可能額	257,933,993円
（1万口当たり分配可能額）	（4,299.32円）
収益分配金	2,999,704円
（1万口当たり収益分配金）	（50円）

第71期計算期間末（令和1年7月16日）に、投資信託約款に基づき計算した240,438,334円（1万口当たり4,328.81円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い12,777,189円（1万口当たり50円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	4,357,865円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	195,568,497円
分配準備積立金	40,511,972円
分配可能額	240,438,334円
（1万口当たり分配可能額）	（4,328.81円）
収益分配金	2,777,189円
（1万口当たり収益分配金）	（50円）

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	当期
	自 平成31年1月17日 至 令和1年7月16日

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資し、また、投資信託受益証券においては、デリバティブ取引を行っております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク及び流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング及びファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っております。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理及びコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベル及び頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員及びリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

項目	当期 令和1年7月16日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

前期（平成31年1月16日現在）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	393
投資信託受益証券	13,627,676
合計	13,627,283

当期（令和1年7月16日現在）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	338
投資信託受益証券	12,415,273
合計	12,414,935

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前期（平成31年1月16日現在）

該当事項はありません。

当期（令和1年7月16日現在）

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

当期（自平成31年1月17日 至 令和1年7月16日）

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(1口当たり情報)

前期 平成31年1月16日現在	当期 令和1年7月16日現在
1口当たり純資産額 0.7663円 「1口=1円(10,000口=7,663円)」	1口当たり純資産額 0.8260円 「1口=1円(10,000口=8,260円)」

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

<株式以外の有価証券>

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	投資信託受益証券	TRP Global Emerging Markets Bond Fund MXN Class	780,169,527	467,321,546	
	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	3,368,872	3,425,132	
合計		2銘柄	783,538,399	470,746,678	

<参考>

当ファンドは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

当ファンドは、「TRP Global Emerging Markets Bond Fund MXN Class」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、この投資信託の受益証券であり、ケイマン籍の円建て外国投資信託です。

これらのファンドの状況は、前記「エマージング・ボンド・ファンド・カナダドルコース(毎月分配型)」に記載のとおりであります。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2019年8月末現在)

エマージング・ボンド・ファンド・カナダドルコース（毎月分配型）

資産総額	41,801,538 円
負債総額	25,913 円
純資産総額（ - ）	41,775,625 円
発行済数量	47,931,180 口
1単位当り純資産額（ / ）	0.8716 円

エマージング・ボンド・ファンド・メキシコペソコース（毎月分配型）

資産総額	405,236,126 円
負債総額	254,300 円
純資産総額（ - ）	404,981,826 円
発行済数量	529,923,459 口
1単位当り純資産額（ / ）	0.7642 円

(参考) キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

資産総額	4,303,901,526 円
負債総額	132,810,185 円
純資産総額（ - ）	4,171,091,341 円
発行済数量	4,102,179,739 口
1単位当り純資産額（ / ）	1.0168 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 名義書換手続など

該当事項はありません。

2 受益者名簿

作成しません。

3 受益者に対する特典

ありません。

4 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

5 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

8 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（注）委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

イ 資本金の額および株式数

	2019年8月30日現在
資本金の額	20億円
会社が発行する株式の総数	60,000,000株
発行済株式総数	33,870,060株

ロ 最近5年間における資本金の額の増減 該当ありません。

ハ 会社の機構

委託会社の取締役は8名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

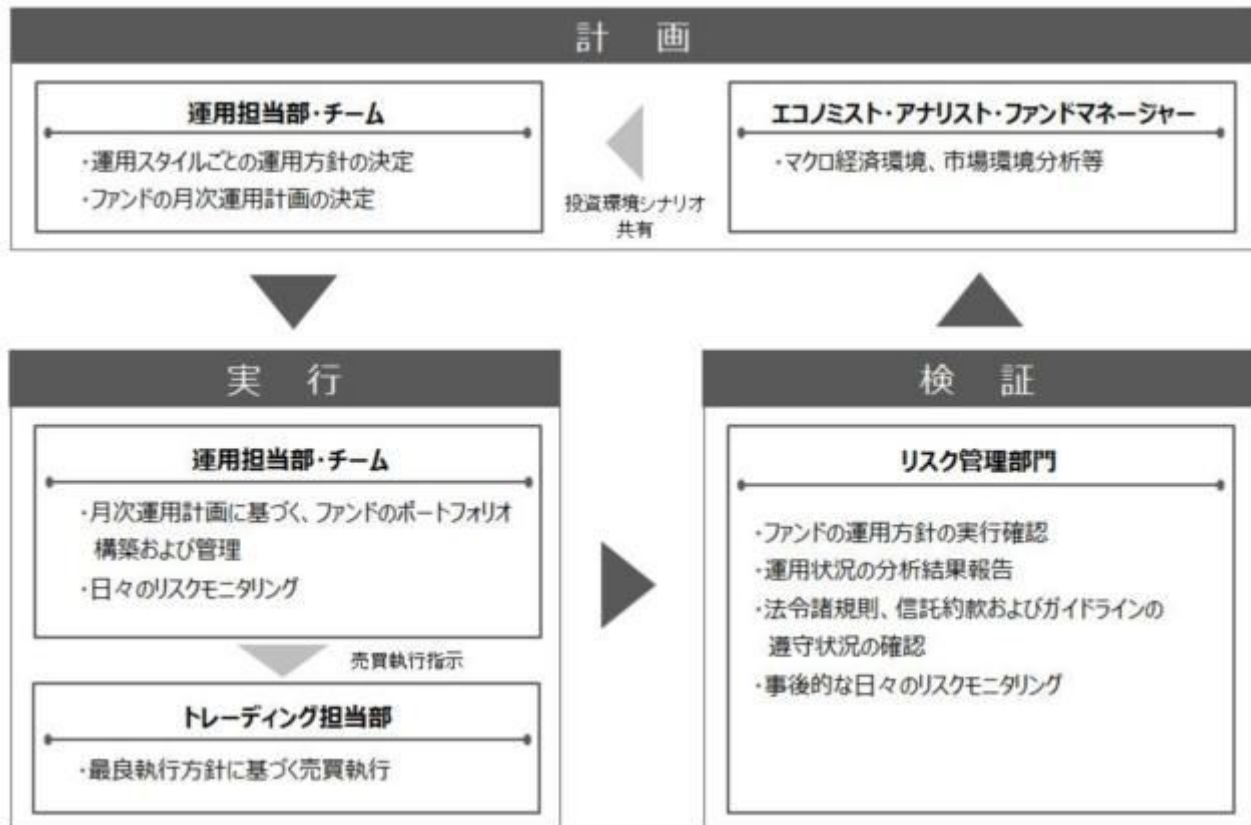
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名を選定することができます。

ニ 投資信託の運用の流れ



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2019年8月30日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

	本 数(本)	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	764	8,176,418
単位型株式投資信託	115	635,603
追加型公社債投資信託	1	28,308
単位型公社債投資信託	188	532,167
合 計	1,068	9,372,497

3【委託会社等の経理状況】

- 1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- 2 当社は、当事業年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	20,873,870	13,755,961
顧客分別金信託	20,010	20,011
前払費用	402,249	476,456
未収入金	39,030	64,856
未収委託者報酬	6,332,203	6,963,077
未収運用受託報酬	1,725,215	1,129,548
未収投資助言報酬	316,407	285,668
未収収益	50,321	44,150
その他の流動資産	10,891	31,771
流動資産合計	29,770,200	22,771,504
固定資産		
有形固定資産	1	
建物	185,371	173,517
器具備品	300,694	751,471
有形固定資産合計	486,065	924,988
無形固定資産		
ソフトウェア	409,765	479,867
ソフトウェア仮勘定	5,755	183,528
電話加入権	56	44
商標権	-	60
無形固定資産合計	415,576	663,501
投資その他の資産		
投資有価証券	10,616,594	10,829,628
関係会社株式	10,412,523	10,252,067

長期差入保証金	658,505	2,004,451
長期前払費用	69,423	97,107
会員権	7,819	7,819
繰延税金資産	1,394,447	1,426,381
投資その他の資産合計	23,159,314	24,617,457
固定資産合計	24,060,956	26,205,946
資産合計	53,831,157	48,977,450

(単位：千円)

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
負債の部		
流動負債		
顧客からの預り金	84	4,534
その他の預り金	92,326	1,480,229
未払金		
未払収益分配金	649	1,122
未払償還金	137,522	137,522
未払手数料	2,783,763	3,246,133
その他未払金	236,739	768,373
未払費用	3,433,641	3,535,589
未払消費税等	547,706	84,966
未払法人税等	1,785,341	670,761
賞与引当金	1,507,256	1,302,052
その他の流動負債	1,408	18,110
流動負債合計	10,526,438	11,249,395
固定負債		
退職給付引当金	3,319,830	3,418,601
賞与引当金	99,721	5,074
その他の固定負債	3,363	5,074
固定負債合計	3,422,915	3,428,751
負債合計	13,949,354	14,678,146
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
資本剰余金合計	8,628,984	8,628,984
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金	60,000	60,000
別途積立金	1,476,959	1,476,959
繰越利益剰余金	26,561,078	21,255,054
利益剰余金合計	28,382,283	23,076,258
株主資本計	39,011,267	33,705,242
評価・換算差額等		

その他有価証券評価差額金	870,535	594,061
評価・換算差額等合計	870,535	594,061
純資産合計	39,881,802	34,299,304
負債・純資産合計	53,831,157	48,977,450

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	36,538,981	39,156,499
運用受託報酬	8,362,118	6,277,217
投資助言報酬	1,440,233	1,332,888
その他営業収益		
情報提供コンサルタント		
業務報酬	5,000	-
サービス支援手数料	128,324	182,502
その他	55,820	49,507
営業収益計	46,530,479	46,998,614
営業費用		
支払手数料	16,961,384	18,499,433
広告宣伝費	353,971	361,696
公告費	1,140	125
調査費		
調査費	1,654,233	1,752,905
委託調査費	5,972,473	6,050,441
営業雑経費		
通信費	40,066	46,551
印刷費	339,048	338,465
協会費	-	24,700
諸会費	45,465	23,756
情報機器関連費	2,582,734	2,872,416
販売促進費	34,333	49,118
その他	136,669	148,307
営業費用合計	28,121,520	30,167,918
一般管理費		
給料		
役員報酬	196,529	190,951
給料・手当	6,190,716	6,308,066
賞与	601,375	514,259
賞与引当金繰入額	1,566,810	1,235,936
交際費	25,709	27,802
寄付金	-	82
事務委託費	256,413	286,905

旅費交通費	220,569	228,538
租税公課	282,036	285,369
不動産賃借料	654,286	612,410
退職給付費用	419,884	463,553
固定資産減価償却費	329,756	378,530
諸経費	285,490	290,243
一般管理費合計	11,029,580	10,822,651
営業利益	7,379,378	6,008,044

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	51,335	-
受取利息	520	623
時効成立分配金・償還金	2,622	72
原稿・講演料	894	1,951
雑収入	10,669	36,408
営業外収益合計	66,042	39,055
営業外費用		
為替差損	5,125	15,760
雑損失	913	7,027
営業外費用合計	6,038	22,787
経常利益	7,439,383	6,024,312
特別利益		
投資有価証券償還益	61,842	289,451
投資有価証券売却益	30,980	7,247
過去勤務費用償却益	1	79,850
特別利益合計	92,822	376,549
特別損失		
固定資産除却損	2	1,462
投資有価証券償還損		13,668
投資有価証券売却損		14,605
関係会社株式評価損	3	160,455
合併関連費用	4	187,140
特別損失合計	505,996	377,331
税引前当期純利益	7,026,209	6,023,530
法人税、住民税及び事業税	2,350,891	1,750,031
法人税等調整額	280,166	90,084
法人税等合計	2,070,725	1,840,116
当期純利益	4,955,483	4,183,413

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金		
					配当準備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	23,493,074
当期変動額							
剰余金の配当							1,887,480
当期純利益							4,955,483
株主資本以外の 項目の当期変動額 （純額）							
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	3,068,003
当期末残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	26,561,078

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	25,314,279	35,943,263	327,116	327,116	36,270,379
当期変動額					
剰余金の配当	1,887,480	1,887,480			1,887,480
当期純利益	4,955,483	4,955,483			4,955,483
株主資本以外の 項目の当期変動額 （純額）			543,419	543,419	543,419
当期変動額合計	3,068,003	3,068,003	543,419	543,419	3,611,423
当期末残高	28,382,283	39,011,267	870,535	870,535	39,881,802

当事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金		
					配当準備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	26,561,078
当期変動額							
剰余金の配当							9,489,438
当期純利益							4,183,413
株主資本以外の 項目の当期変動額 （純額）							
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	5,306,024
当期末残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	21,255,054

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	28,382,283	39,011,267	870,535	870,535	39,881,802
当期変動額					
剰余金の配当	9,489,438	9,489,438			9,489,438
当期純利益	4,183,413	4,183,413			4,183,413
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)			276,474	276,474	276,474
当期変動額合計	5,306,024	5,306,024	276,474	276,474	5,582,498
当期末残高	23,076,258	33,705,242	594,061	594,061	34,299,304

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

器具備品 3～20年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

「税効果会計に係る会計基準」の一部改正（企業会計基準第28号平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計関係注記を変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」715,988千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」1,394,447千円に含めて表示しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第4項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)（評価性引当額の合計額を除く。）に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前事業年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
建物	312,784千円	350,176千円
器具備品	768,929千円	922,553千円

2 当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。

当事業年度末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	- 千円	- 千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

3 保証債務

当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、令和5年6月までの賃借料総額の支払保証を行っております。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
Sumitomo Mitsui Asset Management (New York)Inc.	204,923千円	174,854千円

(損益計算書関係)

1 過去勤務費用償却益

過去勤務費用償却益は、退職金規程を変更したことに伴い発生した過去勤務費用の一時処理額であります。

2 固定資産除却損

	前事業年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)	当事業年度 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)
器具備品	0千円	695千円
ソフトウェア	9,000千円	766千円
ソフトウェア仮勘定	345,695千円	- 千円

3 関係会社株式評価損

関係会社株式評価損は、関連会社の株式について減損処理を適用したことによるものであります。

4 合併関連費用

合併関連費用は、主に目論見書等の一斉改版費用及び当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との合併に関する業務委託費用であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

1.発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	-	-	17,640株

2.剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,887,480	107,000.00	平成29年 3月31日	平成29年 6月28日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

平成30年6月26日開催の第33回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,822,400	160,000.00	平成30年 3月31日	平成30年 6月27日

当事業年度(自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)

1.発行済株式数に関する事項

当社は平成30年11月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	17,622,360株	-	17,640,000株

2.剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額等

当社は平成30年11月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。

当該株式分割は平成30年11月1日を効力発生日としておりますので、平成31年1月31日を基準日とする一株当たり配当額につきましては、株式分割後の株式数を基準に記載しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月26日 定時株主総会	普通株式	2,822,400	160,000.00	平成30年 3月31日	平成30年 6月27日
平成31年2月28日 臨時株主総会	普通株式	6,667,038	377.95	平成31年 1月31日	平成31年 3月22日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

令和1年6月24日開催の臨時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和1年6月24日 臨時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,469,600	140.00	平成31年 3月28日	令和1年 6月25日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
1年以内	208,187	597,239
1年超	42,916	6,115,662

合計	251,104	6,712,901
----	---------	-----------

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。また、資金調達及びデリバティブ取引は行っていません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式及び50%出資した関連会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。また、長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

投資有価証券、子会社株式及び関連会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

市場リスクの管理

投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格及び業界団体が公表する売買参考統計値等に基づく価額のほか、これらの価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません(注2)参照)。

前事業年度(平成30年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	20,873,870	20,873,870	-
(2)顧客分別金信託	20,010	20,010	-
(3)未収委託者報酬	6,332,203	6,332,203	-
(4)未収運用受託報酬	1,725,215	1,725,215	-
(5)未収投資助言報酬	316,407	316,407	-
(6)投資有価証券 その他有価証券	10,616,296	10,616,296	-
(7)長期差入保証金	658,505	658,505	-
資産計	40,542,507	40,542,507	-
(1)顧客からの預り金	84	84	-
(2)未払手数料	2,783,763	2,783,763	-

負債計	2,783,847	2,783,847	-
-----	-----------	-----------	---

当事業年度(平成31年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	13,755,961	13,755,961	-
(2)顧客分別金信託	20,011	20,011	-
(3)未収委託者報酬	6,963,077	6,963,077	-
(4)未収運用受託報酬	1,129,548	1,129,548	-
(5)未収投資助言報酬	285,668	285,668	-
(6)投資有価証券			
その他有価証券	10,829,330	10,829,330	-
(7)長期差入保証金	2,004,451	2,004,451	-
資産計	34,988,051	34,988,051	-
(1)顧客からの預り金	4,534	4,534	-
(2)未払手数料	3,246,133	3,246,133	-
負債計	3,250,667	3,250,667	-

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)顧客分別金信託、(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬及び(5)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(6)投資有価証券

これらの時価について、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

(7)長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

負債

(1)顧客からの預り金及び(2)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位:千円)

区分	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
その他有価証券 非上場株式	298	298
合計	298	298
子会社株式及び関連会社株式 非上場株式	10,412,523	10,252,067
合計	10,412,523	10,252,067

その他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、「(6)その他有価証券」には含めておりません。

子会社株式及び関連会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成30年3月31日)

(単位:千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	20,873,870	-	-	-
顧客分別金信託	20,010	-	-	-
未収委託者報酬	6,332,203	-	-	-
未収運用受託報酬	1,725,215	-	-	-
未収投資助言報酬	316,407	-	-	-
長期差入保証金	602,360	56,144	-	-

合計	29,870,067	56,144	-	-
----	------------	--------	---	---

当事業年度(平成31年3月31日)

(単位:千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	13,755,961	-	-	-
顧客分別金信託	20,011	-	-	-
未収委託者報酬	6,963,077	-	-	-
未収運用受託報酬	1,129,548	-	-	-
未収投資助言報酬	285,668	-	-	-
長期差入保証金	54,900	1,949,551	-	-
合計	22,209,168	1,949,551	-	-

(有価証券関係)

1.子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(平成30年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式10,412,523千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成31年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式10,252,067千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2.その他有価証券

前事業年度(平成30年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	7,366,669	6,046,232	1,320,437
小計	7,366,669	6,046,232	1,320,437
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	3,249,626	3,315,328	65,701
小計	3,249,626	3,315,328	65,701
合計	10,616,296	9,361,560	1,254,735

(注)非上場株式等(貸借対照表計上額 298千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成31年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	7,545,410	6,613,088	932,322
小計	7,545,410	6,613,088	932,322
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	3,283,920	3,360,000	76,080
小計	3,283,920	3,360,000	76,080
合計	10,829,330	9,973,088	856,242

(注)非上場株式等(貸借対照表計上額 298千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3.事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

(単位:千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
532,099	30,980	9,634

当事業年度(自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)

(単位:千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
728,127	7,247	14,605

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

当事業年度において、有価証券について160,455千円(関係会社株式160,455千円)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては子会社株式及び関連会社株式については、当該株式の発行会社の財務状況等を勘案した上で、回復可能性を検討し、回復可能性のないものについて減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

	前事業年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)	当事業年度 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,177,131	3,319,830
勤務費用	285,715	267,362
利息費用	2,922	-
数理計算上の差異の発生額	51,212	3,658
退職給付の支払額	94,727	85,082
過去勤務費用の発生額	-	79,850
退職給付債務の期末残高	3,319,830	3,418,601

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位:千円)

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	3,319,830	3,418,601
未認識数理計算上の差異	-	-
未認識過去勤務費用	-	-
退職給付引当金	3,319,830	3,418,601

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位:千円)

	前事業年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)	当事業年度 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)
勤務費用	285,715	267,362
利息費用	2,922	-
数理計算上の差異の費用処理額	51,212	3,658
過去勤務費用償却益	-	79,850
その他	182,458	199,849
確定給付制度に係る退職給付費用	419,884	383,703

(注) 1.退職金規程を変更したことに伴い、過去勤務費用償却益79,850千円を特別利益に計上しております。

2.その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金並びに確定拠出年金への拠出額であります。

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表わしております。)

	前事業年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)	当事業年度 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)
--	--------------------------------------	--------------------------------------

割引率	0.000%	0.000%
-----	--------	--------

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度147,195千円、当事業年度156,457千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位：千円)	
	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,016,532	1,046,775
賞与引当金	492,056	400,242
調査費	90,509	80,983
未払金	60,851	57,192
未払事業税	102,103	54,797
ソフトウェア償却	11,289	17,501
その他	7,903	82,798
繰延税金資産小計	1,781,245	1,740,292
評価性引当額(注)	2,597	51,729
繰延税金資産合計	1,778,648	1,688,563
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	384,200	262,181
繰延税金負債合計	384,200	262,181
繰延税金資産の純額	1,394,447	1,426,381

(注) 評価性引当額が49,131千円増加しております。この増加の内容は、主として関係会社株式評価損に係る評価性引当額を追加的に認識したことに伴うものであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度	当事業年度
	(平成30年3月31日)	(平成31年3月31日)
法定実効税率	30.8%	30.6%
(調整)		
評価性引当額の増減	-	0.8
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	0.9
住民税均等割等	0.1	0.1
所得税額控除による税額控除	1.9	1.4
その他	0.1	0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.4	30.5

(セグメント情報等)

前事業年度(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	36,538,981	8,362,118	1,440,233	189,145	46,530,479

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自平成30年4月1日至平成31年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	39,156,499	6,277,217	1,332,888	232,009	46,998,614

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の 子会社	(株)三井住友 銀行	東京都 千代田区	1,770,996,505	銀行業	% -	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	2,761,066	未払 手数料	429,436
親会社 の 子会社	SMBC日興 証券(株)	東京都 千代田区	10,000,000	証券業	% -	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	5,685,815	未払 手数料	953,752

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ(東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

当事業年度(自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の 子会社	(株)三井住友 銀行	東京都 千代田区	1,770,996,505	銀行業	% -	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	2,499,836	未払 手数料	399,447
親会社 の 子会社	SMBC日興 証券(株)	東京都 千代田区	10,000,000	証券業	% -	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	5,789,062	未払 手数料	1,154,875

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ(東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)	当事業年度 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)
1株当たり純資産額	2,260.87円	1,944.40円
1株当たり当期純利益金額	280.92円	237.15円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 当社は、平成30年11月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)	当事業年度 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	4,955,483	4,183,413
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	4,955,483	4,183,413
期中平均株式数(株)	17,640,000	17,640,000

(重要な後発事象)

前事業年度(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)

当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との合併に関する主要株主間での基本合意について

平成30年5月11日付で当社及び大和住銀投信投資顧問株式会社の主要株主である株式会社三井住友フィナンシャルグループ、株式会社大和証券グループ本社、三井住友海上火災保険株式会社及び住友生命保険相互会社が、当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との合併に関する基本合意書を締結しました。

当事業年度(自平成30年4月1日至平成31年3月31日)

取得による企業結合

当社は、平成30年9月28日開催の当社取締役会において、当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との間で合併契約を締結することについて決議し、同日付で締結しました。本合併契約に基づき、当社と大和住銀投信投資顧問株式会社は、平成31年4月1日付で合併いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 大和住銀投信投資顧問株式会社
事業の内容 投資運用業、投資助言・代理業等

(2) 企業結合を行う主な理由

資産運用ビジネスはグローバルに成長拡大しており、お客さまから求められる運用力やサービスはますます高度化しております。本件合併は、このようなお客さまからのニーズに対応するために、両運用会社の持つ強み・ノウハウを結集した、フィデューシャリー・デューティーに基づく最高品質の運用パフォーマンスとサービスを提供する資産運用会社の実現を図るものであります。

(3) 企業結合日

平成31年4月1日

(4) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、大和住銀投信投資顧問株式会社を消滅会社とする吸収合併方式であります。

(5) 結合後企業の名称

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

(6) 取得企業を決定するに至った主な根拠

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)の考え方に基づき、当社を取得企業としております。

2. 合併比率及びその算定方法並びに交付した株式数

(1) 合併比率

大和住銀投信投資顧問株式会社の普通株式1株に対し、当社の普通株式4.2156株を割当て交付いたしました。

(2) 合併比率の算定方法

当社はE Yトランザクション・アドバイザー・サービス株式会社を、大和住銀投信投資顧問株式会社はP w Cアドバイザー合同会社を、合併比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定し、各第三者算定機関による算定結果を参考に、両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、合併比率について慎重に協議を重ねた結果、合併比率が妥当であると判断し、合意に至ったものであります。

(3) 交付した株式数

普通株式：16,230,060株

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

デューデリジェンス費用13,700千円

4. 取得原価の配分に関する事項

現時点では確定しておりません。

(参考) 大和住銀投信投資顧問株式会社の経理状況

当該(参考)において、大和住銀投信投資顧問株式会社を「委託会社」または「当社」といいます。

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号。)により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第47期事業年度(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

令和1年6月14日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 飯田 浩 司 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 栄 裕 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社（旧会社名 大和住銀投信投資顧問株式会社）の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第47期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社（旧会社名 大和住銀投信投資顧問株式会社）の平成31年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社と三井住友アセットマネジメント株式会社は、平成31年4月1日付で合併した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) 既出データは監査の対象には含まれていません。

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

	第46期 (平成30年3月31日)	第47期 (平成31年3月31日)
資産の部		

流動資産			
現金・預金		21,360,895	20,475,527
前払費用		204,460	230,059
未収入金		12,823	4,542
未収委託者報酬		3,363,312	2,923,589
未収運用受託報酬		1,198,432	870,546
未収収益		41,310	38,738
その他		7,553	3,324
流動資産計		26,188,788	24,546,329
固定資産			
有形固定資産			
建物	1	75,557	225,975
器具備品	1	122,169	95,404
土地		710	710
リース資産	1	7,275	8,108
有形固定資産計		205,712	330,198
無形固定資産			
ソフトウェア		73,887	159,087
ソフトウェア仮勘定		-	6,115
電話加入権		12,706	12,706
無形固定資産計		86,593	177,909
投資その他の資産			
投資有価証券		10,257,600	11,025,039
関係会社株式		956,115	956,115
従業員長期貸付金		1,170	-
長期差入保証金		534,699	534,270
出資金		82,660	82,660
繰延税金資産		1,041,251	1,009,250
その他		-	8,397
貸倒引当金		20,750	20,750
投資その他の資産計		12,852,746	13,594,982
固定資産計		13,145,052	14,103,090
資産合計		39,333,840	38,649,419

(単位：千円)

	第46期 (平成30年3月31日)	第47期 (平成31年3月31日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	3,143	3,583
未払金	29,207	1,555,486
未払手数料	1,434,393	1,222,461
未払費用	1,287,722	1,203,269
未払法人税等	1,397,293	264,304
未払消費税等	135,042	48,437
賞与引当金	1,263,100	1,007,040
役員賞与引当金	85,600	72,900
その他	23,128	29,455
流動負債計	5,658,632	5,406,939

固定負債		
リース債務	4,698	5,173
退職給付引当金	1,540,203	1,707,062
役員退職慰労引当金	88,050	-
長期未払金	-	204,333
資産除去債務	-	248,260
固定負債計	1,632,952	2,164,829
負債合計	7,291,585	7,571,769

(単位：千円)

	第46期 (平成30年3月31日)	第47期 (平成31年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	156,268	156,268
資本剰余金合計	156,268	156,268
利益剰余金		
利益準備金	343,731	343,731
その他利益剰余金		
別途積立金	1,100,000	1,100,000
繰越利益剰余金	28,387,042	27,516,774
利益剰余金合計	29,830,773	28,960,505
株主資本合計	31,987,042	31,116,774
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	55,213	39,124
評価・換算差額等合計	55,213	39,124
純資産合計	32,042,255	31,077,650
負債純資産合計	39,333,840	38,649,419

(2) 損益計算書

(単位：千円)

	第46期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)	第47期 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)
営業収益		
運用受託報酬	5,111,757	4,252,374
委託者報酬	26,383,145	24,415,734
その他営業収益	82,997	66,957
営業収益計	31,577,899	28,735,066
営業費用		
支払手数料	11,900,832	10,708,502
広告宣伝費	93,131	196,206
公告費	-	293
調査費		
調査費	1,637,364	2,076,042
委託調査費	2,959,680	3,032,753

委託計算費	79,120	77,597
営業雑経費		
通信費	42,497	38,715
印刷費	517,371	507,540
協会費	24,374	24,325
諸会費	3,778	1,994
その他	122,930	63,596
営業費用計	17,381,079	16,727,567
一般管理費		
給料		
役員報酬	218,127	217,030
給料・手当	2,809,008	3,002,836
賞与	86,028	48,878
退職金	9,864	2,855
福利厚生費	647,269	638,399
交際費	29,121	38,883
旅費交通費	159,224	153,694
租税公課	199,255	160,817
不動産賃借料	622,807	639,392
退職給付費用	219,724	324,082
固定資産減価償却費	71,624	141,154
賞与引当金繰入額	1,263,100	1,007,040
役員退職慰労引当金繰入額	36,130	102,860
役員賞与引当金繰入額	85,500	72,900
諸経費	901,001	1,011,941
一般管理費計	7,357,787	7,562,768
営業利益	6,839,032	4,444,730
営業外収益		
受取配当金	23,350	35,946
受取利息	199	178
投資有価証券売却益	6,350	45,345
その他	2,831	10,431
営業外収益計	32,732	91,902
営業外費用		
投資有価証券売却損	5,000	4,735
解約違約金	-	982
為替差損	1,784	828
その他	0	410
営業外費用計	6,784	6,956
経常利益	6,864,980	4,529,676
特別損失		
合併関連費用	2	179,376
固定資産除却損	-	4,121
特別損失計	-	183,498
税引前当期純利益	6,864,980	4,346,177
法人税、住民税及び事業税	2,242,775	1,339,010
法人税等調整額	78,014	73,635
法人税等合計	2,164,761	1,412,646
当期純利益	4,700,218	2,933,531

(3) 株主資本等変動計算書

第46期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	26,100,773
当期変動額						
剰余金の配当						2,413,950
当期純利益						4,700,218
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)						
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,286,268
当期末残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	28,387,042

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	27,544,504	29,700,773	37,917	37,917	29,738,691
当期変動額					
剰余金の配当	2,413,950	2,413,950			2,413,950
当期純利益	4,700,218	4,700,218			4,700,218
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)			17,295	17,295	17,295
当期変動額合計	2,286,268	2,286,268	17,295	17,295	2,303,564
当期末残高	29,830,773	31,987,042	55,213	55,213	32,042,255

第47期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	28,387,042
当期変動額						
剰余金の配当						3,803,800
当期純利益						2,933,531
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)						
当期変動額合計	-	-	-	-	-	870,268
当期末残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	27,516,774

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	29,830,773	31,987,042	55,213	55,213	32,042,255
当期変動額					
剰余金の配当	3,803,800	3,803,800			3,803,800
当期純利益	2,933,531	2,933,531			2,933,531
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			94,337	94,337	94,337
当期変動額合計	870,268	870,268	94,337	94,337	964,605
当期末残高	28,960,505	31,116,774	39,124	39,124	31,077,650

注記事項

（重要な会計方針）

- 1.有価証券の評価基準及び評価方法
- (1) 子会社株式及び関連会社株式
総平均法による原価法を採用しております。
- (2) その他有価証券
- 時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は総平均法により算出し、評価差額は全部純資産直入法により処理しております。）を採用しております。
- 時価のないもの
総平均法による原価法を採用しております。
- 2.固定資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- 建物 2～30年
器具備品 4～15年
- （会計上の見積りの変更）
当事業年度において、当社と三井住友アセットマネジメント株式会社（以下「SMAM」）との間で合併契約を締結したことに伴い、将来利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。
これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ15,534千円減少しております。
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- 3.引当金の計上基準
- (1) 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金
従業員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金 役員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、社内規定に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。 これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績に応じて、各事業年度ごとに各人別に勤務費用が確定するためです。
(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づき事業年度末における要支給額を計上しております。
4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（表示方法の変更）

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」504,497千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」1,041,251千円に含めて表示しております。

（追加情報）

当社は、平成31年3月22日開催の臨時株主総会において、退任となる取締役及び監査役に対して、在任中の労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で役員退職慰労金を支給することを決議しました。

これに伴い、当事業年度において役員退職慰労引当金184,610千円を長期未払金に振り替えております。

（貸借対照表関係）

第46期 (平成30年3月31日)	第47期 (平成31年3月31日)
1.有形固定資産の減価償却累計額	1.有形固定資産の減価償却累計額
建物 465,964千円	建物 556,889千円
器具備品 266,621千円	器具備品 297,262千円
リース資産 8,719千円	リース資産 12,584千円

（損益計算書関係）

第46期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第47期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
-	2. 合併関連費用は、主に目論見書等の一斉改版費用及び当社とSMAMとの合併に関する業務委託費用であります。

（株主資本等変動計算書関係）

第46期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

株式の種類	1.発行済株式に関する事項 (単位：千株)			
	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	3,850	-	-	3,850
合計	3,850	-	-	3,850

2.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月23日 定時株主総会	普通株式	2,413,950	627	平成29年3月31日	平成29年6月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成30年6月22日 定時株主総会	普通 株式	2,348,500	利益 剰余金	610	平成30年3月31日	平成30年6月23日

第47期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

1.発行済株式に関する事項

(単位：千株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	3,850	-	-	3,850
合計	3,850	-	-	3,850

2.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月22日 定時株主総会	普通株式	2,348,500	610	平成30年3月31日	平成30年6月23日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成31年3月22日 臨時株主総会	普通 株式	1,455,300	利益 剰余金	378	平成31年3月31日	令和1年6月25日

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用事業を行っております。余裕資金は安全で流動性の高い金融資産で運用し、銀行からの借入や社債の発行はありません。

安全性の高い金融商品での短期的な運用の他に、自社ファンドの設定に自己資本を投入しております。その自己設定投信は、事業推進目的で保有しており、設定、解約又は償還に関しては、社内規定に従っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

主たる営業債権は、投資運用業等より発生する未収委託者報酬、未収運用受託報酬であります。

これらの債権は、全て1年以内の債権であり、そのほとんどが信託財産の中から支払われるため、回収不能となるリスクは極めて軽微であります。

未収入金は、当社より他社へ出向している従業員給与等であり、1年以内の債権であります。

投資有価証券は、その大半が事業推進目的で設定した投資信託であり、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。

長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

未払手数料は、投資信託の販売に係る支払手数料であります。また、未払費用は、投資信託の運用に係る再委託手数料、及び業務委託関連費用であります。

これらの債務は、全て1年以内の債務であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、社内規定に従って取引先を選定し、担当部門で取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、投資有価証券の一部を除いて、資金決済のほとんどを自国通貨で行っているため、為替の変動リスクは極めて限定的であります。

投資有価証券のうち自己設定投信については、その残高及び損益状況等を定期的に経営会議に報告しております。

なお、デリバティブ取引については行っておりません。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、社内規定に従って手元流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません(注2)を参照ください)。

第46期(平成30年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	21,360,895	21,360,895	-
(2) 未収委託者報酬	3,363,312	3,363,312	-
(3) 未収運用受託報酬	1,198,432	1,198,432	-
(4) 未収入金	12,823	12,823	-
(5) 投資有価証券 その他有価証券	10,206,465	10,206,465	-
資産計	36,141,929	36,141,929	-
(1) 未払手数料	1,434,393	1,434,393	-
(2) 未払費用(*)	959,074	959,074	-
負債計	2,393,468	2,393,468	-

(*) 金融商品に該当するものを表示しております。

第47期(平成31年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	20,475,527	20,475,527	-
(2) 未収委託者報酬	2,923,589	2,923,589	-
(3) 未収運用受託報酬	870,546	870,546	-
(4) 未収入金	4,542	4,542	-
(5) 投資有価証券 その他有価証券	10,979,968	10,979,968	-
(6) 長期差入保証金	524,592	524,592	-
資産計	35,778,767	35,778,767	-
(1) 未払手数料	1,222,461	1,222,461	-
(2) 未払費用(*)	807,875	807,875	-
負債計	2,030,337	2,030,337	-

(*) 金融商品に該当するものを表示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

- (1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 投資有価証券

投資信託であり、公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

- (6) 長期差入保証金

敷金の性質及び賃貸借契約の期間から、時価は当該帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額によっております。

負債

- (1) 未払手数料、及び(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	第46期(平成30年3月31日)	第47期(平成31年3月31日)
(1) その他有価証券 非上場株式	51,135	45,071
(2) 子会社株式 非上場株式	956,115	956,115
(3) 長期差入保証金	534,699	9,677

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象としておりません。このため、(1) その他有価証券の非上場株式については2.(5) 投資有価証券には含めておりません。

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日以後の償還予定額

第46期(平成30年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	21,360,895	-	-	-
未収委託者報酬	3,363,312	-	-	-
未収運用受託報酬	1,198,432	-	-	-
未収入金	12,823	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券の うち満期があるもの	1,923,400	373,466	657,576	-
合計	27,858,863	373,466	657,576	-

第47期(平成31年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	20,475,527	-	-	-
未収委託者報酬	2,923,589	-	-	-
未収運用受託報酬	870,546	-	-	-
未収入金	4,542	-	-	-

投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	151,249	2,135,802	761,441	-
長期差入保証金	-	524,592	-	-
合計	24,425,455	2,660,395	761,441	-

(有価証券関係)

1.子会社株式

第46期(平成30年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額、関係会社株式 956,115千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

第47期(平成31年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額、関係会社株式 956,115千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2.その他有価証券

第46期(平成30年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	2,522,495	2,276,821	245,674
小計	2,522,495	2,276,821	245,674
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	7,683,969	7,850,063	166,093
小計	7,683,969	7,850,063	166,093
合計	10,206,465	10,126,884	79,580

(注)非上場株式(貸借対照表計上額 51,135千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第47期(平成31年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	2,207,351	1,967,041	240,309
小計	2,207,351	1,967,041	240,309
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	8,772,616	9,069,317	296,700
小計	8,772,616	9,069,317	296,700
合計	10,979,968	11,036,359	56,391

(注)非上場株式(貸借対照表計上額 45,071千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3.当事業年度中に売却したその他有価証券

第46期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	398,350	6,350	5,000

第47期（自平成30年4月1日 至平成31年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	1,433,609	45,345	4,735

（退職給付関係）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規程に基づく退職一時金制度のほか、確定拠出年金制度を採用しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2.簡便法を適用した確定給付制度

（1）簡便法を採用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	第46期 （自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）	第47期 （自平成30年4月1日 至平成31年3月31日）
退職給付引当金の期首残高	1,482,500	1,540,203
退職給付費用	147,235	248,717
退職給付の支払額	105,520	61,499
その他	15,987	20,359
退職給付引当金の期末残高	1,540,203	1,707,062

（注）前事業年度のその他は、転籍者の退職給付引当金受入れ額であります。

当事業年度のその他は、主に長期未払金への振り替えであります。

（2）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（単位：千円）

	第46期 （平成30年3月31日）	第47期 （平成31年3月31日）
積立型制度の退職給付債務	-	-
年金資産	-	-
非積立型制度の退職給付債務	1,540,203	1,707,062
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,540,203	1,707,062
退職給付引当金	1,540,203	1,707,062
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,540,203	1,707,062

（3）退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 第46期 147,235千円 第47期 248,717千円

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、第46期は72,489千円、第47期は75,365千円であります。

（税効果会計関係）

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	第46期 （平成30年3月31日）	第47期 （平成31年3月31日）
繰延税金資産		
未払事業税	71,030	23,058
賞与引当金	386,761	308,355
社会保険料	30,549	27,751
未払事業所税	4,247	4,370
退職給付引当金	471,610	522,702
資産除去債務	-	77,318
投資有価証券	67,546	65,422
ゴルフ会員権	11,000	11,000
役員退職慰労引当金	26,961	-
その他有価証券評価差額金	-	17,266
その他	74,458	83,141
繰延税金資産小計	1,144,165	1,140,388
評価性引当額	78,546	76,422
繰延税金資産合計	1,065,618	1,063,965
繰延税金負債		
建物	-	54,715
その他有価証券評価差額金	24,367	-
繰延税金負債合計	24,367	54,715
繰延税金資産の純額	1,041,251	1,009,250

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	第46期 （平成30年3月31日）	第47期 （平成31年3月31日）
法定実効税率	-	30.62%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	0.80%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	-	0.09%
特定外国子会社等課税対象金額	-	1.99%
税額控除	-	0.64%
その他	-	0.36%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	32.50%

（注）前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

（1）当該資産除去債務の概要

主として本社の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務等であります。

（2）当該資産除去債務の金額の算定方法

当該契約に基づく退去予定期限までの期間を使用見込期間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

なお、割引計算による金額の重要性が乏しいことから、割引前の見積り額を計上しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、主として本社の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務等について合理的な見積りが可能となったことから、「(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法」に記載の算定方法に則り、資産除去債務の金額を計算しております。資産除去債務の残高の推移は次のとおりであります。

(単位：千円)

	第46期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第47期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
期首残高	-	-
見積りの変更による増加額	-	248,260
期末残高	-	248,260

(セグメント情報等)

セグメント情報

1. 報告セグメントの概要

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第46期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託委託業	投資一任業務	その他	合計
外部顧客からの営業収益	26,383,145	5,111,757	82,997	31,577,899

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益10%以上を占める相手先がないため、記載は省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

第47期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託委託業	投資一任業務	その他	合計

外部顧客からの営業収益	24,415,734	4,252,374	66,957	28,735,066
-------------	------------	-----------	--------	------------

2.地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益10%以上を占める相手先がないため、記載は省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者との取引)

第46期(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (億円)	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
その他の関係会社の子会社	大和証券株式会社	東京都千代田区	1,000	証券業	-	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 1	3,987,525	未払手数料	573,578
その他の関係会社の子会社	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区	17,709	銀行業	-	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 1	1,969,101	未払手数料	273,241

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。
- 2 上記金額の内、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれています。

第47期(自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (億円)	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
その他の関係会社の子会社	大和証券株式会社	東京都千代田区	1,000	証券業	-	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 1	4,328,153	未払手数料	540,879

その他の関係会社の子会社	株式会社 三井住友銀行	東京都千代田区	17,709	銀行業	-	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 1	1,465,685	未払手数料	228,197
--------------	----------------	---------	--------	-----	---	-------------------	---------------------	-----------	-------	---------

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。
- 2 上記金額の内、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれています。

(1株当たり情報)

	第46期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第47期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
1株当たり純資産額	8,322円66銭	8,072円12銭
1株当たり当期純利益金額	1,220円84銭	761円96銭

(注)潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たりの当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第46期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第47期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
当期純利益(千円)	4,700,218	2,933,531
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	4,700,218	2,933,531
普通株式の期中平均株式数(千株)	3,850	3,850

(重要な後発事象)

当社は、平成30年9月28日付で締結した、S M A Mとの合併契約書に基づき、当社を消滅会社とし、S M A Mを存続会社とする吸収合併方式により、平成31年4月1日付で合併いたしました。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ハ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の

当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

二 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

ホ 上記八、二に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

イ 定款の変更、その他の重要事項

(イ) 定款の変更

- a. 2018年11月1日付で、発行可能株式総数を変更する定款の変更を行いました。
- b. 2019年4月1日付で、取締役の員数の上限を変更する等の定款の変更を行いました。

(ロ) その他の重要事項

三井住友アセットマネジメント株式会社は、2019年4月1日に大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、商号を三井住友DSアセットマネジメント株式会社に変更しました。

ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実
該当ありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称	資本金の額(百万円) 2019年3月末現在	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

<参考：再信託受託会社(日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)の概要>

- ・資本金：51,000百万円(2019年3月末現在)
- ・事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- ・再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社(日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2)販売会社

名称	資本金の額(百万円) 2019年3月末現在	事業の内容
池田泉州T T証券株式会社	1,250	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
とちぎんT T証券株式会社	301	
エース証券株式会社	8,831	
株式会社S B I証券	48,323	
香川証券株式会社	555	
寿証券株式会社	305	
めぶき証券株式会社	3,000	
大和証券株式会社	100,000	
楽天証券株式会社	7,495	
東海東京証券株式会社	6,000	
内藤証券株式会社	3,002	
西日本シティT T証券株式会社	3,000	
日産証券株式会社	1,500	
浜銀T T証券株式会社	3,307	
ほくほくT T証券株式会社	1,250	
F F G証券株式会社	3,000	
丸八証券株式会社	3,751	
水戸証券株式会社	12,272	
ワイエム証券株式会社	1,270	

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産に属する有価証券の保管・管理・計算等およびその信託事務処理の一部の委託等を行います。

(2)販売会社

日本におけるファンドの募集・販売業務、解約金・償還金、収益分配金の支払い等に関する事務等を行います。

3【資本関係】

(持株比率5%以上を記載しています。)

該当事項はありません。

第3【その他】

- 1 目論見書の表紙から本文の前までおよび裏表紙の記載について
 - (1)「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨を記載することがあります。
 - (2)委託会社の金融商品取引業者登録番号を記載することがあります。
 - (3)委託会社のホームページのアドレスおよび他のインターネットのアドレス(これらのアドレスをコード化した図形等も含む)を記載することがあります。
 - (4)請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨を記載することがあります。
 - (5)目論見書の使用開始日を記載することがあります。
 - (6)投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載することがあります。
 - (7)請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨を記載することがあります。
 - (8)「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載をすることがあります。
 - (9)当ファンドのロゴおよび委託会社のロゴを記載することがあります。
 - (10)ファンドの形態および属性、申込みにかかる事項、ユニバーサルデザインフォントマークを記載することがあります。
 - (11)写真、イラスト、図案およびキャッチコピーを採用することがあります。また、ファンドの管理番号等を記載することがあります。
- 2 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- 3 当ファンドの投資信託約款の全文を請求目論見書に掲載することがあります。
- 4 目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書(交付目論見書)」または「投資信託説明書(請求目論見書)」と称して使用することがあります。
- 5 評価機関等から当ファンドに対する評価を取得し、使用することがあります。
- 6 有価証券届出書を個別に提出している複数のファンドの実質的な投資対象資産に共通性がある場合には、当該複数のファンドを一つの投資信託説明書(交付目論見書)で説明することがあります。また、有価証券届出書を個別に提出している複数のファンドにかかる投資信託説明書(交付目論見書)および投資信託説明書(請求目論見書)を一体のものとして使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

令和1年6月14日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小澤陽一 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 菅野雅子 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社（旧会社名 三井住友アセットマネジメント株式会社）の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社（旧会社名 三井住友アセットマネジメント株式会社）の平成31年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社と大和住銀投信投資顧問株式会社は、平成31年4月1日付で合併した。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和1年8月23日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 勝也 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 栄裕 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているエマーシング・ボンド・ファンド・カナダドルコース（毎月分配型）の平成31年1月17日から令和1年7月16日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エマーシング・ボンド・ファンド・カナダドルコース（毎月分配型）の令和1年7月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和1年8月23日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 勝也 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 栄裕 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているエマーシング・ボンド・ファンド・メキシコペソコース（毎月分配型）の平成31年1月17日から令和1年7月16日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エマーシング・ボンド・ファンド・メキシコペソコース（毎月分配型）の令和1年7月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

